

平成 30 年 度  
( 2 0 1 8 年度 )

練馬区監査結果報告集

練馬区監査事務局

## 平成 30 年度練馬区監査結果報告集 目次

### 平成 30 年度監査の概要

1 監査委員	1
2 平成 30 年度練馬区監査基本計画	1
3 監査等実施状況	2

### 定期監査の監査結果

1 定期監査	7
2 定期監査	10
3 定期監査	17
4 定期監査	19
5 定期監査	21
6 定期監査	24
7 定期監査	27
8 定期監査	29
9 定期監査	31
10 定期監査	33

財政援助団体等監査の監査結果	37
----------------	----

例月現金出納検査結果	43
------------	----

決算等審査結果および財政健全化判断比率審査結果	71
-------------------------	----

### 住民監査請求に係る監査結果

弁護士報酬経費に係る損害賠償等措置請求監査結果	83
-------------------------	----

### 行政監査結果

「委託・補助等の適正な執行について」	107
--------------------	-----

# 平成 30 年度監査の概要

## 1 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。任期は、前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

平成31年3月31日現在の監査委員および任期はつぎのとおりである。

識見を有する者 山中 協（常勤・代表）

（平成29年10月21日～令和3年10月20日）

識見を有する者 萩野 うたみ

（平成31年3月8日～令和5年3月7日）

区議会議員 小泉 純二

（平成30年6月27日～在任中）

区議会議員 斉藤 静夫

（平成30年6月27日～在任中）

## 2 平成30年度練馬区監査基本計画

### 基本方針

各種監査を通じて、区の事務事業における合规性、経済性、効率性および有効性を検証し、適切な執行の支援につなげることで、区政に対する区民の信頼確保を図る。

監査委員による「指摘」とそのフォローアップのみならず、監査時の個々の「口頭指導」についても確実に改善されているか検証し、監査の実効性を向上させる。

公共サービスの提供主体が区民・事業者との協働により様々な広がりをみせる中で、担当部署による事務事業の評価等が、サービスの質の確保や向上の面等から適切に機能しているか検証し、事務の有効性の確保を図る。

マイナンバー制度の運用により、個人情報の厳格な取扱いが求められる中で、個人情報の適正な管理とそれに関連した事務改善が適切に行われているか検証し、事務の厳格性の向上を図る。

公金・準公金および契約等の履行について、区の内部統制の体制等を点検し、公金・準公金の管理が適正に行われているか、契約事務の手続が規則等に従い適正に行われているか等を検証し、事務の合规性の確保を図る。

基本計画については4ページ参照

### 3 監査等実施状況

定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

#### ア 財務監査

対象 92課94施設

#### イ 工事監査

対象 8箇所

#### ウ 監査結果

指摘事項 1件

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

#### ア 対象団体数 36団体

#### イ 監査結果

指摘事項 なし

例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

本検査においては、会計管理者より提出された歳入歳出計算書を基礎として、収支状況について出納関係諸帳簿、指定金融機関提出の収支計算書、預金通帳等と照合した結果、例月出納検査調書のとおり、誤りのないことを確認した。

決算・基金運用状況審査（地方自治法第233条第2項、第241条第5項）

#### ア 決算 5件

#### イ 基金 2件

審査の結果

- (ア) 各会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して調製されていると認められた。
- (イ) 各会計歳入歳出決算書等の計数は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、いずれも誤りのないものと認められた。
- (ウ) 財産の管理状況は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。
- (エ) 基金の運用状況については、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

#### ア 実質赤字比率

#### イ 連結実質赤字比率

#### ウ 実質公債費比率

## エ 将来負担比率

### 審査の結果

健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りのないものと認められた。

行政監査（地方自治法第199条第2項）

「委託・補助等の適正な執行について」

### 監査委員意見

今回の監査は、委託162件、補助50件を調査対象として、定期監査で確認した事例、関係課長からのヒアリングを合わせて実施したところである。

調査した委託・補助等においては、その目的の達成のため、概ね必要な事務手続や成果等を得ていたが、相手方の選定方法や履行確認等において、一部不十分なものが見受けられた。

監査において、個々の不十分事例に内在する共通のリスクを6つの視点から識別した。これらのリスクの評価が、区全体としての指導・支援の充実、契約事務に関する内部統制の強化に資するものと期待している。

### 《6つの視点》

- 1 委託・補助等の目的は明確か。
- 2 仕様書・補助要綱の内容は適格か。
- 3 相手方選定の方法・結果は妥当か。
- 4 経費の見積もりは適切か。
- 5 履行確認は適切か。
- 6 事業の成果について評価を実施しているか。

住民監査請求による監査（地方自治法第242条）

「弁護士報酬経費に係る損害賠償等措置請求」（棄却）

平成 30 年 2 月 23 日  
練馬区監査委員決定

## 平成 30 年度練馬区監査基本計画

わが国の景気は、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、先行きは緩やかな回復が続くことが期待される。

区財政運営は、歳入面の特別区財政調整交付金の原資である法人住民税の一部国税化や、歳出面では少子高齢化の進展による社会保障関係経費の増大、公共施設の更新など膨大な需要への対応が求められ、一層厳しさ、難しさを増している。

こうした状況の中、区は、「みどりの風吹くまちビジョン」により区独自の施策を立案・実行し、「区政改革計画」により新たな区政の創造に向けた取組を展開してきたところである。さらに平成 29 年 12 月には、「グランドデザイン構想(素案)」をまとめ、区民とともに目指す将来像を共有しながら様々な課題に取り組むこととしている。

監査委員は、このような区政の動向を見据え、引き続き公正不偏の立場から区民の視点に立って監査を行うとともに、区の行財政運営の効率化はもとより、事務の適正性および透明性の確保を図る。

### 1 基本方針

各種監査を通じて、区の事務事業における合規性、経済性、効率性および有効性を検証し、適切な執行の支援につなげることで、区政に対する区民の信頼確保を図る。

監査委員による「指摘」とそのフォローアップのみならず、監査時の個々の「口頭指導」に関しても確実に改善されているか検証し、監査の実効性を向上させる。

公共サービスの提供主体が区民・事業者との協働により様々な広がりを見せる中で、担当部署による事務事業の評価等が、サービスの質の確保や向上の面等から適切に機能しているか検証し、事務の有効性の確保を図る。

マイナンバー制度の開始により、これまで以上に個人情報の厳格な取扱いが求められる中で、個人情報の適正な管理とそれに関連した事務改善が適切に行われているか検証し、事務の厳格性の向上を図る。

公金・準公金および契約の履行について、区の内部統制の体制等を点検し、これらの管理が適正に行われているか等を検証し、事務の法規性の確保を図る。

## 2 個別監査実施方針 \*以下で「法」とは地方自治法を指す。

### 定期監査

#### ア 財務等監査（学校監査を含む。）（法第 199 条第 1 項および第 4 項）

区の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証する。

#### イ 工事監査（法第 199 条第 1 項および第 4 項）

対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証する。

#### 随時監査（法第 199 条第 1 項および第 5 項）

随時に行うことがより効果的と判断できる場合など、必要があると認めるときに、定期監査に準じて実施する。

#### 行政監査（法第 199 条第 2 項）

さらなる改善が期待される事務事業を取り上げ、法規性、経済性、効率性および有効性の観点から、体系的かつ総合的に検証する。

#### 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者）への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証する。

#### 例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

現金の出納について、事務が正確に、適正に行われているか等を検証する。

#### 決算審査（法第 233 条第 2 項）

予算の執行および財産管理が適正かつ効率的に行われているか、各会計歳入歳出決算書等を審査し、意見を付す。

#### 基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）

基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査し、意見を付す。

#### 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条）

財政の健全化判断比率を示す計数の的確性や算定が適切に行われているかを審査し、意見を付す。

#### その他の監査

住民監査請求による監査（法第 242 条第 4 項）、住民の直接請求による監査（法第 75 条第 3 項）、議会の要求による監査（法第 98 条第 2 項）、区長の



要求による監査(法第199条第6項)、公金の収納支払事務に関する監査(法第235条の2第2項)、職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2第3項)について、請求等に基づき実施する。

### 3 監査結果等の報告、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表

監査結果等は、速やかに議長および区長等に報告する。

監査結果等を告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供し、ホームページに掲載する。

区長等から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、上記と同様に公表する。

### 4 監査の日程

定期監査

ア 財務等監査(学校監査を含む。) 平成30年4月～平成31年2月

イ 工事監査 平成30年5月～平成31年1月

随時監査 必要に応じて随時

行政監査 平成30年7月～平成31年3月

財政援助団体等監査 平成30年12月～平成31年2月

例月現金出納検査 毎月実施

決算審査(基金運用状況審査を含む。) 平成30年7月～8月

健全化判断比率審査 平成30年7月～8月

その他の監査 請求等の都度随時

# 定期監査の監査結果

## 平成30年度定期監査(1)結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、平成30年度定期監査(1)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、上野ひろみ前監査委員および光永勉前監査委員が本監査の執行に関与し、小泉純二監査委員および斉藤静夫監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

### 記

#### 1 概要

##### 実施時期

平成30年4月10日から同月25日までの間において実日数9日間

##### 方針

平成30年度練馬区監査基本計画に基づき、平成29年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

##### ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 業務委託等の仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。
- (エ) 非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。「備品整理基準価格の改定に伴う物品管理に関する事務処理について(通知)」(平成29年3月21日付け28練会第479号)に基づき、所定の事務処理を完了させているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。

- (キ) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づいた施設管理が行われているか。
- (ク) 「区民参加と協働」のプロセスから事業を見直しているか。協働の相手方がどのように捉えているか把握するなど、協働事業の有効性を総合的に検証しているか。

#### イ 重点事項

- (ア) 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成25年11月21日付け25練会第434号)に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。
- (イ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成27年5月25日付け27練総経第132号)が遵守されているか。
- (ウ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。補助金等の効果について検証が行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

#### 対象部課等

##### ア 区長室

- (ア) 広聴広報課
- (イ) 秘書課

##### イ 企画部

- (ア) 企画課
- (イ) 財政課

##### ウ 区政改革担当部

- (ア) 区政改革担当課

##### エ 危機管理室

- (ア) 危機管理課
- (イ) 防災計画課(以下の施設を含む。)
  - ・土支田備蓄倉庫
  - ・中村かしわ公園防災井戸

- (ウ) 区民防災課

##### オ 総務部

- (ア) 総務課
- (イ) 国際・都市交流課
- (ウ) 文書法務課

- (エ) 情報公開課
- (オ) 経理用地課
- (カ) 人権・男女共同参画課
- 力 人事戦略担当部
  - (ア) 職員課
  - (イ) 人材育成課
- キ 施設管理担当部
  - (ア) 施設管理課
  - (イ) 施設整備課
- ク 会計管理室
- ケ 監査事務局

- 2 監査結果  
適正に行われていた。

## 平成30年度定期監査(2)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、平成30年度定期監査(2)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、上野ひろみ前監査委員および光永勉前監査委員は平成30年6月26日まで関与し、小泉純二監査委員および斉藤静夫監査委員は、同月27日以降関与した。

### 記

#### 1 概要

##### 実施時期

平成30年5月9日から同月29日までの間において実日数11日間

##### 方針

平成30年度練馬区監査基本計画に基づき、平成29年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

##### ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 業務委託等の仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。
- (エ) 非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。「備品整理基準価格の改定に伴う物品管理に関する事務処理について(通知)」(平成29年3月21日付け28練会第479号)に基づき、所定の事務処理を完了させているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。

- (キ) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づいた施設管理が行われているか。
- (ク) 「区民参加と協働」のプロセスから事業を見直しているか。協働の相手方がどのように捉えているか把握するなど、協働事業の有効性を総合的に検証しているか。

#### イ 重点事項

- (ア) 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成25年11月21日付け25練会第434号)に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。
- (イ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成27年5月25日付け27練総経第132号)が遵守されているか。
- (ウ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。補助金等の効果について検証が行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

#### 対象部課等

#### ア 教育委員会事務局教育振興部

- (ア) 教育総務課
- (イ) 教育施策課
- (ウ) 学務課
- (エ) 学校施設課
- (オ) 保健給食課
- (カ) 教育指導課
- (キ) 学校教育支援センター(以下の施設を含む。)
  - ・学校教育支援センター関分室
- (ク) 光が丘図書館

#### イ 教育委員会事務局こども家庭部

- (ア) 子育て支援課(以下の施設を含む。)
  - ・児童館2館
    - 三原台、光が丘なかよし
  - ・学童クラブ2か所
    - 早宮さくら、光が丘すずらん
  - ・ねりっこクラブ2か所
    - 豊玉小、北町西小

- (イ) こども施策企画課
- (ウ) 保育課（以下の施設を含む。）
  - ・ 保育園 15 園  
石神井町さくら、春日町、上石神井、田柄、春日町第二、旭町、田柄第二、北大泉、光が丘、東大泉第二、桜台第二、光が丘第三、光が丘第六、早宮、光が丘第七
- (I) 保育計画調整課
- (オ) 青少年課（以下の施設を含む。）
  - ・ 青少年館 2 館  
春日町、南大泉
- (カ) 練馬子ども家庭支援センター（以下の施設を含む。）
  - ・ 大泉子ども家庭支援センター（大泉ぴよぴよ）

## 2 監査結果

一部を除き、適正に行われていた。なお、一部の不適正な事務処理については、つぎの事項について改善するよう指摘する。

### ○学習机・椅子の購入に係る契約事務の適正な執行について（指摘事項）

#### 〔監査において確認した事実〕

学務課では、平成 29 年度末に各学校で要する学習机・椅子の購入について、予定価格 890 万円余の一括購入とする教育振興部長決定を 3 月上旬に得た。

区では、物品の購入の意思決定や、その契約締結について、金額の多寡に応じて、区長以外の者に委任または補助執行を行わせている。本件では、教育振興部長が購入の意思決定権限を持つ一方、区長が契約締結者となり、その契約締結の事務処理は総務部経理用地課で行うこととなる。

しかし、担当者は部長決定後に経理用地課長に契約締結依頼をすることを失念し、契約が締結されていないにもかかわらず、業者への発注、納品の手続を進めていた。さらに、もとの購入決定を取消しし、または変更するという部長決定を得ないまま、契約内容を学校ごとに分割し、本来当事者ではない各学校長に決定させる形で物品購入書を日付を遡って作成した。また、それらの経過記録を残していなかった。

#### 〔改善を求める事項〕

「契約事務の適正な執行について（通知）」によれば、発注に当たっては事案決定を得たうえで行うこと、課長の契約権限を越えた金額の案件（区長契約の案件）を、分割して課長契約で発注することは厳に行わない



よう求めている。また、契約手続に遅れ等が生じている場合は、担当者は速やかに上司に報告を行うこと、課長等は契約の方法、手続およびその進捗状況について担当職員に適宜報告を求め、チェック・確認を行うよう求めている。

しかし、本件は、本来の契約締結権限を持つ者の意思決定を得ないまま業者へ発注していたうえ、部長の決定を得ずに区長契約案件を分割して課長契約にし、本来当事者でない学校長を物品購入書の意思決定に関与させるなど、適正な手続から著しく逸脱している。

については、課長等は契約の方法、手続およびその進捗状況を十分に把握し、手続の漏れや事前発注のないよう職員を指導されたい。そして正しい決定権限に基づいた事案決定を徹底し、分割発注を生じないよう留意されたい。また、文書の作成・変更は規程に従い適正に行われたい。

なお、異例の事実があった場合は、上司および関係部署に対する報告、相談をすみやかに行い、経過の記録を作成、保管するよう徹底されたい。

以上のことに十分注意し、契約事務の適正な執行に取り組まれたい。(教育振興部)

## 平成30年度定期監査(2)の監査結果に基づき講じた措置

平成30年度定期監査(2)の結果に基づき講じた措置について、練馬区教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、つぎのとおり公表する。

### 記

#### 1 指摘の内容

##### ○学習机・椅子の購入に係る契約事務の適正な執行について(指摘事項)

###### 〔監査において確認した事実〕

学務課では、平成29年度末に各学校で要する学習机・椅子の購入について、予定価格890万円余の一括購入とする教育振興部長決定を3月上旬に得た。

区では、物品の購入の意思決定や、その契約締結について、金額の多寡に応じて、区長以外の者に委任または補助執行を行わせている。本件では、教育振興部長が購入の意思決定権限を持つ一方、区長が契約締結者となり、その契約締結の事務処理は総務部経理用地課で行うこととなる。

しかし、担当者は部長決定後に経理用地課長に契約締結依頼をすることを失念し、契約が締結されていないにもかかわらず、業者への発注、納品の手続を進めていた。さらに、もとの購入決定を取消しし、または変更するという部長決定を得ないまま、契約内容を学校ごとに分割し、本来当事者ではない各学校長に決定させる形で物品購入書を日付を遡って作成した。また、それらの経過記録を残していなかった。

###### 〔改善を求める事項〕

「契約事務の適正な執行について(通知)」によれば、発注に当たっては事案決定を得たうえで行うこと、課長の契約権限を越えた金額の案件(区長契約の案件)を、分割して課長契約で発注することは厳に行わないよう求めている。また、契約手続に遅れ等が生じている場合は、担当者は速やかに上司に報告を行うこと、課長等は契約の方法、手続およびその進捗状況について担当職員に適宜報告を求め、チェック・確認を行うよう求めている。

しかし、本件は、本来の契約締結権限を持つ者の意思決定を得ないまま業者へ発注していたうえ、部長の決定を得ずに区長契約案件を分割して課長契約にし、本来当事者でない学校長を物品購入書の意思決定に関与させるなど、適正な手続から著しく逸脱している。

については、課長等は契約の方法、手続およびその進捗状況を十分に把握し、手続の漏れや事前発注のないよう職員を指導されたい。そして正しい決定権限に基づいた事案決定を徹底し、分割発注を生じないよう留意されたい。また、文書の作成・変更は規程に従い適正に行われたい。

なお、異例の事実があった場合は、上司および関係部署に対する報告、相談をすみやかに行い、経過の記録を作成、保管するよう徹底されたい。

以上のことに十分注意し、契約事務の適正な執行に取り組みたい。(教育振興部)

## 2 講じた措置

(教育振興部)

### (1) 学務課の対応

定期監査実施後、進むべき方向性を職員に示すため、昨年度にはなかった課の目標を早急に設定し、仕事の「見える化」の推進、「チェック体制」の完備を全係共通の重点目標とした。さらに、定期監査における指摘を踏まえ、下記の対応を行った。

適正な事務執行を組織全体で考える機会を作るため、課内全職員に対し、当該案件を用いたケーススタディ形式による指導徹底を図った。

マニュアルがない業務について洗い出しを行った。必要数 122 に対し、年度当初は約 5 割の整備にとどまっていた。平成 30 年度中にマニュアル整備の完了を図り、業務の平準化を行う。

今年度実施した会計事務自己検査において、一部自主的に項目を加え、課長および各係長による予算執行の総点検を実施した。

また、課長の指導のもと、これらの措置を講じるうえで係間、係長と職員間での情報共有体制を構築し、連携体制を強化した。

### (2) 教育委員会の対応

こうした不適切な事務処理を行うことのないよう、教育委員会事務局全体としてチェック体制の強化を図るとともに事務マニュアルの整備を進める。また、各課係における事務の進行管理や報告相談を徹底し、適宜部長へ報告する。

(総務部)

契約事務の適正な執行に係る留意事項について、平成 30 年 12 月 21 日付け 30 練総経第 1178 号の総務部長通知により、庶務担当課長会および庶務担当係長会などを通じて全庁職員に周知徹底を図った。

また、分割発注等の再発防止の取組を強化するため、別途、物品・工事の課長契約に係る取組方針を定めることとした。

**【留意事項】**

契約締結請求課の課長、係長等は、次の事項に留意し、契約方法、手続きおよびその進捗状況について担当職員に報告を求め、確認・指導を行うこと。

- (1) 課長の契約権限を越えた金額の案件（区長契約の案件）を、分割して課長契約とすることは厳に行わないこと。
- (2) 契約締結前に業者に着手、着工、納品を行わせないこと。
- (3) 起案に当たっては、余裕を持った納入期限（引渡し日）を設定すること。
- (4) 契約手続き等について、複数の職員による確認を行い、手続きに遅れが生じている場合は、速やかに上司に報告を行うこと。また、その体制を取ること。

## 平成30年度定期監査(3)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、平成30年度定期監査(3)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、上野ひろみ前監査委員および光永勉前監査委員は平成30年6月26日まで関与し、小泉純二監査委員および斉藤静夫監査委員は、同月27日以降関与した。

### 記

#### 1 概要

##### 実施時期

平成30年5月16日から同年7月3日までの間において実日数4日間

##### 方針

平成30年度練馬区監査基本計画に基づき、技術的観点から工事の計画、設計、積算、施工等において、つぎの点に留意をして対象工事が適正に執行されているか監査した。

##### ア 一般的事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) 環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。また、竣工後の手続は適切に処理されているか。

##### イ 重点事項

- (ア) バリアフリーおよび建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。
- (イ) 学校生徒(児童)・周辺区民の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理(監

理)は適切に行われているか。

対象工事

ア 仮称練馬区立南田中四丁目区民農園他1箇所整備工事

イ 練馬区立早宮第四自転車駐車場移設工事

対象部課

ア 都市農業担当部都市農業課

イ 土木部道路公園課

ウ 土木部計画課

エ 土木部交通安全課

オ 土木部維持保全担当課

## 2 監査結果

適正に行われていた。

## 平成30年度定期監査(4)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、平成30年度定期監査(4)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

### 記

#### 1 概要

##### 実施時期

平成30年8月8日から同月29日までの間において実日数4日間

##### 方針

平成30年度練馬区監査基本計画に基づき、技術的観点から工事の計画、設計、積算、施工等において、つぎの点に留意をして対象工事が適正に執行されているか監査した。

##### ア 一般的事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) 環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。

##### イ 重点事項

- (ア) バリアフリーおよび建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。
- (イ) 学校生徒(児童)・周辺区民の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理(監理)は適切に行われているか。

##### 対象工事

- ア 練馬区立中村小学校北校舎屋上防水および外壁等改修工事
- 練馬区立中村小学校北校舎屋上防水および外壁等改修機械設備工事
- 練馬区立中村小学校北校舎屋上防水および外壁等改修電気設備工事

- イ 練馬区立豊溪中学校トイレ改修工事
- 練馬区立豊溪中学校トイレ改修機械設備工事

対象部課

- ア 施設管理担当部施設整備課
- イ 教育委員会事務局教育振興部学校施設課

## 2 監査結果

適正に行われていた。



## 平成30年度定期監査(5)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、平成30年度定期監査(5)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

### 記

#### 1 概要

##### 実施時期

平成30年8月20日から同年9月4日までの間において実日数12日間

##### 方針

平成30年度練馬区監査基本計画に基づき、平成29年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

##### ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 業務委託等の仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。
- (エ) 非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。「備品整理基準価格の改定に伴う物品管理に関する事務処理について(通知)」(平成29年3月21日付け28練会第479号)に基づき、所定の事務処理を完了させているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。
- (キ) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づいた施設管理が行われているか。
- (ク) 「区民参加と協働」のプロセスから事業を見直しているか。協働の相手方がどのように捉えているか把握するなど、協働事業の有効性を総合

的に検証しているか。

イ 重点事項

- (ア) 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成25年11月21日付け25練会第434号)に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。
- (イ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成27年5月25日付け27練総経第132号)が遵守されているか。
- (ウ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。補助金等の効果について検証が行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

対象部課等

ア 企画部情報政策課

イ 福祉部

- (ア) 管理課(以下の施設を含む。)
  - ・厚生文化会館
- (イ) 障害者施策推進課
- (ウ) 障害者サービス調整担当課(以下の施設を含む。)
  - ・心身障害者福祉センター
  - ・こども発達支援センター
- (エ) 生活福祉課
- (オ) 練馬総合福祉事務所
- (カ) 光が丘総合福祉事務所
- (キ) 大泉総合福祉事務所

ウ 高齢施策担当部

- (ア) 高齢社会対策課(以下の施設を含む。)
  - ・敬老館2館
  - 春日町、石神井台
- (イ) 高齢者支援課
- (ウ) 介護保険課

エ 健康部(練馬区保健所)

- (ア) 健康推進課
- (イ) 生活衛生課
- (ウ) 保健予防課
- (エ) 光が丘保健相談所

- (オ) 石神井保健相談所
- 才 地域医療担当部
- (ア) 地域医療課
- (イ) 医療環境整備課
- カ 教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課
  - ・厚生文化会館学童クラブ

- 2 監査結果
- 適正に行われていた。

## 平成30年度定期監査(6)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、平成30年度定期監査(6)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、峯岸芳幸前監査委員は平成31年3月7日まで関与し、萩野うたみ監査委員は同月8日以降関与した。また、小泉純二監査委員および斉藤静夫監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、政務活動費の監査および監査結果決定の合議に加わらなかった。

### 記

#### 1 概要

##### 実施時期

平成30年10月18日から同年11月7日までの間において実日数14日間

##### 方針

平成30年度練馬区監査基本計画に基づき、平成29年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

##### ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 業務委託等の仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。
- (エ) 非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。「備品整理基準価格の改定に伴う物品管理に関する事務処理について(通知)」(平成29年3月21日付け28練会第479号)に基づき、所定の事務処理を完了させているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。

(キ) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づいた施設管理が行われているか。

(ク) 「区民参加と協働」のプロセスから事業を見直しているか。協働の相手方がどのように捉えているか把握するなど、協働事業の有効性を総合的に検証しているか。

#### イ 重点事項

(ア) 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成25年11月21日付け25練会第434号)に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。

(イ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成27年5月25日付け27練総経第132号)が遵守されているか。

(ウ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。補助金等の効果について検証が行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

#### 対象部課等

##### ア 区民部

(ア) 戸籍住民課

(イ) 区民事務所担当課

(ウ) 税務課

(エ) 収納課

(オ) 国保年金課

##### イ 産業経済部

(ア) 経済課

(イ) 商工観光課

##### ウ 都市農業担当部

(ア) 都市農業課

(イ) 世界都市農業サミット担当課

##### エ 地域文化部

(ア) 地域振興課(以下の施設を含む。)

・地区区民館6館

貫井、関町北、大泉学園、光が丘、田柄、氷川台

・地域集会所4か所

上石神井南、上石神井北、石神井台みどり、旭町

(イ) 協働推進課

- (ウ) オリンピック・パラリンピック担当課
- (エ) 文化・生涯学習課（以下の施設を含む。）
  - ・生涯学習センター
- (オ) スポーツ振興課（以下の施設を含む。）
  - ・総合体育館
- (カ) シティマラソン担当課
- オ 選挙管理委員会事務局
- カ 農業委員会事務局
- キ 議会事務局
- ク 石神井庁舎内各課（区民部を除く。）
  - (ア) 総務部総務課
  - (イ) 福祉部石神井総合福祉事務所
- ケ 教育委員会事務局こども家庭部
  - (ア) 子育て支援課学童クラブ5か所
    - ・貫井地区区民館、関町北地区区民館、大泉学園地区区民館、田柄地区区民館、氷川台地区区民館
  - (イ) 青少年課青少年育成地区委員会事務局5か所
    - ・第二、第三、大泉東、関、光が丘

## 2 監査結果

適正に行われていた。

## 平成30年度定期監査(7)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、平成30年度定期監査(7)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、峯岸芳幸前監査委員は平成31年3月7日まで関与し、萩野うたみ監査委員は同月8日以降関与した。

### 記

#### 1 概要

##### 実施時期

平成30年11月12日から同月29日までの間において実日数10日間

##### 方針

平成30年度練馬区監査基本計画に基づき、平成29年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

##### ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。

(イ) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。

(ウ) 「学校施設管理の手引き」に基づいた施設管理が行われているか。また、消防設備点検における指摘事項について対応が行われているか。

(エ) 消防訓練に係る文書の作成、保存および消防署長への通知が適正に行われているか。

(オ) 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

(カ) 「学校情報セキュリティ対策ハンドブック」に基づいた情報管理が徹底されているか。

(キ) 遊休物品、死蔵物品等はないか。また、所属換等による有効活用が図られているか。

(ク) 「就学援助事務の手引き」に基づき、学用品、学校給食費等の援助が適正に行われているか。

##### イ 重点事項

(ア) 「練馬区立学校徴収金取扱い要綱(平成21年3月31日20練教学庶第2927号)」および「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、準公金(学校

給食費等の学校徴収金)が適正に管理されているか。

(イ) 職員の勤務管理が適正に行われているか。

(ウ) 「練馬区立学校事案決定規程(平成17年3月練馬区教育委員会訓令第1号)」、「練馬区立学校財務事務取扱要綱(昭和53年9月21日練教庶発第368号)」および「学校事務の手引 財務編」に基づき、契約事務が適正に行われているか。

対象部課等

ア 教育委員会

(ア) 小学校16校

中村西小学校、開進第一小学校、開進第三小学校、練馬第三小学校、田柄第二小学校、向山小学校、高松小学校、石神井小学校、石神井西小学校、谷原小学校、立野小学校、大泉第一小学校、大泉第六小学校、大泉西小学校、南田中小学校、富士見台小学校

(イ) 中学校9校

豊玉第二中学校、開進第一中学校、練馬東中学校、貫井中学校、光が丘第一中学校、石神井東中学校、南が丘中学校、三原台中学校、大泉西中学校

(ウ) 幼稚園1園

光が丘さくら幼稚園

イ 教育委員会事務局こども家庭部

小学校内学童クラブ4か所

開進第一小学童クラブ、石神井小学童クラブ、石神井小第二学童クラブ、大泉西小学童クラブ

## 2 監査結果

適正に行われていた。



## 平成30年度定期監査(8)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、平成30年度定期監査(8)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、峯岸芳幸前監査委員は平成31年3月7日まで関与し、萩野うたみ監査委員は同月8日以降関与した。

### 記

#### 1 概要

##### 実施時期

平成30年11月29日から平成31年1月30日までの間において実日数4日間

##### 方針

平成30年度練馬区監査基本計画に基づき、技術的観点から工事の計画、設計、積算、施工等において、つぎの点に留意をして対象工事が適正に執行されているか監査した。

##### ア 一般的事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) 環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。

##### イ 重点事項

- (ア) バリアフリーおよび建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。
- (イ) 学校生徒(児童)・周辺区民の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理(監理)は適切に行われているか。

対象工事

- ア 街路新設（電線共同溝）工事（補助132 - 期）
- イ （仮称）練馬区立練馬総合運動場公園整備工事  
（仮称）練馬区立練馬総合運動場公園整備工事監理等業務委託

対象部課

- ア 地域文化部スポーツ振興課
- イ 土木部道路公園課
- ウ 土木部維持保全担当課
- エ 土木部計画課
- オ 土木部特定道路課

2 監査結果

適正に行われていた。

## 平成30年度定期監査(9)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、平成30年度定期監査(9)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、峯岸芳幸前監査委員は平成31年3月7日まで関与し、萩野うたみ監査委員は同月8日以降関与した。

### 記

#### 1 概要

##### 実施時期

平成30年12月6日から平成31年1月31日までの間において実日数4日間

##### 方針

平成30年度練馬区監査基本計画に基づき、技術的観点から工事の計画、設計、積算、施工等において、つぎの点に留意をして対象工事が適正に執行されているか監査した。

##### ア 一般的事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ、合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) 環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。また、竣工後の手続は適切に処理されているか。

##### イ 重点事項

- (ア) バリアフリーおよび建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。
- (イ) 学校生徒(児童)・周辺区民の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理(監理)は適切に行われているか。

### 対象工事

- ア (仮称)練馬区立練馬総合運動場公園管理棟等改築工事
- (仮称)練馬区立練馬総合運動場公園管理棟等改築機械設備工事
- (仮称)練馬区立練馬総合運動場公園管理棟等改築昇降機設備工事
- (仮称)練馬区立練馬総合運動場公園管理棟等改築電気設備工事
- (仮称)練馬区立練馬総合運動場公園管理棟等改築工事監理等業務委託
- イ 練馬区立下石神井小学校校舎等改築工事
- 練馬区立下石神井小学校校舎等改築機械設備工事
- 練馬区立下石神井小学校校舎等改築昇降機設備工事
- 練馬区立下石神井小学校校舎等改築電気設備工事
- 練馬区立下石神井小学校校舎等改築太陽光発電設備設置工事
- 練馬区立下石神井小学校校舎等改築工事監理等業務委託

### 対象部課

- ア 危機管理室防災計画課
- イ 施設管理担当部施設整備課
- ウ 地域文化部スポーツ振興課
- エ 教育委員会事務局教育振興部学校施設課
- オ 教育委員会事務局教育振興部保健給食課
- カ 教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課

## 2 監査結果

適正に行われていた。

## 平成30年度定期監査(10)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、平成30年度定期監査(10)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、峯岸芳幸前監査委員は平成31年3月7日まで関与し、萩野うたみ監査委員は同月8日以降関与した。

### 記

#### 1 概要

##### 実施時期

平成30年12月13日から平成31年1月8日までの間において実日数9日間

##### 方針

平成30年度練馬区監査基本計画に基づき、平成29年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

##### ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 業務委託等の仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。
- (エ) 非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。「備品整理基準価格の改定に伴う物品管理に関する事務処理について(通知)」(平成29年3月21日付け28練会第479号)に基づき、所定の事務処理を完了させているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。
- (キ) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に

基づいた施設管理が行われているか。

- (ク) 「区民参加と協働」のプロセスから事業を見直しているか。協働の相手方がどのように捉えているか把握するなど、協働事業の有効性を総合的に検証しているか。

#### イ 重点事項

- (ア) 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成25年11月21日付け25練会第434号)に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。
- (イ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成27年5月25日付け27練総経第132号)が遵守されているか。
- (ウ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。補助金等の効果について検証が行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

対象部課等

#### ア 環境部

- (ア) 環境課
  - (イ) みどり推進課
  - (ウ) 清掃リサイクル課(以下の施設を含む。)
    - ・資源循環センター
  - (エ) 練馬清掃事務所
  - (オ) 石神井清掃事務所(以下の施設を含む。)
    - ・谷原清掃事業所

#### イ 都市整備部

- (ア) 都市計画課
  - (イ) 交通企画課
  - (ウ) まちづくり推進課
    - (エ) 東部地域まちづくり課
    - (オ) 西部地域まちづくり課
    - (カ) 新宿線・外環沿線まちづくり課
    - (キ) 大江戸線延伸推進課
  - (ク) 住宅課
  - (ケ) 開発調整課
  - (コ) 建築課
  - (サ) 建築審査課

ウ 土木部

(ア) 管理課

(イ) 道路公園課

(ウ) 維持保全担当課（以下の施設を含む。）

・ 東部土木出張所、北町材料置場

・ 西部公園出張所、立野公園

(エ) 計画課

(オ) 特定道路課

(カ) 交通安全課

2 監査結果

適正に行われていた。

# 財政援助団体等監査の監査結果



## 平成30年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成30年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、峯岸芳幸前監査委員は平成31年3月7日まで関与し、萩野うたみ監査委員は同月8日以降関与した。また、山中協監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社の監査および監査結果決定の合議に加わらなかった。萩野うたみ監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、公益財団法人練馬区文化振興協会の監査結果決定の合議に加わらなかった。

### 記

#### 1 概要

##### 実施時期

平成30年12月10日から平成31年2月14日までの間において実日数19日間

##### 方針

平成30年度練馬区監査基本計画に基づき、財政援助団体等への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証した。

なお、この監査の実施に当たっては、これまでの定期監査結果を踏まえるとともに、つぎの諸事項に留意した。

##### ア 財政援助団体（補助団体）

##### 【団体関係】

- (ア) 事業計画書、予算書および決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- (イ) 補助金等交付申請書の提出および補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (ウ) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (カ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。
- (キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。

(ク) 補助金により取得した備品等の管理に問題はないか。

**【所管課関係】**

- (ア) 補助金交付要綱は整備・確認されているか。
- (イ) 補助金等の交付目的および補助等対象事業の内容は明確か。
- (ウ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (エ) 補助金等の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (オ) 補助金等の効果は確認されているか。
- (カ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (キ) 実績報告書等の点検は適切になされているか。
- (ク) 補助金等交付団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

**イ 出資団体**

**【団体関係】**

- (ア) 定款および経理規程等諸規程は整備されているか。
- (イ) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (ウ) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (エ) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 会計経理および財産管理は適切か。
- (カ) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- (キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。

**【所管課関係】**

- (ア) 出資目的および出資金額等は妥当か（変更があった場合）。
- (イ) 出資金等の支出手続は適正か（変更があった場合）。
- (ウ) 出資団体の経営成績および財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

**ウ 指定管理者**

**【団体関係】**

- (ア) 所管課との協議、通知、報告は協定等どおりなされているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。
- (イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- (ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
- (エ) 事業報告書は適正に作成されているか（管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）。
- (オ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- (カ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

- (キ) 利用促進のための努力はなされているか。
- (ク) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮して適切に行われているか。
- (ケ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正になされているか。
- (サ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- (シ) モニタリング制度による報告は適切になされているか。

【所管課関係】

- (ア) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (イ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (ウ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (エ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (オ) 指定管理者が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、モニタリング制度により定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導を行っているか。
- (カ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。
- (キ) 指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

対象団体

ア 財政援助団体（補助団体）

〔施設名〕団体等名	〔施設名〕団体等名
練馬区職員互助会 【練馬区職員互助会補助金】	一般社団法人練馬区産業振興公社 【人件費補助金・運営費補助金・事業費補助金】
練馬区商店街連合会 【練馬区商店街連合会補助金・活力ある商店街づくり補助金・お客が集まる個店づくり支援事業補助金】	練馬区商店街振興組合連合会 【商店街振興組合補助金】
練馬まつり推進協議会 【練馬まつり事業補助金】	相談情報ひろば事業 【事業費補助金】

<p>公益財団法人練馬区文化振興協会 【人件費補助金・運営費補助金・事業費補助金】</p>	<p>みどりの風練馬薪能実行委員会 【みどりの風練馬薪能実行委員会補助金】</p>
<p>練馬こぶしハーフマラソン実行委員会 【練馬こぶしハーフマラソン実行委員会補助金】</p>	<p>〔練馬さくらの杜〕 社会福祉法人春和会 【施設整備費補助金（民設特別養護老人ホーム等助成費）】</p>
<p>〔田柄福祉園〕 社会福祉法人東京援護協会 【民設福祉園運営費補助金・障害者日中活動系サービス推進事業運営費補助金】</p>	<p>公益社団法人練馬区シルバー人材センター 【人件費補助金・運営費補助金】</p>
<p>〔練馬光が丘病院〕 公益社団法人地域医療振興協会 【設備改修工事費負担金（練馬光が丘病院関係経費）】</p>	<p>〔光が丘プレパひろば〕 特定非営利活動法人あそびっこネットワーク 【民設子育てのひろば運営補助金】</p>
<p>〔明光学童クラブ石神井公園〕 株式会社明光ネットワークジャパン 【運営費補助金（放課後児童等の広場経費）】</p>	<p>〔ひまわりキッズルーム大泉〕 サンフラワー・A株式会社 【認証保育所経費補助金】</p>
<p>〔ハッピー맘平和台〕 HybridMom株式会社 【認証保育所経費補助金・保育士等キャリアアップ補助金・保育力強化事業補助金・保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金・保育所等賃借料補助金・保育所等におけるICT化推進事業補助金】</p>	<p>〔ピジョンランド練馬高野台〕 ピジョンハーツ株式会社 【認証保育所経費補助金・保育士等キャリアアップ補助金・保育力強化事業補助金・認可外支援事業補助金】</p>
<p>〔共同保育所ごたごた荘〕 特定非営利活動法人ごたごた荘 【認証保育所経費補助金・認可外支援事業補助金】</p>	<p>〔愛里武蔵関保育園〕 株式会社ワコム 【保育士等キャリアアップ補助金・保育サービス推進事業補助金・保育体制強化事業補助金・保育所等におけるICT化推進事業補助金】</p>

イ 出資団体

団 体 名	団 体 名
一般社団法人練馬区産業振興公社 【出捐金】	公益財団法人練馬区文化振興協会 【出捐金】

ウ 指定管理者

〔施設名〕団体名	〔施設名〕団体名
〔東京中高年齢労働者福祉センター (サンライフ練馬)〕 練馬建物総合管理協同組合	〔練馬文化センター〕 公益財団法人練馬区文化振興協会
〔光が丘体育館 ほか2か所〕 オーエンス・NTTファシリティーズグループ	〔上石神井体育館 ほか3か所〕 毎日・首都圏・練馬共同事業体
〔下田少年自然の家(ベルデ下田)〕 株式会社クックランド	〔北町福祉作業所〕 社会福祉法人武蔵野会
〔障害者地域活動支援センター(谷原フレンド)・谷原あおぞら学童クラブ〕 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	〔大泉ケアハウス〕 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団
〔高野台敬老館〕 生活協同組合・東京高齢協	〔自転車駐車場〕 公益財団法人練馬区環境まちづくり公社
〔ねりまタウンサイクル〕 公益財団法人練馬区環境まちづくり公社	〔平和台図書館〕 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
〔関町図書館〕 株式会社図書館流通センター	〔関区民ホール、はつらつセンター関〕 社会福祉法人泉陽会

2 監査結果

適正に行われていた。

# 例月現金出納検査結果

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月現金出納検査をつぎのとおり実施した。

#### 1 検査年月日

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| (1) 平成 30年 4月 24日  | (平成 30年 3月分)  |
| (2) 平成 30年 5月 23日  | (平成 30年 4月分)  |
| (3) 平成 30年 6月 26日  | (平成 30年 5月分)  |
| (4) 平成 30年 7月 23日  | (平成 30年 6月分)  |
| (5) 平成 30年 8月 21日  | (平成 30年 7月分)  |
| (6) 平成 30年 9月 25日  | (平成 30年 8月分)  |
| (7) 平成 30年 10月 23日 | (平成 30年 9月分)  |
| (8) 平成 30年 11月 27日 | (平成 30年 10月分) |
| (9) 平成 30年 12月 26日 | (平成 30年 11月分) |
| (10) 平成 31年 1月 25日 | (平成 30年 12月分) |
| (11) 平成 31年 2月 25日 | (平成 31年 1月分)  |
| (12) 平成 31年 3月 26日 | (平成 31年 2月分)  |

#### 2 検査対象

- (1) 練馬区一般会計
- (2) 練馬区特別会計
- (3) 練馬区基金
- (4) 歳入歳出外現金

#### 3 検査内容

現金、預金、一時借入金の出納保管状況

#### 4 検査結果

本検査においては、会計管理者より提出された歳入歳出計算書を基礎として、収支状況について出納関係諸帳簿、指定金融機関提出の収支計算書、預金通帳等と照合し、会計管理室長より説明を受けた結果、例月出納検査調書のとおり、誤りのないことを確認した。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成30年3月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (平成29年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	255,492,284,000	77,551,430,000	53,357,950,000	192,213,000	15,609,299,000	550,751,000	147,261,643,000	402,753,927,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	37,475,882,688	6,497,158,664	6,310,620,808	3,415,791	1,982,228,686	17,900,000	14,811,323,949	52,287,206,637	7,564,312,622	59,851,519,259
	累 計 B	237,402,599,362	71,428,266,524	51,011,314,555	148,368,142	14,924,845,882	314,062,000	137,826,857,103	375,229,456,465	115,947,732,247	491,177,188,712
	対予算収入率 (B/A)	92.9%	92.1%	95.6%	77.2%	95.6%	57.0%	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	20,899,540,665	6,618,160,292	4,239,424,078	1,530,830	2,683,156,963	240,327,706	13,782,599,869	34,682,140,534	9,629,302,089	44,311,442,623
	累 計 C	228,744,630,880	70,279,110,948	46,964,802,840	139,494,462	15,476,260,970	465,591,907	133,325,261,127	362,069,892,007	107,894,824,282	469,964,716,289
	対予算執行率 (C/A)	89.5%	90.6%	88.0%	72.6%	99.2%	84.5%	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	8,657,968,482	1,149,155,576	4,046,511,715	8,873,680	-551,415,088	-151,529,907	4,501,595,976	13,159,564,458	8,052,907,965	21,212,472,423	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	8,657,968,482	1,149,155,576	4,046,511,715	8,873,680	-551,415,088	-151,529,907	4,501,595,976	13,159,564,458	8,052,907,965	21,212,472,423	

[注] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入



## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	41,783,957,000	0	41,783,957,000
	減債基金	9,050,857,000	0	9,050,857,000
	施設整備基金	17,878,805,000	0	17,878,805,000
	文化芸術振興基金	401,455,000	0	401,455,000
	福祉基金	347,745,000	0	347,745,000
	医療環境整備基金	4,502,151,000	0	4,502,151,000
	みどりを育む基金	1,675,665,000	0	1,675,665,000
	まちづくり基金	906,707,000	0	906,707,000
	大江戸線延伸推進基金	3,606,671,000	0	3,606,671,000
	区営住宅整備基金	3,351,149,000	0	3,351,149,000
	一般会計 A	83,505,162,000	0	83,505,162,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	1,538,058,000	0	1,538,058,000	
運用	用地取得基金 C	2,524,403,332	239,259,690	2,763,663,022
基金合計 A + B + C		87,567,623,332	239,259,690	87,806,883,022

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,749,500	0	3,749,500
みずほ銀行 預託金	当座預金	2,646,287	76,636	2,722,923
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	5,666,000,000	15,540,000,000	21,206,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		5,672,395,787	15,540,076,636	21,212,472,423

## 基金(みずほ銀行外30機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		16,743,529,415	4,239,259,690	20,982,789,105
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		66,425,000,000	-4,000,000,000	62,425,000,000
国債等		4,399,093,917	0	4,399,093,917
合計		87,567,623,332	239,259,690	87,806,883,022

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成30年4月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (平成29年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	255,492,284,000	77,551,430,000	53,357,950,000	192,213,000	15,609,299,000	550,751,000	147,261,643,000	402,753,927,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	7,704,601,219	5,149,411,680	1,246,237,423	3,152,485	539,767,124	17,900,105	6,956,468,817	14,661,070,036	0	14,661,070,036
	累 計 B	245,107,200,581	76,577,678,204	52,257,551,978	151,520,627	15,464,613,006	331,962,105	144,783,325,920	389,890,526,501	115,947,732,247	505,838,258,748
	対予算収入率 (B/A)	% 95.9	% 98.7	% 97.9	% 78.8	% 99.1	% 60.3	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	12,279,056,741	5,719,214,897	4,359,615,844	30,843,445	32,851,387	65,423,510	10,207,949,083	22,487,005,824	0	22,487,005,824
	累 計 C	241,023,687,621	75,998,325,845	51,324,418,684	170,337,907	15,509,112,357	531,015,417	143,533,210,210	384,556,897,831	107,894,824,282	492,451,722,113
	対予算執行率 (C/A)	% 94.3	% 98.0	% 96.2	% 88.6	% 99.4	% 96.4	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	4,083,512,960	579,352,359	933,133,294	-18,817,280	-44,499,351	-199,053,312	1,250,115,710	5,333,628,670	8,052,907,965	13,386,536,635	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	[注2] -8,052,907,965	[注2] -8,052,907,965	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	4,083,512,960	579,352,359	933,133,294	-18,817,280	-44,499,351	-199,053,312	1,250,115,710	5,333,628,670	0	5,333,628,670	

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

【注2】 歳入歳出外現金(雑部金)の収支差引残額については、平成30年4月1日に翌年度繰越済

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成30年4月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (平成30年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	263,658,307,000	67,043,751,000	53,319,309,000	13,087,000	16,546,932,000	554,939,000	137,478,018,000	401,136,325,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	9,978,921,961	582,832,394	764,552	0	39,546,900	0	623,143,846	10,602,065,807	15,048,146,341	25,650,212,148
	累 計 B	9,978,921,961	582,832,394	764,552	0	39,546,900	0	623,143,846	10,602,065,807	15,048,146,341	25,650,212,148
	対予算収入率 (B/A)	% 3.8	% 0.9	% 0.0	% 0.0	% 0.2	% 0.0	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	16,369,529,603	485,035,900	137,949,884	0	1,048,600,532	8,277,176	1,679,863,492	18,049,393,095	7,687,154,018	25,736,547,113
	累 計 C	16,369,529,603	485,035,900	137,949,884	0	1,048,600,532	8,277,176	1,679,863,492	18,049,393,095	7,687,154,018	25,736,547,113
	対予算執行率 (C/A)	% 6.2	% 0.7	% 0.3	% 0.0	% 6.3	% 1.5	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	-6,390,607,642	97,796,494	-137,185,332	0	-1,009,053,632	-8,277,176	-1,056,719,646	-7,447,327,288	7,360,992,323	-86,334,965	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-6,390,607,642	97,796,494	-137,185,332	0	-1,009,053,632	-8,277,176	-1,056,719,646	-7,447,327,288	7,360,992,323	-86,334,965	

[注] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	41,783,957,000	0	41,783,957,000
	減債基金	9,050,857,000	0	9,050,857,000
	施設整備基金	17,878,805,000	0	17,878,805,000
	文化芸術振興基金	401,455,000	0	401,455,000
	福祉基金	347,745,000	0	347,745,000
	医療環境整備基金	4,502,151,000	0	4,502,151,000
	みどりを育む基金	1,675,665,000	0	1,675,665,000
	まちづくり基金	906,707,000	0	906,707,000
	大江戸線延伸推進基金	3,606,671,000	0	3,606,671,000
	区営住宅整備基金	3,351,149,000	0	3,351,149,000
	一般会計 A	83,505,162,000	0	83,505,162,000
運用	介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	1,538,058,000	0	1,538,058,000
	用地取得基金 C	2,763,663,022	0	2,763,663,022
基金合計 A + B + C		87,806,883,022	0	87,806,883,022

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,749,500	1,000	3,750,500
みずほ銀行 預託金	当座預金	2,722,923	-179,718	2,543,205
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	21,206,000,000	-15,965,000,000	5,241,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		21,212,472,423	-15,965,178,718	5,247,293,705

## 基金(みずほ銀行外30機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		20,982,789,105	0	20,982,789,105
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		62,425,000,000	0	62,425,000,000
国債等		4,399,093,917	0	4,399,093,917
合計		87,806,883,022	0	87,806,883,022

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成30年5月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (平成29年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	255,492,284,000	77,551,430,000	53,357,950,000	192,213,000	15,609,299,000	550,751,000	147,261,643,000	402,753,927,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	10,000,814,068	24,921,580	340,838,370	25,372,722	74,167,784	211,523,008	676,823,464	10,677,637,532	0	10,677,637,532
	累 計 B	255,108,014,649	76,602,599,784	52,598,390,348	176,893,349	15,538,780,790	543,485,113	145,460,149,384	400,568,164,033	115,947,732,247	516,515,896,280
	対予算収入率 (B/A)	% 99.8	% 98.8	% 98.6	% 92.0	% 99.5	% 98.7	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	5,962,155,388	4,273,939	658,546,195	6,555,442	5,736,333	12,469,696	687,581,605	6,649,736,993	0	6,649,736,993
	累 計 C	246,985,843,009	76,002,599,784	51,982,964,879	176,893,349	15,514,848,690	543,485,113	144,220,791,815	391,206,634,824	107,894,824,282	499,101,459,106
	対予算執行率 (C/A)	% 96.7	% 98.0	% 97.4	% 92.0	% 99.4	% 98.7	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	8,122,171,640	600,000,000	615,425,469	0	23,932,100	0	1,239,357,569	9,361,529,209	8,052,907,965	17,414,437,174	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	<sup>[注2]</sup> -8,052,907,965	<sup>[注2]</sup> -8,052,907,965	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	8,122,171,640	600,000,000	615,425,469	0	23,932,100	0	1,239,357,569	9,361,529,209	0	9,361,529,209	

【注1】 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

【注2】 歳入歳出外現金(雑部金)の収支差引残額については、平成30年4月1日に翌年度繰越済

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成30年5月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (平成30年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	263,658,307,000	67,043,751,000	53,319,309,000	13,087,000	16,546,932,000	554,939,000	137,478,018,000	401,136,325,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	13,158,029,063	3,758,295,034	5,022,236,686	2,949,998	3,467,146,165	18,100,000	12,268,727,883	25,426,756,946	7,178,057,280	32,604,814,226
	累 計 B	23,136,951,024	4,341,127,428	5,023,001,238	2,949,998	3,506,693,065	18,100,000	12,891,871,729	36,028,822,753	22,226,203,621	58,255,026,374
	対予算収入率 (B/A)	% 8.8	% 6.5	% 9.4	% 22.5	% 21.2	% 3.3	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	16,808,754,899	3,804,717,556	4,361,087,792	0	812,583,765	4,138,588	8,982,527,701	25,791,282,600	7,108,952,134	32,900,234,734
	累 計 C	33,178,284,502	4,289,753,456	4,499,037,676	0	1,861,184,297	12,415,764	10,662,391,193	43,840,675,695	14,796,106,152	58,636,781,847
	対予算執行率 (C/A)	% 12.6	% 6.4	% 8.4	% 0.0	% 11.3	% 2.2	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	-10,041,333,478	51,373,972	523,963,562	2,949,998	1,645,508,768	5,684,236	2,229,480,536	-7,811,852,942	7,430,097,469	-381,755,473	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-10,041,333,478	51,373,972	523,963,562	2,949,998	1,645,508,768	5,684,236	2,229,480,536	-7,811,852,942	7,430,097,469	-381,755,473	

[注] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	41,783,957,000	28,198,000	41,812,155,000
	減債基金	9,050,857,000	1,510,425,000	10,561,282,000
	施設整備基金	17,878,805,000	2,011,168,000	19,889,973,000
	文化芸術振興基金	401,455,000	193,000	401,648,000
	福祉基金	347,745,000	-31,623,000	316,122,000
	医療環境整備基金	4,502,151,000	1,003,236,000	5,505,387,000
	みどりを育む基金	1,675,665,000	155,398,000	1,831,063,000
	まちづくり基金	906,707,000	371,000	907,078,000
	大江戸線延伸推進基金	3,606,671,000	1,633,000	3,608,304,000
	区営住宅整備基金	3,351,149,000	118,519,000	3,469,668,000
	一般会計 A	83,505,162,000	4,797,518,000	88,302,680,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	1,538,058,000	620,598,000	2,158,656,000	
運用	用地取得基金 C	2,763,663,022	0	2,763,663,022
基金合計 A + B + C		87,806,883,022	5,418,116,000	93,224,999,022

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,750,500	29,000	3,779,500
みずほ銀行 預託金	当座預金	2,543,205	2,451,031	4,994,236
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	5,241,000,000	3,730,000,000	8,971,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		5,247,293,705	3,732,480,031	8,979,773,736

## 基金(みずほ銀行外30機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		20,982,789,105	5,418,116,000	26,400,905,105
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		62,425,000,000	0	62,425,000,000
国債等		4,399,093,917	0	4,399,093,917
合計		87,806,883,022	5,418,116,000	93,224,999,022

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成30年6月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (平成30年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	263,658,307,000	67,043,751,000	53,319,309,000	13,087,000	16,546,932,000	554,939,000	137,478,018,000	401,136,325,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	19,839,345,855	5,209,742,493	3,298,231,441	16,974	1,736,636,543	17,900,000	10,262,527,451	30,101,873,306	11,756,500,346	41,858,373,652
	累 計 B	42,976,296,879	9,550,869,921	8,321,232,679	2,966,972	5,243,329,608	36,000,000	23,154,399,180	66,130,696,059	33,982,703,967	100,113,400,026
	対予算収入率 (B/A)	% 16.3	% 14.2	% 15.6	% 22.7	% 31.7	% 6.5	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	19,565,545,696	3,590,741,371	4,192,753,334	0	819,086,565	4,155,588	8,606,736,858	28,172,282,554	6,846,784,045	35,019,066,599
	累 計 C	52,743,830,198	7,880,494,827	8,691,791,010	0	2,680,270,862	16,571,352	19,269,128,051	72,012,958,249	21,642,890,197	93,655,848,446
	対予算執行率 (C/A)	% 20.0	% 11.8	% 16.3	% 0.0	% 16.2	% 3.0	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	-9,767,533,319	1,670,375,094	-370,558,331	2,966,972	2,563,058,746	19,428,648	3,885,271,129	-5,882,262,190	12,339,813,770	6,457,551,580	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-9,767,533,319	1,670,375,094	-370,558,331	2,966,972	2,563,058,746	19,428,648	3,885,271,129	-5,882,262,190	12,339,813,770	6,457,551,580	

[注] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入



## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	41,812,155,000	4,062,000,000	45,874,155,000
	減債基金	10,561,282,000	0	10,561,282,000
	施設整備基金	19,889,973,000	0	19,889,973,000
	文化芸術振興基金	401,648,000	0	401,648,000
	福祉基金	316,122,000	0	316,122,000
	医療環境整備基金	5,505,387,000	0	5,505,387,000
	みどりを育む基金	1,831,063,000	0	1,831,063,000
	まちづくり基金	907,078,000	0	907,078,000
	大江戸線延伸推進基金	3,608,304,000	0	3,608,304,000
	区営住宅整備基金	3,469,668,000	0	3,469,668,000
	一般会計 A	88,302,680,000	4,062,000,000	92,364,680,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,158,656,000	0	2,158,656,000	
運用	用地取得基金 C	2,763,663,022	0	2,763,663,022
基金合計 A + B + C		93,224,999,022	4,062,000,000	97,286,999,022

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分	前月末	増減	現在高	
現金 (金銭出納員保管金)	3,779,500	0	3,779,500	
みずほ銀行預託金	当座預金	4,994,236	-2,222,156	2,772,080
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	8,971,000,000	-2,520,000,000	6,451,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等	0	0	0	
合計	8,979,773,736	-2,522,222,156	6,457,551,580	

## 基金(みずほ銀行外31機関)

(単位 円)

区分	前月末	増減	現在高
当座預金	0	0	0
普通預金(有利息)	26,400,905,105	-7,938,000,000	18,462,905,105
通知預金	0	0	0
譲渡性預金	0	0	0
自由金利型定期預金	62,425,000,000	12,000,000,000	74,425,000,000
国債等	4,399,093,917	0	4,399,093,917
合計	93,224,999,022	4,062,000,000	97,286,999,022

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成30年7月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (平成30年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	263,658,307,000	67,043,751,000	53,319,309,000	13,087,000	16,546,932,000	554,939,000	137,478,018,000	401,136,325,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	15,719,673,420	5,761,253,224	6,062,586,726	7,546	857,868,962	17,900,000	12,699,616,458	28,419,289,878	14,929,782,171	43,349,072,049
	累 計 B	58,695,970,299	15,312,123,145	14,383,819,405	2,974,518	6,101,198,570	53,900,000	35,854,015,638	94,549,985,937	48,912,486,138	143,462,472,075
	対予算収入率 (B/A)	% 22.3	% 22.8	% 27.0	% 22.7	% 36.9	% 9.7	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	16,551,911,978	3,501,408,220	4,410,183,868	0	816,801,746	8,745,988	8,737,139,822	25,289,051,800	11,787,635,611	37,076,687,411
	累 計 C	69,295,742,176	11,381,903,047	13,101,974,878	0	3,497,072,608	25,317,340	28,006,267,873	97,302,010,049	33,430,525,808	130,732,535,857
	対予算執行率 (C/A)	% 26.3	% 17.0	% 24.6	% 0.0	% 21.1	% 4.6	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	-10,599,771,877	3,930,220,098	1,281,844,527	2,974,518	2,604,125,962	28,582,660	7,847,747,765	-2,752,024,112	15,481,960,330	12,729,936,218	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-10,599,771,877	3,930,220,098	1,281,844,527	2,974,518	2,604,125,962	28,582,660	7,847,747,765	-2,752,024,112	15,481,960,330	12,729,936,218	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	45,874,155,000	0	45,874,155,000
	減債基金	10,561,282,000	0	10,561,282,000
	施設整備基金	19,889,973,000	0	19,889,973,000
	文化芸術振興基金	401,648,000	0	401,648,000
	福祉基金	316,122,000	0	316,122,000
	医療環境整備基金	5,505,387,000	0	5,505,387,000
	みどりを育む基金	1,831,063,000	0	1,831,063,000
	まちづくり基金	907,078,000	0	907,078,000
	大江戸線延伸推進基金	3,608,304,000	0	3,608,304,000
	区営住宅整備基金	3,469,668,000	0	3,469,668,000
	一般会計 A	92,364,680,000	0	92,364,680,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,158,656,000	0	2,158,656,000	
運用	用地取得基金 C	2,763,663,022	0	2,763,663,022
基金合計 A + B + C		97,286,999,022	0	97,286,999,022

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,779,500	0	3,779,500
みずほ銀行預託金	当座預金	2,772,080	-2,615,362	156,718
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	6,451,000,000	6,275,000,000	12,726,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		6,457,551,580	6,272,384,638	12,729,936,218

## 基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		18,462,905,105	-5,300,000,000	13,162,905,105
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		74,425,000,000	4,000,000,000	78,425,000,000
国債等		4,399,093,917	1,300,000,000	5,699,093,917
合計		97,286,999,022	0	97,286,999,022

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成30年8月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (平成30年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	263,658,307,000	67,043,751,000	53,319,309,000	13,087,000	16,546,932,000	554,939,000	137,478,018,000	401,136,325,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	24,316,582,918	4,872,887,444	5,785,850,345	0	644,386,281	17,900,000	11,321,024,070	35,637,606,988	7,943,812,266	43,581,419,254
	累 計 B	83,012,553,217	20,185,010,589	20,169,669,750	2,974,518	6,745,584,851	71,800,000	47,175,039,708	130,187,592,925	56,856,298,404	187,043,891,329
	対予算収入率 (B/A)	% 31.5	% 30.1	% 37.8	% 22.7	% 40.8	% 12.9	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	18,904,547,086	6,307,592,757	4,472,095,616	0	872,475,885	4,138,588	11,656,302,846	30,560,849,932	14,898,807,304	45,459,657,236
	累 計 C	88,200,289,262	17,689,495,804	17,574,070,494	0	4,369,548,493	29,455,928	39,662,570,719	127,862,859,981	48,329,333,112	176,192,193,093
	対予算執行率 (C/A)	% 33.5	% 26.4	% 33.0	% 0.0	% 26.4	% 5.3	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	-5,187,736,045	2,495,514,785	2,595,599,256	2,974,518	2,376,036,358	42,344,072	7,512,468,989	2,324,732,944	8,526,965,292	10,851,698,236	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-5,187,736,045	2,495,514,785	2,595,599,256	2,974,518	2,376,036,358	42,344,072	7,512,468,989	2,324,732,944	8,526,965,292	10,851,698,236	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	45,874,155,000	0	45,874,155,000
	減債基金	10,561,282,000	0	10,561,282,000
	施設整備基金	19,889,973,000	0	19,889,973,000
	文化芸術振興基金	401,648,000	0	401,648,000
	福祉基金	316,122,000	0	316,122,000
	医療環境整備基金	5,505,387,000	0	5,505,387,000
	みどりを育む基金	1,831,063,000	0	1,831,063,000
	まちづくり基金	907,078,000	0	907,078,000
	大江戸線延伸推進基金	3,608,304,000	0	3,608,304,000
	区営住宅整備基金	3,469,668,000	0	3,469,668,000
	一般会計 A	92,364,680,000	0	92,364,680,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,158,656,000	0	2,158,656,000	
運用	用地取得基金 C	2,763,663,022	0	2,763,663,022
基金合計 A + B + C		97,286,999,022	0	97,286,999,022

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,779,500	0	3,779,500
みずほ銀行預託金	当座預金	156,718	1,762,018	1,918,736
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	12,726,000,000	-6,880,000,000	5,846,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	5,000,000,000	5,000,000,000
国債等		0	0	0
合計		12,729,936,218	-1,878,237,982	10,851,698,236

## 基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		13,162,905,105	-200,060,000	12,962,845,105
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		78,425,000,000	0	78,425,000,000
国債等		5,699,093,917	200,060,000	5,899,153,917
合計		97,286,999,022	0	97,286,999,022

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成30年9月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (平成30年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	263,658,307,000	67,043,751,000	53,319,309,000	13,087,000	16,546,932,000	554,939,000	137,478,018,000	401,136,325,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	24,868,587,769	5,114,769,033	4,541,651,948	6,634,370	2,210,578,346	134,862,000	12,008,495,697	36,877,083,466	10,458,072,039	47,335,155,505
	累 計 B	107,881,140,986	25,299,779,622	24,711,321,698	9,608,888	8,956,163,197	206,662,000	59,183,535,405	167,064,676,391	67,314,370,443	234,379,046,834
	対予算収入率 (B/A)	% 40.9	% 37.7	% 46.4	% 73.4	% 54.1	% 37.2	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	14,984,054,547	6,412,328,438	4,340,088,357	0	873,736,225	134,542,569	11,760,695,589	26,744,750,136	7,977,083,174	34,721,833,310
	累 計 C	103,184,343,809	24,101,824,242	21,914,158,851	0	5,243,284,718	163,998,497	51,423,266,308	154,607,610,117	56,306,416,286	210,914,026,403
	対予算執行率 (C/A)	% 39.1	% 36.0	% 41.1	% 0.0	% 31.7	% 29.6	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	4,696,797,177	1,197,955,380	2,797,162,847	9,608,888	3,712,878,479	42,663,503	7,760,269,097	12,457,066,274	11,007,954,157	23,465,020,431	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	4,696,797,177	1,197,955,380	2,797,162,847	9,608,888	3,712,878,479	42,663,503	7,760,269,097	12,457,066,274	11,007,954,157	23,465,020,431	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	45,874,155,000	0	45,874,155,000
	減債基金	10,561,282,000	0	10,561,282,000
	施設整備基金	19,889,973,000	0	19,889,973,000
	文化芸術振興基金	401,648,000	0	401,648,000
	福祉基金	316,122,000	0	316,122,000
	医療環境整備基金	5,505,387,000	0	5,505,387,000
	みどりを育む基金	1,831,063,000	0	1,831,063,000
	まちづくり基金	907,078,000	0	907,078,000
	大江戸線延伸推進基金	3,608,304,000	0	3,608,304,000
	区営住宅整備基金	3,469,668,000	0	3,469,668,000
	一般会計 A	92,364,680,000	0	92,364,680,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,158,656,000	0	2,158,656,000	
運用	用地取得基金 C	2,763,663,022	0	2,763,663,022
基金合計 A + B + C		97,286,999,022	0	97,286,999,022

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,779,500	0	3,779,500
みずほ銀行預託金	当座預金	1,918,736	-1,677,805	240,931
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	5,846,000,000	12,615,000,000	18,461,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	5,000,000,000	0	5,000,000,000
国債等		0	0	0
合計		10,851,698,236	12,613,322,195	23,465,020,431

## 基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		12,962,845,105	700,000,000	13,662,845,105
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		78,425,000,000	-1,000,000,000	77,425,000,000
国債等		5,899,153,917	300,000,000	6,199,153,917
合計		97,286,999,022	0	97,286,999,022

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成30年10月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (平成30年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	266,660,387,000	67,050,549,000	53,976,754,000	13,087,000	16,556,112,000	554,939,000	138,151,441,000	404,811,828,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	18,072,004,769	5,048,490,931	3,336,911,222	3,259,120	420,630,351	17,900,000	8,827,191,624	26,899,196,393	7,852,399,716	34,751,596,109
	累 計 B	125,953,145,755	30,348,270,553	28,048,232,920	12,868,008	9,376,793,548	224,562,000	68,010,727,029	193,963,872,784	75,166,770,159	269,130,642,943
	対予算収入率 (B/A)	% 47.2	% 45.3	% 52.0	% 98.3	% 56.6	% 40.5	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	26,351,256,353	6,372,256,314	4,530,782,367	10,260	1,637,320,068	27,276,862	12,567,645,871	38,918,902,224	10,533,209,387	49,452,111,611
	累 計 C	129,535,600,162	30,474,080,556	26,444,941,218	10,260	6,880,604,786	191,275,359	63,990,912,179	193,526,512,341	66,839,625,673	260,366,138,014
	対予算執行率 (C/A)	% 48.6	% 45.5	% 49.0	% 0.1	% 41.6	% 34.5	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	-3,582,454,407	-125,810,003	1,603,291,702	12,857,748	2,496,188,762	33,286,641	4,019,814,850	437,360,443	8,327,144,486	8,764,504,929	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-3,582,454,407	-125,810,003	1,603,291,702	12,857,748	2,496,188,762	33,286,641	4,019,814,850	437,360,443	8,327,144,486	8,764,504,929	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入



## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	45,874,155,000	0	45,874,155,000
	減債基金	10,561,282,000	0	10,561,282,000
	施設整備基金	19,889,973,000	0	19,889,973,000
	文化芸術振興基金	401,648,000	0	401,648,000
	福祉基金	316,122,000	0	316,122,000
	医療環境整備基金	5,505,387,000	0	5,505,387,000
	みどりを育む基金	1,831,063,000	0	1,831,063,000
	まちづくり基金	907,078,000	0	907,078,000
	大江戸線延伸推進基金	3,608,304,000	0	3,608,304,000
	区営住宅整備基金	3,469,668,000	0	3,469,668,000
	一般会計 A	92,364,680,000	0	92,364,680,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,158,656,000	0	2,158,656,000	
運用	用地取得基金 C	2,763,663,022	0	2,763,663,022
基金合計 A + B + C		97,286,999,022	0	97,286,999,022

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,779,500	0	3,779,500
みずほ銀行預託金	当座預金	240,931	4,484,498	4,725,429
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	18,461,000,000	-9,705,000,000	8,756,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	5,000,000,000	-5,000,000,000	0
国債等		0	0	0
合計		23,465,020,431	-14,700,515,502	8,764,504,929

## 基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		13,662,845,105	0	13,662,845,105
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		77,425,000,000	0	77,425,000,000
国債等		6,199,153,917	0	6,199,153,917
合計		97,286,999,022	0	97,286,999,022

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成30年11月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (平成30年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	266,660,387,000	67,050,549,000	53,976,754,000	13,087,000	16,556,112,000	554,939,000	138,151,441,000	404,811,828,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	17,010,807,283	9,448,907,542	4,647,455,789	22,492	971,218,820	17,900,000	15,085,504,643	32,096,311,926	10,629,429,904	42,725,741,830
	累 計 B	142,963,953,038	39,797,178,095	32,695,688,709	12,890,500	10,348,012,368	242,462,000	83,096,231,672	226,060,184,710	85,796,200,063	311,856,384,773
	対予算収入率 (B/A)	% 53.6	% 59.4	% 60.6	% 98.5	% 62.5	% 43.7	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	19,063,412,827	6,075,999,816	4,246,323,473	0	1,526,825,745	4,138,588	11,853,287,622	30,916,700,449	7,808,011,060	38,724,711,509
	累 計 C	148,599,012,989	36,550,080,372	30,691,264,691	10,260	8,407,430,531	195,413,947	75,844,199,801	224,443,212,790	74,647,636,733	299,090,849,523
	対予算執行率 (C/A)	% 55.7	% 54.5	% 56.9	% 0.1	% 50.8	% 35.2	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	-5,635,059,951	3,247,097,723	2,004,424,018	12,880,240	1,940,581,837	47,048,053	7,252,031,871	1,616,971,920	11,148,563,330	12,765,535,250	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-5,635,059,951	3,247,097,723	2,004,424,018	12,880,240	1,940,581,837	47,048,053	7,252,031,871	1,616,971,920	11,148,563,330	12,765,535,250	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	45,874,155,000	0	45,874,155,000
	減債基金	10,561,282,000	0	10,561,282,000
	施設整備基金	19,889,973,000	0	19,889,973,000
	文化芸術振興基金	401,648,000	0	401,648,000
	福祉基金	316,122,000	0	316,122,000
	医療環境整備基金	5,505,387,000	0	5,505,387,000
	みどりを育む基金	1,831,063,000	0	1,831,063,000
	まちづくり基金	907,078,000	0	907,078,000
	大江戸線延伸推進基金	3,608,304,000	0	3,608,304,000
	区営住宅整備基金	3,469,668,000	0	3,469,668,000
	一般会計 A	92,364,680,000	0	92,364,680,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,158,656,000	0	2,158,656,000	
運用	用地取得基金 C	2,763,663,022	0	2,763,663,022
基金合計 A + B + C		97,286,999,022	0	97,286,999,022

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,779,500	0	3,779,500
みずほ銀行預託金	当座預金	4,725,429	-3,969,679	755,750
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	8,756,000,000	2,005,000,000	10,761,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	2,000,000,000	2,000,000,000
国債等		0	0	0
合計		8,764,504,929	4,001,030,321	12,765,535,250

## 基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		13,662,845,105	-1,200,000,000	12,462,845,105
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		77,425,000,000	0	77,425,000,000
国債等		6,199,153,917	1,200,000,000	7,399,153,917
合計		97,286,999,022	0	97,286,999,022

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成30年12月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (平成30年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	266,660,387,000	67,050,549,000	53,976,754,000	13,087,000	16,556,112,000	554,939,000	138,151,441,000	404,811,828,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	23,106,667,077	5,026,282,904	4,755,241,170	4,742	1,809,207,892	17,900,000	11,608,636,708	34,715,303,785	7,619,846,539	42,335,150,324
	累 計 B	166,070,620,115	44,823,460,999	37,450,929,879	12,895,242	12,157,220,260	260,362,000	94,704,868,380	260,775,488,495	93,416,046,602	354,191,535,097
	対予算収入率 (B/A)	% 62.3	% 66.9	% 69.4	% 98.5	% 73.4	% 46.9	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	22,909,098,326	6,649,730,131	4,483,310,711	4,902	1,595,553,483	4,138,588	12,732,737,815	35,641,836,141	10,844,825,172	46,486,661,313
	累 計 C	171,508,111,315	43,199,810,503	35,174,575,402	15,162	10,002,984,014	199,552,535	88,576,937,616	260,085,048,931	85,492,461,905	345,577,510,836
	対予算執行率 (C/A)	% 64.3	% 64.4	% 65.2	% 0.1	% 60.4	% 36.0	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	-5,437,491,200	1,623,650,496	2,276,354,477	12,880,080	2,154,236,246	60,809,465	6,127,930,764	690,439,564	7,923,584,697	8,614,024,261	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-5,437,491,200	1,623,650,496	2,276,354,477	12,880,080	2,154,236,246	60,809,465	6,127,930,764	690,439,564	7,923,584,697	8,614,024,261	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	45,874,155,000	0	45,874,155,000
	減債基金	10,561,282,000	0	10,561,282,000
	施設整備基金	19,889,973,000	0	19,889,973,000
	文化芸術振興基金	401,648,000	0	401,648,000
	福祉基金	316,122,000	0	316,122,000
	医療環境整備基金	5,505,387,000	0	5,505,387,000
	みどりを育む基金	1,831,063,000	0	1,831,063,000
	まちづくり基金	907,078,000	0	907,078,000
	大江戸線延伸推進基金	3,608,304,000	0	3,608,304,000
	区営住宅整備基金	3,469,668,000	0	3,469,668,000
	一般会計 A	92,364,680,000	0	92,364,680,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,158,656,000	0	2,158,656,000	
運用	用地取得基金 C	2,763,663,022	0	2,763,663,022
基金合計 A + B + C		97,286,999,022	0	97,286,999,022

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,779,500	18,000	3,797,500
みずほ銀行 預託金	当座預金	755,750	3,471,011	4,226,761
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	10,761,000,000	-2,155,000,000	8,606,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	2,000,000,000	-2,000,000,000	0
国債等		0	0	0
合計		12,765,535,250	-4,151,510,989	8,614,024,261

## 基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		12,462,845,105	-3,000,000,000	9,462,845,105
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		77,425,000,000	3,000,000,000	80,425,000,000
国債等		7,399,153,917	0	7,399,153,917
合計		97,286,999,022	0	97,286,999,022

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成31年1月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (平成30年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	266,660,387,000	67,050,549,000	53,976,754,000	13,087,000	16,556,112,000	554,939,000	138,151,441,000	404,811,828,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	17,942,582,328	5,053,985,131	4,931,384,570	19,868	1,010,208,801	17,900,000	11,013,498,370	28,956,080,698	7,890,545,978	36,846,626,676
	累 計 B	184,013,202,443	49,877,446,130	42,382,314,449	12,915,110	13,167,429,061	278,262,000	105,718,366,750	289,731,569,193	101,306,592,580	391,038,161,773
	対予算収入率 (B/A)	% 69.0	% 74.4	% 78.5	% 98.7	% 79.5	% 50.1	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	17,189,750,593	6,358,814,112	4,598,166,690	0	1,663,342,058	8,895,708	12,629,218,568	29,818,969,161	7,415,763,939	37,234,733,100
	累 計 C	188,697,861,908	49,558,624,615	39,772,742,092	15,162	11,666,326,072	208,448,243	101,206,156,184	289,904,018,092	92,908,225,844	382,812,243,936
	対予算執行率 (C/A)	% 70.8	% 73.9	% 73.7	% 0.1	% 70.5	% 37.6	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	-4,684,659,465	318,821,515	2,609,572,357	12,899,948	1,501,102,989	69,813,757	4,512,210,566	-172,448,899	8,398,366,736	8,225,917,837	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-4,684,659,465	318,821,515	2,609,572,357	12,899,948	1,501,102,989	69,813,757	4,512,210,566	-172,448,899	8,398,366,736	8,225,917,837	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	45,874,155,000	0	45,874,155,000
	減債基金	10,561,282,000	0	10,561,282,000
	施設整備基金	19,889,973,000	0	19,889,973,000
	文化芸術振興基金	401,648,000	0	401,648,000
	福祉基金	316,122,000	0	316,122,000
	医療環境整備基金	5,505,387,000	0	5,505,387,000
	みどりを育む基金	1,831,063,000	0	1,831,063,000
	まちづくり基金	907,078,000	0	907,078,000
	大江戸線延伸推進基金	3,608,304,000	0	3,608,304,000
	区営住宅整備基金	3,469,668,000	0	3,469,668,000
	一般会計 A	92,364,680,000	0	92,364,680,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,158,656,000	0	2,158,656,000	
運用	用地取得基金 C	2,763,663,022	-169,162,170	2,594,500,852
基金合計 A + B + C		97,286,999,022	-169,162,170	97,117,836,852

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,797,500	0	3,797,500
みずほ銀行 預託金	当座預金	4,226,761	-3,106,424	1,120,337
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	8,606,000,000	-385,000,000	8,221,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等			0	0
合計		8,614,024,261	-388,106,424	8,225,917,837

## 基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		9,462,845,105	-169,162,170	9,293,682,935
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		80,425,000,000	0	80,425,000,000
国債等		7,399,153,917	0	7,399,153,917
合計		97,286,999,022	-169,162,170	97,117,836,852

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例 月 現 金 出 納 検 査 調 書

(平成31年2月28日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (平成30年度)

歳計現金等

(単位 円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計					特別会計(合計)	歳 計 現 金 計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑 部 金)	総 計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)	
		国民健康保険 事業会計	介 護 保 険 会 計		後 期 高 齢 者 医 療 会 計	公 共 駐 車 場 会 計					
			保険事業勘定	サービス事業勘定							
予算現額 A	266,660,387,000	67,050,549,000	53,976,754,000	13,087,000	16,556,112,000	554,939,000	138,151,441,000	404,811,828,000	-----	-----	
収入 済額	月 計	16,626,939,025	4,827,965,239	4,023,901,724	0	1,631,607,944	17,900,000	10,501,374,907	27,128,313,932	9,841,812,845	36,970,126,777
	累 計 B	200,640,141,468	54,705,411,369	46,406,216,173	12,915,110	14,799,037,005	296,162,000	116,219,741,657	316,859,883,125	111,148,405,425	428,008,288,550
	対予算収入率 (B/A)	% 75.2	% 81.6	% 86.0	% 98.7	% 89.4	% 53.4	-----	-----	-----	-----
支出 済額	月 計	19,511,760,753	6,372,898,312	4,354,417,238	980	1,656,893,779	4,138,588	12,388,348,897	31,900,109,650	7,862,973,631	39,763,083,281
	累 計 C	208,209,622,661	55,931,522,927	44,127,159,330	16,142	13,323,219,851	212,586,831	113,594,505,081	321,804,127,742	100,771,199,475	422,575,327,217
	対予算執行率 (C/A)	% 78.1	% 83.4	% 81.8	% 0.1	% 80.5	% 38.3	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C) D	-7,569,481,193	-1,226,111,558	2,279,056,843	12,898,968	1,475,817,154	83,575,169	2,625,236,576	-4,944,244,617	10,377,205,950	5,432,961,333	
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-7,569,481,193	-1,226,111,558	2,279,056,843	12,898,968	1,475,817,154	83,575,169	2,625,236,576	-4,944,244,617	10,377,205,950	5,432,961,333	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入



## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	45,874,155,000	0	45,874,155,000
	減債基金	10,561,282,000	0	10,561,282,000
	施設整備基金	19,889,973,000	0	19,889,973,000
	文化芸術振興基金	401,648,000	0	401,648,000
	福祉基金	316,122,000	0	316,122,000
	医療環境整備基金	5,505,387,000	0	5,505,387,000
	みどりを育む基金	1,831,063,000	0	1,831,063,000
	まちづくり基金	907,078,000	0	907,078,000
	大江戸線延伸推進基金	3,608,304,000	0	3,608,304,000
	区営住宅整備基金	3,469,668,000	0	3,469,668,000
	一般会計 A	92,364,680,000	0	92,364,680,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	2,158,656,000	0	2,158,656,000	
運用	用地取得基金 C	2,594,500,852	0	2,594,500,852
基金合計 A + B + C		97,117,836,852	0	97,117,836,852

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		3,797,500	0	3,797,500
みずほ銀行預託金	当座預金	1,120,337	2,043,496	3,163,833
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	8,221,000,000	-2,795,000,000	5,426,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等			0	0
合計		8,225,917,837	-2,792,956,504	5,432,961,333

## 基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		9,293,682,935	0	9,293,682,935
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		80,425,000,000	0	80,425,000,000
国債等		7,399,153,917	0	7,399,153,917
合計		97,117,836,852	0	97,117,836,852

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

決算等審査結果および  
財政健全化判断比率審査結果

平成29年度決算等審査結果報告および  
健全化判断比率審査結果報告（概要）

1 練馬区各会計歳入歳出決算および練馬区基金運用状況の審査結果について  
審査の結果

ア 各会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して調製されていると認められた。

イ 各会計歳入歳出決算書等の計数は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、いずれも誤りのないものと認められた。

ウ 財産の管理状況は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

エ 基金の運用状況については、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

審査意見

区は、時代を先取りし、しかも持続可能な政策を実行することを目的とした「改革ねりま」を実現するべく、「みどりの風吹くまちビジョン」（以下「ビジョン」という。）およびアクションプランや「区政改革計画」の取組を着実に推進するとともに、区民サービスの充実・向上と財政の健全性の維持を両立されることを要望する。

以下、総括意見および個別意見を付す。

ア 総括意見

平成29年度予算は、ビジョンに基づくアクションプランおよび区政改革計画の取組を推進することを最優先とし、計画事業にとどまらず、施策を一層推進する新規・充実事業も積極的に取り込むよう予算編成が行われた。また、29年度予算は、「練馬区独立70周年 未来に向けて夢のあるまちづくりを推進」と位置づけ、持続可能な財政運営の強化を図りながら「改革ねりま」を更に一步、前に進めることが編成方針とされた。執行に当たっては、区民サービスの充実と持続可能な財政運営の両立を目標に、つぎの2点が基本とされた。

アクションプランおよび区政改革計画に掲げる事業について、その目的が確実に達成できるよう、時期を逸することなく着実に推進すること。

区民ニーズに的確かつ柔軟に応えられるよう、執行段階において一層の創意・工夫をこらすこと。また、事業効果が最大限に発揮されるよう努めること。

平成29年度にビジョン関連で執行された主な施策・事業はつぎのとおりである。また、この3年間の経費は次表のとおりである。

子どもの成長と子育ての総合的な支援

待機児童ゼロ達成後も「選択できる社会」の実現へ向けた練馬こども園や保育所等の拡充、子育ての孤立化・児童虐待の防止、ひとり親家庭自立応援プロジェクトなど

安心して生活できる福祉・医療の充実

高齢者相談センターの再編・強化、介護予防の推進、障害者の地域生活の支援、特別養護老人ホーム等の整備など

安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備

都市のグランドデザイン素案の策定、大江戸線延伸、西武新宿線の立体化促進など交通インフラの整備、空き家とごみ屋敷の問題改善など

練馬区の魅力を楽しめるまちづくり

農とのふれあいの促進、公園整備、スポーツ施設の整備、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成など

新たな区政の創造

独立70周年記念事業の展開、区民参加と協働による地域おこしプロジェクト事業の創設など

単位 百万円

NO	施策の柱	区分	27年度	28年度	29年度
	子どもの成長と子育ての総合的な支援	予算額	4,339	6,458	6,085
		執行額	4,059	6,233	5,723
		執行率	93.6%	96.5%	94.1%
	安心して生活できる福祉・医療の充実	予算額	844	2,397	822
		執行額	791	2,343	761
		執行率	93.7%	97.7%	92.6%
	安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備	予算額	5,790	8,235	5,426
		執行額	5,434	7,981	5,347
		執行率	93.9%	96.9%	98.5%
	練馬区の魅力を楽しめるまちづくり	予算額	1,496	5,191	2,659
		執行額	1,448	5,100	2,618
		執行率	96.8%	98.2%	98.4%
	新たな区政の創造	予算額	67	97	125
		執行額	66	81	114
		執行率	98.7%	83.7%	91.3%
合 計		予算額	12,535	22,378	15,162
		執行額	11,798	21,738	14,607
		執行率	94.1%	97.1%	96.3%

これらの予算執行により、ビジョンの着実な実現に向かうとともに、「改革ねりま」を更に一歩進め、区民サービスの一層の充実が図られたものと評価する。引き続き、改革を着実に進め、ビジョンに掲げる目標を実現し、区民サービスの更なる充実・向上に取り組まれない。

また、地方自治法改正に伴い、平成32年4月1日施行で、地方自治体における「内部統制に関する方針の策定等」が規定された。区市町村長は当面努力義務とされているが、監査制度の充実強化と同時に取り組むことが望ましい。区における現状のリスクや課題等を整理するとともに、先行自治体の調査を行うなど、内部統制の拡充・強化に取り組まれない。

あわせて、長期的な人口の動向やバランスシートの分析など行政需要の見通しを踏まえ、政策の推進と区政改革を総合的にマネジメントし、持続可能な財政運営に努め、強固な財政基盤の確立に取り組まれない。

## イ 個別意見

### 【一般会計歳入】

平成30年度税制改正において、地方消費税の清算基準の抜本的な見直しが行われ、統計カバー率が引き下げられた。この改正に伴い特別区全体で約380億円の減収が見込まれている。

消費税率が10%に引き上げられると、減収分がさらに拡大し、区の歳入減(減収)が一層深刻となる。

そこで、今回の見直しが、「地方消費税の清算基準はあくまで税収を最終消費地に帰属させること」を基本として、特別区の消費実態を正確に反映させているのかどうかを更に精査して基準を用いるよう、国に対して強く要望されたい。

### 【特別区交付金】

特別区交付金は、歳入構成の32.4%を占める最大財源であるが、歳入全体がこの5年で10.1%増加しているにもかかわらず、わずか1.7%の増であり、全体構成比率が低下傾向にある。交付額も平成28年度から減少に転じ、平成29年度は前年度と比較して3億5,941万円(0.4%)の減となった。

特別区交付金の調整税である法人住民税の一部が国税化され、その全額を地方交付税の原資とされたことによる影響が大きい。国は平成31年10月の消費税率10%段階において、国税化を拡大する法改正をしており、区財政はさらに厳しい状況にさらされる。

そこで、国税化による影響分の補填策を早急に検討するとともに、その対

応を国や都に求めることや、他地域にはない都市独自の行政課題を訴えるなど、引き続き一部国税化された法人住民税の見直しを国に要望されたい。あわせて、特別区財政調整制度における都と区の財源配分の見直しを都に要望されたい。特別区民税は、この5年間微増状況にある。しかし、景気の動向に左右されやすいことや、生産年齢人口の減少などにより、今後も増加することが保証されているものではない。

そこで、特別区民税の収入率は毎年上昇しており、平成29年度においても特別区の中で16位から13位へと改善したが、更なる収入率向上に向けて取り組まれない。

また、地道に収入率向上に取り組む一方で、多くの自治体がふるさと納税の御礼に豪華な返礼品を用意して寄付を募る「返礼品競争」を過熱させている影響から、特別区民税の減収が続いている。区の減収額は、平成28年度決算額に対して6億6,922万円、29年度12億5,376万円、30年度見込み16億4,818万円と年々拡大している状況である。

そこで、引き続き、国に対して、過熱している返礼品競争に対し厳しい制限を設けることや、ワンストップ特例制度において自治体が負担している所得税控除分を国が補填すること等、ふるさと納税の本来の趣旨に立ち返り、区市町村の財政運営に支障をきたさぬよう措置することを強く要望されたい。

一方で、ふるさと納税の仕組みが、災害時の被災地への支援としても活用され始めている。また、資金調達が必要なプロジェクトや事業を具体的に明示し、寄付の用途を選択できるようにしている自治体も増えてきており、検討次第によっては、都市部においても活用策が見いだせるものである。

そこで、例えば、区の強みであるみどりや都市農業、区民参加と協働によるプロジェクト事業などに対して、「ふるさと納税」を活用して寄付による資金調達を図るなど、練馬区ならではの特徴ある活用を全庁あげて積極的に検討されたい。

#### 【収入未済額と不納欠損額】

収入未済額と不納欠損額は、この5年間で全体では減少傾向にあるものの、それでも収入未済額は40億円を超えており、適正とは言えない状況である。こうした中、弁償金（生活保護費等）は増加傾向になっており、平成29年度の会計検査院の報告では、生活保護事務の債権管理において不適切な事例が指摘されている。

そこで、特別区交付金が、法人住民税の一部国税化などにより減少し非常に厳しい環境になっていることなどから、特別区民税の更なる収入率向上に

向けた取組とともに、弁償金（生活保護費等）における収入未済額を減らすよう取り組まれない。

#### 【特別区債】

特別区債は、その年度における様々な状況を勘案して発行していることから、単年度の状況だけでは全体を判断しにくいところである。

この5年間の特別区債の状況を見ると、全体では償還額が発行額を上回っているが、現在高は平成28年度以降増加傾向にある。公債費負担比率（公債費充当一般財源が一般財源総額に対して占める割合）を見てみると、平成29年度は3.0%と前年度と同率であるが、この5年間で3.2ポイントの減少傾向にあり、適切な区債発行と評価する。

起債の用途は、赤字の穴埋めではなく、インフラ整備などに限定されることから、目的別には、公共施設等大規模改修・建設債が発行額の約5割を占めている。今後、更新時期を迎える公共施設の改修・改築等経費の増加や、都市計画道路の整備の遅れなど、練馬区特有の課題である都市インフラ整備の増加も見込まれるため、これらの課題を解決するには、積極的な区債の発行を視野に入れて運用することが必要である。

一方で、区債は未来の世代に償還費を負担させることになり、過度の区債発行は後年度財政を圧迫する要因となる。

区債発行は、現世代と未来の世代両方で負担することが相応しいインフラ整備などを基本に、引き続き、練馬区特有の課題を解決するための有効な手段であることを視野に入れつつ、適切かつ計画的な区債発行に努められたい。

#### 【一般会計歳入】

平成29年度は、練馬区が誕生して70周年にあたり、節目の年を区民がともに祝い、未来に向けて夢のあるまちづくりに取り組む契機となるよう、独立70周年記念事業を展開した。具体的には、記念式典、こどもアートアドベンチャー、花火フェスタを開催したほか、1年を通じて多彩な区主催・区民協働・協賛事業を実施した。また、記念誌「くるりとねりま」、観光情報冊子「ことりっぷ 練馬さんぽ」、「I♥練馬あるある」を発行した。

平成29年度に独立70周年記念事業として実施した新規事業については、事業の目的や効果等の検証を行い、今後の実施の必要性を見極めるよう取り組まれない。

#### 【不用額】

不用額は、施策の変更や需要の見込差などから生じている例が多く見られる。多額の不用額は、計画的な予算執行の面から望ましいことではない。

特に区民費の国民健康保険事業会計繰出金においては、10億円を超える不用額がこの数年生じている。平成29年度は特別調整交付金の歳入増等の要因もあったが、特段の注意をもって多額の不用額の出ない執行に取り組みたい。

あわせて、これまで以上に、予算見積りを適切に行い、不用額の生じないよう計画的な予算執行と進行管理に努められたい。

#### 【予算流用】

予算の流用は、練馬区予算事務規則において、「執行上真にやむを得ない場合に限り」認められている。この5年間の推移を見ると、おおむね横ばい状況である。今後とも、予算流用は必要最小限にとどめるよう、適切な予算執行に努められたい。

#### 【基金】

基金は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものであり、家計で言えば「貯金」である。設置目的にそって資金を積むものであり、何ら間違っていることではないが、額によっては貯金をする余裕があるという見方をされる側面もある。

区民周知用パンフレット「練馬区のおさいふ」では、歳入構成の最大財源である特別区交付金が減少傾向にあるなど、将来に向けた財政運営に大きな課題を抱えていることが指摘されている。

この5年間で貯金である基金は850億円余と増加する一方で、家計で言えば「借金」である特別区債残高も563億円余と増加しており、このバランスをどのように保っていくかが重要である。

国の経済財政諮問会議等では地方自治体の基金残高が増加していることについて懸念が示されるなど、社会的な関心も高まってきている。

そこで、基金のそれぞれの目的に沿った積立目標を立てることや、分かりやすい説明を行うなど、計画的かつ適正な基金管理に努められたい。

#### 【国民健康保険事業会計】

歳入において、国民健康保険料は、被保険者数が減少していることもあり、この5年間で5.7%の減であり、構成比も4.0ポイントの減である。保険料の収納率は、平成27年度まで増加してきたが、29年度は微減となった。

保険制度は被保険者の保険料が基本的な財源となっている仕組みであり、保険料収納率の向上は、保険財政を支えるうえで重要である。

そこで、これまで以上に収納率を向上させるべく、取り組みたい。

歳出においては、被保険者数の減少に伴い保険給付費全体もわずかに減少



しているものの、一人当たり費用額は伸び続けている。

国民健康保険は、無職者や非正規雇用者など所得の低い加入者が多い一方、年齢構成が高く医療費水準が高い等の構造的問題を抱えていると言われている。

練馬区の国保加入世帯においても、約4割が保険料算定基礎となる世帯所得（賦課基準額）がゼロである均等割のみの世帯である。そのため、保険料の上昇を抑え、安定的な事業運営のためにも、医療費の増加を抑えることが重要である。そこで、被保険者の健康の保持増進を図り、医療費の適正化を推進するため、引き続きデータヘルス計画等に基づき、効果的かつ効率的な保健事業に取り組まれない。

具体的には、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上、糖尿病重症化予防のための高リスク者に対する個別支援の推進、ジェネリック医薬品利用の拡大などについて着実に実施するとともに、目標設定を見える化するなど、さらなる工夫を図られたい。

#### 【介護保険会計】

歳入において、介護保険料は、被保険者数の増加や保険料の上昇から、この5年間で26.3%の増である。保険料基準月額が第4期から第7期の間63.8%増加し、保険料の多段階化に伴い、所得段階によっては急激な増加となっている。また、保険料の収納率は平成26年度に微減したが、27年度以降は横ばいである。

そこで、これらを踏まえ、保険料増額の理由をわかりやすく説明するとともに、これまで以上に収納率を向上させるべく、取り組まれない。

歳出においては、保険給付費が4年連続で増加し、その傾向は今後も続く見込みである。また、要介護認定者数の伸びが、第1号被保険者数の伸びを大きく上回っていることにも注視が必要である。

そこで、要介護認定者数の増加要因を他区との比較等も踏まえて検証するなど、その対応策に取り組まれない。

あわせて、制度改正に伴い創設された介護予防・日常生活支援総合事業の効果等を検証し、その事業が区民にとっても馴染のある事業となるよう拡充されたい。また、介護人材の確保が困難な状況が続いており、特に特別養護老人ホームなどの事業所では担い手不足等が懸念されており、その対策を強化されたい。

#### 【普通会計歳入】

自主財源は、区が自らの機能を行って調達する財源であり、歳入に占

める自主財源の割合が大きいほど、区の財政運営の自主性と安定性が確保できる。

区の平成29年度の自主財源比率は31.7%で、平成25年度と比較して0.8ポイントの減となっている。

そこで、区は、自らの努力で調達しうる自主財源の確保に向け、さらに努められたい。

例えば、自動販売機の設置等にあたり、行政財産の使用許可から貸付けへ移行し収入増を図ることや、区立施設の駐車場や未利用地のコインパーキングへの活用等をさらに進め、未利用地の売却も引き続き検討されたい。また、クラウドファンディングの活用を視野に入れ、インターネットを活用した魅力的な寄付対象事業の構築についても、今後取り組まれたい。

なお、自主財源の確保においては、区の財産を適正に管理することも重要である。

財産管理において、誤謬訂正や平成28年度に計上すべきものを次年度に登録するなどの事例があった。適正な財産管理に努められたい。

#### 【義務的経費】

歳出では義務的経費が全体の57.1%を占めており、その中でも扶助費の額は、平成25年度と比較し24.7%の増と大きく増加している。

扶助費については、近年増加傾向にあった生活保護費が横ばい状況となる一方で、待機児童対策に伴う私立保育所運営経費等の伸びが顕著である。

区全体では、保育定員が保育需要を大きく上回り、1,000人を超える余剰が生じる等の状況にある。しかし、幼児教育・保育の無償化等の施策が展開されると、保育ニーズが拡大する可能性がある。

そこで、まずは、一部地域で生じている保育の需要と供給のミスマッチの原因を探るとともに、例えば、保育コンシェルジュの配置による多様な保育サービスに関する情報提供・相談・マッチングの実施や、母子手帳取得段階からの保育ニーズの収集など、細かなニーズ調査と有効な対策を講じながら、待機児童ゼロの実現に努められたい。

あわせて、施設として余剰が生じている新たな課題についても検討されたい。

また、障害者自立支援関連経費も、この5年間で29.2%の増と大きく伸びており、注視する必要がある。引き続き、適正な給付の管理に努められたい。

一方、人件費についてはこの5年間横ばい状況である。平成29年度に職員定数管理計画を策定し、保育園の委託の拡大等により30年度からの5年間で

職員定数を200名削減する計画である。このことにより一定の経費の抑制ができる見込みである。しかし、働き方改革関連法案の成立により、平成32年度以降非常勤職員の報酬や委託先の賃金の見直し等が行われ、人件費等の増加が見込まれる。

そこで、法改正の趣旨を鑑み、区における経費の見込みをいち早く掌握し、適正な人員管理、増加する経費への対応を図られたい。

#### 【普通会計歳出（投資的経費）】

公共施設の改修・改築等に伴う普通建設事業費は、この5年間で平均すると、毎年246億円を超える多額の経費が投入されている。

公共施設等総合管理計画では、今後30年間の改修・改築工事費の試算を示し、現在そのまま改修・改築したなら約6,450億円かかるが、改修周期や目標使用年数、工事費や延べ床面積の削減をはかることで、約3,827億円まで経費を見直すことができるとしている。

見直しには、区立施設のなかでも小中学校が特に築年数が古い割合が高いため、学校の改築における教室の数や種類等の標準化が喫緊の課題である。改築に当たっては、公共施設等総合管理計画の方針でもある機能の転換や統合・再編、複合化なども視野に入れて実施されたい。

また、区の東部地域では広い空きスペースがないため、新たな保育事業者の参入や特別養護老人ホーム等の整備も厳しい状況にある。学校用地は、区内全域に残された貴重な財産である。改築等においても、これらの新たなニーズ等も視野に入れて計画されたい。

平成29年度の歳出の減は一時的なものであり、今後の公共施設の改修・改築等を見込むと、原則歳出は増加していくところである。それらを考えるに、貸借対照表(バランスシート)を活用して、今後の投資的経費を長期的に管理されたい。

あわせて、普通建設事業費の多くが区債対象となるため、その発行に当たっては適正な管理に努められたい。

#### 【普通会計歳出（その他経費）】

物件費における委託料が増加傾向にある。これは、公共施設の委託管理や指定管理者制度の拡充に一因があると思われる。今後も、保育園等の委託が行われる。委託等でサービスが拡充し、質が高まったかどうか、これまで以上にモニタリングなどにより検証されたい。

一般会計から特別会計への繰出金を一般会計ベースで見ると、この5年間で8.8%増加しており、特に介護保険会計への繰出金は、22.2%の増と急増

している。高齢者人口の増加に伴う介護保険要介護認定者の増が主な要因と思われる。

平成37年には団塊の世代が全て後期高齢者となり、更なる要介護者の増が見込まれている。そこで、地域包括ケアシステムの構築を進展させるとともに、効果的な介護予防事業などに取り組み、要介護認定者の出現率低下に向けた対応策に取り組みたい。

#### 【資金収支】

当面使用しない歳計現金等と基金の資金は、運用で利回りを確保する効率性も重要である。基金残高の約3分の2は自由金利型定期預金を利用していることは、評価する。

低金利が長期化し、日本銀行がマイナス金利を継続する状況では、自治体の努力が成果につながりにくいところである。最近、世界の金融情勢に変化の兆しが見えることから、情報収集に努め、効率的な資金運用に取り組みたい。

#### 【用地取得基金】

用地取得基金においては、平成29年度に基金を運用してまちづくり事業関連用地と公園用地の取得が行われた。しかし、同基金には、取得後20年以上経過しても保有されたままの用地が依然として残っている。

そこで、財源の確保にも配慮しつつ、一般会計による受入れを図り、基金の効果的な運用に努められたい。

## 2 財政健全化判断比率の審査結果について

### 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りのないものと認められた。

なお、健全化判断比率の数値は、次表のとおりである。

練馬区における健全化判断比率

	平成29年度	平成28年度	早期健全化基準
実質赤字比率			11.25
連結実質赤字比率			16.25
実質公債費比率	4.2	4.0	25.0
将来負担比率			350.0

## 審査意見

### ア 実質赤字比率

平成29年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字のため「 - 」表示となっているが、算定数値 4.99%は早期健全化基準の11.25%を大きく下回っており、良好である。5年間の推移で見ても、平成26年度までは増加したものの、平成27年度以降減少傾向にあり、前年度と比較し0.61ポイント改善している。

### イ 連結実質赤字比率

平成29年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字のため「 - 」表示となっているが、算定数値 5.75%は早期健全化基準の16.25%を大きく下回っており、良好である。5年間の推移で見ても、平成26年度までは増加したものの、平成27年度以降減少傾向にあり、前年度と比較し0.54ポイント改善している。

### ウ 実質公債費比率

平成29年度の実質公債費比率は 4.2%で、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っている。平成25年度以降確実に減少し、前年度と比較して0.2ポイント改善しており、良好である。

### エ 将来負担比率

平成29年度の将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能額が超過していることから「 - 」表示となっている。算定数値は 72.0%であり、早期健全化基準の350.0%を大きく下回り、前年度と比較しても0.5ポイント改善し、平成25年度以降の増加傾向から減少に転じている。これは、分子となる将来負担額が増加したものの、分母となる標準財政規模が減少したためである。

平成29年度の練馬区における健全化判断比率は、4つの指標の数値いずれもが早期健全化基準を下回り、財政運営は適正に行われていると判断する。

ただし、将来負担比率の分子となる将来負担額が、平成27年度以降増加に転じている。特別区債の現在高が平成27年度以降増加傾向にあることが要因とみられる。今後も更新時期を迎える公共施設の改修・改築等経費の増加や、

区特有の課題である都市インフラ整備の増加も見込まれるため、特別区債発行が増えていくことが想定される。

そこで、引き続き、将来負担比率の変動には注視されたい。

また、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」については、扶助費や物件費の増により平成29年度は前年度と比べて0.1ポイント増の85.0%と、依然としての適正水準を上回っている。

さらに、長期的に見ると区民サービスを支える財源には限りがあることから、一層の財源の確保と歳出全般の見直しが必要となる。

そこで、現在取り組んでいる区政改革を着実に推進し、資産と負債を念頭においた健全で持続可能な財政運営に努められたい。

# 住民監査請求に係る監査結果

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

練馬区 A

### 2 請求書の提出

平成30年12月20日

### 3 請求の内容

請求人が提出した「練馬区職員措置請求書」（平成30年12月19日付け。別紙1）および「住民監査請求に関する意見書」（平成31年1月4日付け。別紙2）による主張事実の要旨および措置請求は、つぎのとおりである。

#### 主張事実の要旨

請求人は練馬区に対し訴訟を提起したが、練馬区長前川耀男は、区長本人および練馬区職員の不法行為等を隠蔽するために、違法な行為により請求者の全財産を奪ったB弁護士との間で訴訟委任契約を交わし、公金を使用して弁護士報酬を支払った。

練馬区長はB弁護士が犯罪者であると知った上で、練馬区と委任契約を締結し、公金を使用することは、違法または不当な行政執行である。

ア B弁護士は犯罪者である。

(ア) B弁護士は、練馬区長のゴム印の署名・印を偽造した訴訟委任状を作成し、訴訟代理人に成り済まし、違法な訴訟行為をした。

(イ) B弁護士は、無報酬にて練馬区長の事件を受託しているので、公務員に対する贈賄に当たる。

(ウ) 練馬区は、B弁護士との間で、着手金・報酬金を「単価契約（著しく低廉な金額）」で決定した。また、通常、訴訟事件に関係のない弁護士に訴訟委任すべきところ、練馬区は訴訟事案の当事者であるB弁護士を選任した。これにより、練馬区は、B弁護士が犯罪者であることを熟知していた。

イ 練馬区およびB弁護士間の訴訟委任契約は、公共性・公正性を欠く違法な契約である。

(ア) 請求人が特別区人事・厚生事務組合および同組合職員を被告として提訴した訴訟とは全く関係のない弁護士に訴訟委任すべきところ、練馬区が、当該訴訟の訴訟委任状を偽造した張本人であるB弁護士に訴訟委任をしたことは、「公正性の確保」「経済性の確保」「適正履行の確保」が要求される公共性および適正な契約に反する違法または不当な契約である。



- (4) 弁護士報酬の具体的な金額は、個別具体的な事案の客観的事情を基に、弁護士と委任者との協議によって決定されるべきところ、個別具体的な事案の客観的事情を考慮せず、弁護士報酬を単価契約とすることは、公正性、経済性、適正履行を欠く違法な契約である。

請求人の求める措置請求

ア 練馬区とB弁護士との委任契約に対しての、契約の解除、無効の確認、取消しなどの措置

イ 練馬区が被った損害（弁護士報酬額の支払）を補填するための必要な措置

#### 4 要件審査

本件措置請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める法定要件を具備しているものと認め、平成30年12月26日にこれを受理した。

#### 5 暫定的停止勧告に関する判断

本件財務会計行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により練馬区に生じる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるとは認められないことから、法第242条第3項の規定による暫定的停止措置の勧告は必要ないと判断した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

主張事実の要旨からつぎの事項を監査対象事項とした。

なお、下記 に係る経費の支出は、本件措置請求を受理した日において行われていなかったため、監査対象事項としなかった。

国家賠償請求事件に係る訴訟委任契約（単価契約）の締結（契約日：平成30年2月7日）

国家賠償請求事件に係る訴訟委任契約（単価契約）の締結（契約日：平成30年4月1日）

上記 に係る経費の支出（支出命令日：平成30年4月9日）

### 2 監査対象部課

総務部文書法務課、総務部経理用地課

### 3 請求人の証拠の提出および陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年1月15日に証拠の提出および陳述の機会を設けたところ、請求人からは陳述を欠席する旨の申出があり、平成31年1月4日付けの「住民監査請求に関する意見書」の提出があった。

### 4 監査対象部課からの監査資料の提出

監査対象部課に監査資料の提出を求めたところ、平成31年1月10日付けで総務部長から「住民監査請求に基づく監査資料」（別紙3）の提出があった。

## 第3 監査の結果

監査の結果、合議により、本件請求については請求人の主張には理由がなく、措置請求は認められないので、これを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査対象部課の見解および判断について述べる。

### 1 事実関係の確認

2件の契約について

本件契約の概要は、つぎの表のとおりである。

(表1)

件名	国家賠償請求事件に係る訴訟委任契約（単価契約） （契約番号：第17304107号、契約日：平成30年2月7日）
契約金額	着手金（単価契約） 報酬金（単価契約） 実費 本件事件の遂行に必要な印紙代、郵送料その他の手数料、交通通信費の支払に要した金額
契約期間	本件契約締結の日から平成30年3月31日まで
履行場所	東京簡易裁判所、東京地方裁判所、東京高等裁判所ほか
契約締結者	練馬区代表者区長、弁護士B
業務内容	訴訟委任

(表2)

件名	国家賠償請求事件に係る訴訟委任契約（単価契約） （契約番号：第18302660号、契約日：平成30年4月1日）
契約金額	着手金（単価契約） 報酬金（単価契約） 実費 本件事件の遂行に必要な印紙代、郵送料その他の手数料、交通通信費の支払に要した金額
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

履 行 場 所	東京簡易裁判所、東京地方裁判所、東京高等裁判所ほか
契 約 締 結 者	練馬区代表者区長、弁護士 B
業 務 内 容	訴訟委任

本件契約を締結することとなった経緯について

ア 表1 に関して

請求人は、特別区人事・厚生事務組合職員 5 名の第三者の署名による違法行為に対して、同組合に対し訴訟を提起した。訴訟において、同組合が B 弁護士に訴訟委任する際に、訴訟委任状に特別区人事・厚生事務組合管理者印を使用したのは公印の不正使用（刑法（明治40年法律第45号）第165条第2項）に当たり、同組合を管理している練馬区長前川耀男が同組合の管理を怠ったとして、練馬区に対し国家賠償法に基づく訴訟を提起（平成30年 1 月15日付け東京簡易裁判所平成30年（八）第10596号）した。

請求人が練馬区を訴えた訴状が、平成30年 1 月17日付けにて練馬区に到達し、東京簡易裁判所から同年 2 月15日に出頭を命じる旨の呼出状および答弁書催告状も併せて到達した。

そのため、練馬区は、請求人が原告で練馬区が被告である国家賠償請求事件（東京簡易裁判所平成30年（八）第10596号）における当区の訴訟代理人を B 弁護士とする旨を決定し、平成30年 2 月 7 日付けで同氏との訴訟委任契約を締結した。

イ 表2 に関して

請求人は、上記アに記載のとおり、練馬区に対し国家賠償法に基づき訴訟を提起（平成30年 1 月15日付け東京簡易裁判所平成30年（八）第10596号）した。

請求人は、練馬区が B 弁護士との間で訴訟委任契約を締結することなく、訴訟委任状に練馬区長印を使用したのは、公印の不正使用に当たるとして、練馬区に対し国家賠償法に基づく訴訟を提起（平成30年 2 月26日付け東京簡易裁判所平成30年（八）第14484号）した。

請求人が練馬区を訴えた訴状が、平成30年 3 月 5 日付けにて到達し、東京簡易裁判所から同年 4 月16日に出頭を命じる旨の呼出状および答弁書催告状も到達した。

そのため、練馬区は、請求人が原告で練馬区が被告である国家賠償請求事件（東京簡易裁判所平成30年（八）第14484号）における当区の訴訟代理人を B 弁護士とする旨を決定し、平成29年度中の訴訟遂行については表 1 の契約により行うこととし、平成30年度中の訴訟遂行のため、表

2の契約を同年4月1日付けで締結した。

本件契約の目的について

表1および表2の契約については、いずれも請求人を相手方とした訴訟に係る事件等に関する一切の処理を委任し、弁護士法に則り誠実に委任事務の処理に当たることを目的としている。

本件契約の業務内容等について

ア 訴訟委任に係る業務内容

- ・ 和解、調停、請求の放棄、認諾、復代理人の選任、参加による脱退
- ・ 反訴、控訴、上告、上告受理申立またはこれらの取下および訴えの取下げ
- ・ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第360条（第367条第2項、第378条第2項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下または取下の同意
- ・ 弁済の受領に関する一切の件
- ・ 代理供託ならびに供託物・同利息の払渡請求および受領に関する一切の件

イ 練馬区との調整

訴訟事務の進捗に応じ、必要に応じて練馬区と対応を十分に協議の上、主張を行う。

ウ 完了確認

判決の言渡しまたは不出頭による終結をもって、訴訟委任による一切の事務処理が終了したものとする。

エ 支払

判決の言渡し等による終結後、契約の相手方からの請求に基づき、所定の単価に基づき、一括して支払うものとする。

本件契約における契約方法および契約金額について

ア 契約方法

- ・ 練馬区では、契約相手に弁護士資格を必要とする場合などは、「特別委託契約（以下「特委契約」という。）」を締結することができることとしている。
- ・ 総務部経理用地課が作成した「契約事務の手引（平成27年6月）」によると、特委契約とは、その委託する内容が特殊であるため、競争性の原理に合致しないだけでなく、相手方との交渉内容も多岐にわたるため、当該契約に係る事業を所管する課長において、金額にかかわらずその契約事務を処理することができる区長契約としている。
- ・ また、特委契約とする要件は、練馬区長が処理する契約事務の補助執

行に関する規程（昭和48年12月練馬区訓令甲第20号。以下「補助執行に関する規程」という。）第3条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合に限られている。本件契約については、第3号に該当するものである。

第3号 契約の内容が医学上または技術上専門的知識もしくは資格を必要とし、かつ、契約の性質上競争に付することが不相当と認められる委託契約

- ・ 契約事務の手引では、「起案 契約締結 契約書作成 検査 支払」の事務手続が詳細に定められている。
- ・ 本件契約内容について確認したところ、経理用地課長への協議が一部行われていなかったものの、相手方弁護士と直接面談した上で、弁護士資格を確認し双方合意の内容で訴訟委任が行われていた。

#### イ 契約金額

- ・ 特委契約で契約を締結する場合、その契約金額については、契約内容の細部について契約の相手方と協議の上、見積書を徴取し、お互いが了承のもとで、契約金額を決定することとされている。
- ・ また、特委契約は契約の内容が特殊であるため、単価契約や総価契約などの定めは設けられていない。
- ・ 本件契約内容について確認したところ、見積書を徴取していなかったものの、契約相手方の弁護士と直接面談し、双方合意の契約単価で決定されていた。

#### 表1に係る経費の支出について

#### ア 履行確認

- ・ 委任契約書第4条においては、つぎのように規定している。（注 甲：練馬区、乙：B弁護士）

乙は甲に対し、判決言渡しまたは不出頭による終結後、後記の着手金および報酬金ならびに実費を、所定の単価に従い、一括して、平成30年3月31日までに請求する。

甲は前項の乙の請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

甲は乙に対し、後記の着手金および報酬金ならびに実費を乙の指定口座に振り込む方法により支払う。

- ・ 本件契約に係る経費の支払の履行を確認したところ、本件委任契約に係る訴訟（平成30年1月15日付け東京簡易裁判所平成30年（八）第10596号）は、同年3月16日に擬制取下げにより終結し、契約の相手方であるB弁護士から同月29日付けで契約に基づく着手金、報酬金およ

び実費の請求があった。

イ 支払

上記アに記したように、委任契約書の規定に沿って履行確認が行われ、平成30年4月9日付けで支出命令が行われていた。

2 監査対象部課の見解ならびに反論および主張

平成31年1月10日付けで総務部長から提出された監査資料の内容は、概ねつぎのとおりである。

【文書法務課】

練馬区を被告とする訴訟対応について

練馬区を被告とする訴訟が提起された場合、特別区人事・厚生事務組合法務部（以下「法務部」という。）に訴訟事務の受任を依頼するか、当該事件に精通している弁護士に訴訟委任を依頼するかのいずれかにより対応している。

本件訴訟への対応および訴訟委任契約について

本件訴訟については、法務部では受任できないとの回答があった。そして、本件のような事案に精通している弁護士としてB弁護士の情報を得て、同弁護士と直接面談した上で、本件訴訟を委任するにふさわしい弁護士であると判断し、受任を依頼したところ、同弁護士から承諾が得られたため、双方合意の内容で訴訟委任契約を締結した。

なお、報酬経費については、本件訴訟と同様の事案の例を参考に双方合意の上、決定した。

措置請求に対する反論、主張等およびその理由、根拠等

ア 練馬区は、B弁護士との間で、練馬区を委任者、同弁護士を受任者として訴訟委任契約を締結し、本件委任契約に基づき報酬を支払った。

イ 本件委任契約は、訴訟委任という業務内容が、弁護士資格と法律の専門知識を必要とし、契約の性質上競争に付することが適さないものであることから、補助執行に関する規程第3条に規定する特委契約とした。委任契約の締結に当たっては、庁内で適正な手続を経ている。

ウ 練馬区が知る限りで、B弁護士が犯罪または不法行為を行ったとの事実はない。

エ 請求人は、B弁護士が練馬区長のゴム印の署名・印を偽造した訴訟委任状を作成し、訴訟代理人に成り済まし、違法な訴訟行為をしたと主張するが、同弁護士が偽造等をした事実はない。なお、当該訴訟委任状は、区長個人が作成名義人であるところの私文書であり、私文書は本人の押印があれば真正に成立したものと推定されるものであるから（民事訴訟

法第228条第4項)、押印があれば署名がゴム印であったとしても特段の問題はない。

オ 請求人は、B弁護士は、無報酬で練馬区長の事件を受託しているのに、公務員に対する贈賄に当たると主張しているが、無報酬での受任という事実はない。

カ 単価契約であることは事実であるが、単価契約であることは何ら問題ない。

キ B弁護士への訴訟委任については、練馬区は同弁護士が弁護士資格を有していることを確認した上で委任しているのに、違法でも不当でもない。

ク 以上により、本件委任契約は違法または不当な契約の締結には該当しない。したがって、本件委任契約に基づいて行われた弁護士報酬の支払も違法または不当な公金の支出には該当しない。本件請求には理由のないことが明らかであるから、本件請求は直ちに棄却されるべきである。

#### 【経理用地課】

訴訟の委任契約について

ア 練馬区長が契約締結権者となる契約に関する事務のうち、委託する内容が特殊な契約で一定の要件を満たしたものは、補助執行に関する規程第3条において、当該契約に係る事業を所管する課長が処理することができるとしており、これを特委契約と称している。

イ 訴訟委任契約は、受託者が弁護士資格を有する必要があること、および同種の訴訟に精通した弁護士に依頼する必要があるため、競争入札に付することは適さない契約であることから、補助執行に関する規程第3条第1項第3号に基づく特委契約としている。

ウ 本件訴訟委任契約も、特委契約として文書法務課長が処理したものであり、適法かつ適正なものである。

### 3 判断

以上の事実関係の確認および監査対象部課からの関係書類の調査等に基づき、本件措置請求についてつぎのとおり判断する。

練馬区長が、B弁護士を犯罪者と知った上で、練馬区と訴訟委任契約を締結し、公金を使用することは、違法または不当な行政執行であるという主張について

ア 請求人は、B弁護士が犯罪者である理由として、同弁護士は練馬区長のゴム印の署名・印を偽造した訴訟委任状を作成し、訴訟代理人に成り済まし違法な訴訟行為をしたと主張している。

請求人が偽造文書であるとして提出した訴訟委任状（写）（平成30年2月19日付け東京簡易裁判所平成30年（ハ）第11778号）は、区長個人が作成名義人の私文書であり、私文書は民事訴訟法第228条第4項の規定により、本人の押印があれば真正に成立したものと推定される。請求人からの証拠等では、推定を覆す事実も認められない。

したがって、本件においては訴訟委任状が偽造であるとの事実は認められないから、練馬区長のゴム印の署名・印を偽造したとはいえない。

また、訴訟委任状が偽造であるとの事実は認められないから、同弁護士が訴訟代理人に成り済まして違法な訴訟行為をしたとはいえない。

イ 請求人は、B 弁護士が犯罪者である理由として、同弁護士が無報酬にて練馬区長の事件を受託しているのを、公務員に対する贈賄に当たると主張している。

しかし、請求人からは、無報酬にて受託しているとの事実を確認できる証拠等が示されていないことから、公務員に対する贈賄に当たるとはいえない。

ウ 請求人は、通常、訴訟事件に関係のない弁護士に訴訟委任すべきところ、練馬区は訴訟事案の当事者であるB 弁護士を選任した。これは、「公正性の確保」「経済性の確保」「適正履行の確保」が要求される公共性および適正な契約に反する違法または不当な契約であると主張している。

練馬区が訴訟を、誰に委任するかについては、練馬区の判断に委ねられている。担当部課では、相手方弁護士と直接面談した上で、弁護士資格を確認し本件訴訟を委任するにふさわしい弁護士であると判断し、受任を依頼、同弁護士から承諾を得て、双方合意の内容で訴訟委任契約を締結しており、適正に事務を執行していると認められる。

したがって、本件契約は、公共性および適正な契約に反する違法または不当な契約であるとはいえない。

エ 請求人は、練馬区が、B 弁護士との間で着手金・報酬金などの弁護士報酬を「単価契約（著しく低廉な金額）」で決定することは、公正性、経済性、適正履行を欠く違法な契約であると主張している。

練馬区は、本件のような訴訟委任契約を特委契約とすることができることとしている（補助執行に関する規程第3条）。特委契約においては、単価契約や総価契約などの定めは設けていない。

本件契約にあっては、契約相手方の弁護士と直接面談し、本件訴訟と同様の事案の例を参考に双方合意の上で報酬単価等を決定していることから、本件は、練馬区の規程に基づき適正に契約事務を執行していると



認められる。

したがって、弁護士報酬を単価契約とすることは、公正性、経済性、適正履行を欠く違法な契約であるとはいえない。

オ 請求人は、練馬区がB弁護士は犯罪人であることを熟知していたと主張している。

上記アおよびイのとおり、同弁護士が犯罪者であるとは認められない。また、ウおよびエのとおり、同弁護士との委任契約は違法または不当な契約であるとはいえない。

したがって、練馬区が同弁護士は犯罪者であることを熟知していたとはいえない。

カ 本件契約に係る支払は、本件委任契約に係る訴訟が平成30年3月16日に擬制取下げにより終結し、契約の相手方から同月29日付けで着手金、報酬金および実費が請求され、同年4月9日付けで支出命令が行われており、適正に事務を執行していると認められる。

したがって、本件支払は、違法または不当な行政執行とはいえない。

これらのことからすると、B弁護士は犯罪者とはいえないこと、本件契約は、練馬区の規程に基づき適正に契約事務を執行していると認められることから、同弁護士と契約を締結し、公金を使用することは、違法または不当な行政執行とはいえないことが認められる。

請求人は、本件委任契約の解除、無効の確認、取消し等の措置を講ずること、本件委任契約締結に伴い練馬区が被った損害の補填を講ずることを求めているが、上記のとおり請求人の主張には理由がないものと判断する。

よって、本件請求は棄却するのが相当である。

【注】93ページから106ページ（別紙1～3）は省略した。

# 行政監查結果

平成30年度  
(2018年度)

## 行政監査結果報告

委託・補助等の適正な執行について

平成31年3月  
練馬区監査委員



## 目次

<b>第1</b>	<b>行政監査の概要</b>	1
1	目的	1
2	テーマ	1
3	選定趣旨	1
4	監査対象および範囲	1
5	実施期間	1
6	監査の視点	1
7	監査の方法	2
<b>第2</b>	<b>監査の結果および監査委員意見</b>	4
1	はじめに	4
2	監査で確認した事実および意見	4
3	まとめ	8
<b>第3</b>	<b>監査の視点ごとの分析</b>	9
視点1	委託・補助等の目的は明確か。	10
視点2	仕様書・補助要綱の内容は的確か。	13
視点3	相手方選定の方法・結果は妥当か。	17
視点4	経費の見積りは適切か。	22
視点5	履行確認は適切か。	25
視点6	事業の成果について評価を実施しているか。	31
<b>第4</b>	<b>資料</b>	42
1	委託調査票の調査結果	42
2	補助金調査票の調査結果	58
3	定期監査における事例	68
4	調査票調査の対象一覧	72



## 第1 行政監査の概要

### 1 目的

行政監査とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項に基づき、一般行政事務そのもの、すなわち組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般について監査するものである。その目的は、区民の多様な要望に応え、効率的で質の高い行政の実現に寄与することと、誤謬と不正の発生を未然に防止し、区民の信頼に応えることである。特質としては、特定の事業または事務を取り上げ、全般的な観点から当該事業または事務が合理的かつ効率的に実施されているか、その事業目的を有効に達成しているかなどの点について、体系的かつ総合的に検証することにある。

### 2 テーマ

委託・補助等の適正な執行について

### 3 選定趣旨

行政目的のために相手方に一定の行為を求める委託契約、補助金交付等(以下「委託・補助等」という。)において、その履行状況を区が適切に把握しているか、事業の成果を確保しているか等を検証し、今後の適正な執行に資する。

### 4 監査対象および範囲

平成29・30年度定期監査の対象とした委託・補助等を監査対象とし、そのうち一部を抽出して調査の範囲とした。

### 5 実施期間

平成30年8月21日(火)から平成31年3月18日(月)まで

### 6 監査の視点

委託・補助等の目的は明確か。  
仕様書・補助要綱の内容は的確か。  
相手方選定の方法・結果は妥当か。  
経費の見積りは適切か。  
履行確認は適切か。

事業の成果について評価を実施しているか。

## 7 監査の方法

つぎの および ならびに をそれぞれ実施するとともに、それらを総合的に分析し、監査を実施した。

### 調査票調査

平成30年9月20日（木）から同年10月12日（金）まで、委託・補助等の所管課に対し、上記の監査の視点に沿った調査票調査を行い、その集計と分析により現状把握と課題の抽出を行った。また、関係職員から補足説明を受けた。

#### ア 調査の範囲

監査対象のなかから、委託162件、補助50件を抽出し、その平成29年度時点の状況を調査した。

抽出にあたっては、委託では施設運営、調査・コンサルタント、清掃などの分類、契約金額の大小、契約方法、主管部が広範にわたるように、補助では一般個人、特定団体などの補助対象、内容、主管部が広範にわたるように留意した。

#### 【 調査件数一覧 】

（単位 件）

調査対象部	委託	補助	計
区長室	2		2
企画部	5		5
危機管理室	2	4	6
総務部	8		8
人事戦略担当部	6		6
施設管理担当部	1		1
区民部	12		12
産業経済部	6	6	12
都市農業担当部	2	2	4
地域文化部	11	5	16
福祉部	12	6	18
高齢施策担当部	12	6	18
健康部	10	2	12



地域医療担当部	3	2	5
環境部	12	5	17
都市整備部	12	1	13
土木部	15	1	16
教育振興部	13	4	17
こども家庭部	15	6	21
選挙管理委員会事務局	1		1
監査事務局	1		1
区議会事務局	1		1
計	162	50	212

イ 調査票

委託調査票および補助金調査票の2種類の調査票を使用した。

ウ 資料提出

調査票の提出時に、つぎの資料（写し）の提出を求めた。

- (ア) 業者指定契約の場合、その指定理由書
- (イ) 特委契約の場合、その理由を記載した文書

定期監査における事例

平成29・30年度定期監査において、委託・補助等について見受けられた事例を、調査票分析上の参考とした。

監査委員によるヒアリング

監査委員は、以下の日程で、関係課長から説明を受け、質疑を行った。

ア 平成30年11月14日（水）

- (ア) 委託・補助等について全庁的な調整を担う課  
（区政改革担当部区政改革担当課長、企画部財政課長、総務部経理用地課長）
- (イ) 委託を業務に利用している課  
（こども家庭部こども施策企画課長）

イ 平成30年11月27日（火）

- ・委託・補助等を業務に利用している課  
（地域文化部地域振興課長、高齢施策担当部介護保険課長、こども家庭部保育計画調整課長）

## 第2 監査の結果および監査委員意見

### 1 はじめに

今回の行政監査のテーマである委託・補助等は、行政目的のため相手方に対し一定の行為を求め、その結果に対して経費を支払うもので、地域において多様な主体が公共サービスの提供を協働して担っていくための重要な手法として位置づけられる。

練馬区では、委託については、「民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とする。今後さらに委託や民営化を進め、サービスの向上を図る。」\*1と位置付けるとともに、「補助金の交付には公益上の必要性や事業効果を高めることが求められ、定期的に見直しを実施する。」\*2としている。

委託・補助等の内容が増加・多様化する傾向にある中で、これらの手法の実施にあたっては、事務の透明性を確保するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、事業の経済性、有効性をさらに向上させることが求められる。

今般、委託・補助等の履行状況の把握や、事業の成果の確保等について、6つの視点から監査したので、それぞれの視点に沿って確認した事実と意見を述べる。

\*1 「練馬区公共施設等総合管理計画」

\*2 「区政改革計画 みどりの風吹くまちを実現するために」

### 2 監査で確認した事実および意見

委託・補助等の目的は明確か。

#### 【確認した事実】

今回の監査では、「委託・補助等の目的」「委託・補助等を行う理由」について検証した。目的等は、仕様書や補助要綱等において明確に把握していた。

#### 【意見】

引続き、委託・補助等の目的について、仕様書や補助要綱等において明確にされたい。

仕様書・補助要綱の内容は的確か。

#### 【確認した事実】

「内容・表現」については、仕様書に委託する内容や履行すべき必要項目を具体的に記載していないもの、文章が冗長で意味の理解しにくいもの、

要綱に補助対象外経費が具体的に明示されていないものなど、内容・表現が的確とはいえないものが見受けられた。

「条件・コンプライアンス」については、委託では責任者の配置や従事者の資格、秘密保持や個人情報保護について、補助では住所や居住期間、個人情報保護や秘密保持など、必要に応じ条件等を求めている。

「点検・見直し」については、委託・補助ともに、監査した事業のほぼ全てにおいて定期的な点検・見直しが実施されていた。

#### 【意見】

委託においては委託する業務の範囲を明確にすること、補助においては公益上の必要があるとした具体的な内容を明確にすること等が求められる。

引き続き不断の見直しに努めるとともに、今後は、仕様書・補助要綱の具体的な内容についてさらに精査されたい。

相手方選定の方法・結果は妥当か。

#### 【確認した事実】

委託先に民間事業者を選定する際は、一般競争入札によることが原則である。今回の調査対象案件には、これによらずに随意契約や特別委託契約（以下「特委契約」という。）による場合も多く、その場合には業者指定理由を明確にすることが求められる。

「委託業者の指定理由」については、指定する理由を記載して手続を踏んではいるが、一部において、他の事業者を含めない理由が不明確なものや、以前から指定していることを理由としているものなど、指定理由が不明確なものが見受けられた。

「相手方の経営の安定性、履行の安定性について確認したか」については、委託契約の必要に応じて、経営診断や資料提出などにより、適宜確認していた。

「指定業者以外に履行できる業者がないか調査したか」については、調査していないものが多々見受けられた。特に、委託が長い年数繰り返されている案件において調査していないものが多いことが判明した。

「再委託」については、「契約事務の手引（平成27年6月）」にあるように、一括再委託は禁止されているが、業務の一部である場合に限り、区に申請し承認を得ることにより再委託が可能である。調査の回答では、再委託の申請があった全てにおいて承認をしていた。ただし、定期監査においては、承認手続をしないままに再委託を実施していた事例や、仕様書において再委託を禁止する項目を規定しているにもかかわらず再委託を承認していた事例が判明している。

「補助対象者」については、不特定の一般個人・団体であるものと、あらかじめ対象が特定されるものがある。補助対象に反社会勢力関係者がいないか、区税等の滞納がないか等の確認は、それぞれの補助の必要に応じて適宜実施されていた。

【意見】

委託先の選定等においては、委託する業務の内容に応じて、価格に加えて応募者のノウハウや創意工夫、人的能力・物的能力あるいは経営状況などを評価できるよう選定手法を採用する必要がある。

そのため、業者指定・特委契約の場合および長い年数繰り返して同一事業者を指定している場合には、真にその事業者でなければならないという積極的・排他的な選定理由を精査し明確にされたい。

あわせて、社会的にも再委託した際の管理体制について関心が高まっていることも踏まえ、再委託については「契約事務の手引」等に従い、業者の指導を徹底するとともに、適切に対応されたい。

経費の見積りは適切か。

【確認した事実】

「予定価格」については、委託料の予定価格は当該事業者の見積りによるものがほとんどであり、相手方とのそれ以上の交渉はされていない案件が多かった。

「支払方法・時期」については、それぞれの委託・補助等に応じて支払方法・時期が定められており、適切に手続が行われていた。

「法人事務費」については、委託施設の一部で計上されていた。

【意見】

民間業者へ委託する場合は、業務効率化のひとつの契機でもあることから、業務の標準化やコスト分析などを行うとともに、経済性の観点からは経費の競争性を担保することも必要である。

当該事業者から見積りを徴取するのみならず、提示されたコスト内容の把握、他者との比較や相手方との交渉、官民コストの比較など、経費の見積りをさらに精査されたい。

履行確認は適切か。

【確認した事実】

「履行確認の方法」については、委託の場合は履行報告書、成果物、達成された状態等により、補助の場合は実績報告書、達成された状態、成果物等により行われていた。なお、委託において、口頭確認のみで書面等の確認をしていないものが一部見受けられた。

「求めた条件の確認」については、委託では、確認しなかった案件や特記事項に係る書類の未提出、一部の条件について口頭確認し記録していない案件などがあつた。補助でも確認しなかった案件が一部見受けられた。

「収支報告書」については、仕様書・補助要綱において求めた収支報告書は全て提出され点検していた。定期監査では、収支報告書の点検において、委託料の使途に飲食費、従事者への香典などが含まれている事例が判明している。これらは、仕様書に対象外経費の明示がないことや、収支報告書の点検において会計帳簿や領収書までの確認をしていなかったことによるものである。

#### 【意見】

委託・補助等においては、経費の支払にあたり、仕様書や補助要綱等で規定した内容が適正に実施されているかを的確に履行確認することが求められる。過去には、補助において領収書を偽造するなどの不適切な事例も発生している。

今後は、履行確認にあたり仕様書や補助要綱等で求めた条件や経費の収支について、公金を扱うという責任の下、会計帳簿や領収書原本による証拠書類と照合を行うなど、より一層、的確な履行の確認を確実に実施されたい。

事業の成果について評価を実施しているか。

#### 【確認した事実】

「成果の評価」については、数量的、質的、数量と質の両方と、それぞれの委託・補助等に応じて実施しているものと、評価を特にしていないものとの区分された。

「評価をしていない理由」を明確にしている場合と、理由がない場合が見受けられた。

「評価方法」は、委託ではモニタリングや成果報告の提出、利用者アンケートなど、補助では補助実績の推移や成果報告の提出、近隣自治体の実施状況などさまざまである。一方、「評価基準」は委託・補助いずれにおいても定めていないものが多く見受けられた。

「評価結果」については、事業や仕様書等の改善、補助金額の見直しに利用している。委託では、評価結果を利用していないものも見受けられた。

また、「費用対効果」について、把握していないというものも見受けられた。

#### 【意見】

委託・補助等は、仕様書や補助要綱等で事業の目的を明確にし、相手方が実施した行為の結果に対して経費を支払うものであり、結果について一

定の成果の確認を行うことは、サービス向上や公平性の観点からも必要である。

今後は、事業におけるサービス水準や効率性などについて、多角的な視点から総合的に検討・検証する体制を構築し、継続的な改善によりサービス向上と持続可能性の確保に努められたい。

### 3 まとめ

今回の監査は、委託162件、補助50件を調査対象として、定期監査で確認した事例、関係課長からのヒアリングを合わせて実施したところである。

調査した委託・補助等においては、その目的の達成のため、概ね必要な事務手続や成果等を得ていたが、相手方の選定方法や履行確認等において、一部不十分なものが見受けられた。

監査において、個々の不十分事例に内在する共通のリスクを6つの視点から識別した。これらのリスクの評価が、区全体としての指導・支援の充実、契約事務に関する内部統制の強化に資するものと期待している。

今回の監査委員意見に留意するとともに、状況の変化に的確に対応し、透明性、経済性、有効性の観点から不断の改善に努められたい。改善にあたっては事務の内部統制の体制を見直すなど、事業の効率性・実効性をさらに向上させるよう工夫されたい。

区では、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」に区民協働による住民自治の創造を掲げ、区民参加を「参加から協働へ」とさらに前に進めるため、地域における多様な主体との協働の取組を推進している。ビジョンに掲げるさまざまな施策を一層推進させ、区民サービスのさらなる充実・向上に取り組みられたい。

### 第3 監査の視点ごとの分析

今回の行政監査では、監査の方法に示したように、委託162件、補助50件を抽出し調査票調査を行った。また、関係課長から委託・補助等の現状と課題についてヒアリングを行った。

以下に、調査の結果と、そこから読み取ることのできる事実を、定期監査における事例や課長ヒアリングも踏まえ、監査の視点ごとに整理・分析する。

【表1 調査の標本とした委託の分類と年間契約高】

	100万円以下	500万円以下	1000万円以下	1億円以下	1億円超	計
施設の運営	0	0	0	2	5	7
窓口サービス代行	1	0	5	3	1	10
業務運営	7	7	1	10	7	32
イベント企画・運営	3	2	0	2	0	7
調査・コンサルタント	5	5	5	4	0	19
システム開発	1	0	2	1	0	4
システム保守	5	7	2	4	0	18
建物・設備保守管理	6	2	0	3	1	12
封入・入力	12	1	3	4	0	20
清掃・その他	11	12	3	4	3	33
計	51	36	21	37	17	162

【表2 調査の標本とした補助の分類と年間補助対象件数】

	1件	2～10件	11～50件	51～100件	100件超	計
特定団体への補助	17	5	6	1	3	32
一般団体への補助	0	2	3	0	0	5
特定個人への補助	0	0	2	1	0	3
一般個人への補助	0	0	2	2	6	10
計	17	7	13	4	9	50

〔注〕 以後、表・グラフ中の数値は、件数を示す。  
標本数が少ないため、原則として%表示を行わなかった。

視点1 委託・補助等の目的は明確か。

【表3 この委託の目的は何か。（回答を一部紹介）】

〔施設運営委託〕
住民自治を進める観点から、地域住民からなる運営委員会（協議会）に運営を委ね、区は側面的支援を担いながら地域との協働を推進していく。
施設管理、利用者サービスの総合的なノウハウを持った業者に委託し、適切で経済的な施設運営を行い区民サービスの向上を図るため
限られた財源の中で多様化する保育ニーズに対応するため、民間事業者の柔軟な雇用形態や発想を導入し、より効率的・効果的な事業運営を行っていくため
〔窓口業務委託〕
軽微な問合せや納付書再発行等を委託事業者任せ、職員は財産調査～滞納処分（差押）までの徴税吏員としての業務に従事することで、総合的に収納額、収納率向上を目的とする。
窓口専門のスタッフを置くことで、受付時間の短縮と職員の窓口業務の負担を軽減するため
〔業務運営〕
これまで他の自治体の実現できなかった、広く区民が関心を示すような記念誌を作成するにあたり、魅力的な内容および誌面構成を実現する高度な企画力や技術力を求めたため
「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に委託化を積極的に推進するとともに、区の事務事業の民間開放により、雇用創出等、地域の活性化を目指す。
民間活力を活用し、区が持つ知識や経験を委託事業者と共有することで、サービスの維持・向上と効率化を図るため。また、職員人件費を削減することで区の財源の有効活用を図るため
〔イベント企画・運営委託〕
伝統工芸展という専門的な知識・経験が必要とされる事業の実施
アニメイベント企画という特定の分野に係る委託であり、企画力・調整力・実績等の観点から総合的に委託するため
〔調査・コンサルタント〕
専門性の高い見地から助言・提案ができるコンサルタントを活用することにより、まちづくり業務を効率的かつ円滑に行うことを目的とする。



〔システム開発〕
国民健康保険法改正に伴い、都が国保の資格情報および給付情報を管理するために必要となるデータを国民健康保険サブシステムから抽出するため
〔システム保守〕
全庁に配備している事務用パソコン・プリンタ等の障害等に専門的な見地から迅速に対応し、業務の円滑化、効率化を図る。
〔建物・設備保守管理〕
施設の円滑な運営のため
〔封入・入力〕
発送業務の効率化、事業運営の円滑化
〔清掃・その他〕
施設の衛生環境を保持し、来所者の快適な利用を図るため
道路反射鏡および道路標識版の点検および清掃作業を行い、安全性および視認度を確保するため

【表4 この補助の目的は何か。（回答を一部紹介）】

練馬区区民防災組織が実施する防災訓練およびその他の防災活動に関して助成を行い、組織の育成に繋げることで、大地震等の災害に備える。
商店会等が提案する意欲的で工夫とアイデアが活かされた商店会の活性化に資する事業に対し支援することにより、活気がある魅力的な商店街づくりを促進することを目的とする。
練馬区社会福祉協議会が、地域福祉の中心的存在として、行政と地域をつなぎ、互助・共助の力を高めることを支援し、地域福祉の充実および発展を図ること。
保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図る。
区内の建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちづくりを推進し、震災から区民の生命および財産を守ること。
参加費の補助
保護者の負担を軽減する。

委託・補助等の目的は、多くの所管が明確に把握している。また、調査した50件のうち補助の目的を補助要綱等に記載しているものは46件、いないものは4件だった。

【表5 委託で行う理由（複数回答）】

	以前から委託だから	職員の労力を省く	職員の専門性不足	職員より安価	サービス向上	担い手の育成	その他	わからない	計
施設の運営	1	1	2	2	5	0	2	0	13
窓口サービス代行	1	8	3	1	3	0	3	0	19
業務運営	5	9	16	9	15	1	9	0	64
イベント企画・運営	0	4	6	0	5	0	1	0	16
調査・コンサルタント	1	9	11	0	2	1	7	0	31
システム開発	0	1	1	0	1	0	3	0	6
システム保守	0	3	10	2	3	0	6	0	24
建物・設備保守管理	1	3	3	3	0	0	8	0	18
封入・入力	1	19	3	9	3	0	0	0	35
清掃・その他	3	18	14	3	3	1	16	0	58
計	13	75	69	29	40	3	55	0	

「以前から委託だから」のみを選択した回答はなかった。

「その他」の例 地域との協働、業務が特殊なため、業務に専門資格を要するため、事業者の機材・特殊車両・インフラを利用するため、システムのライセンスを事業者が持っているため、等

事業を委託で行う理由として、調査対象にした162件では、「職員の労力を省く」（75件）、「職員の専門性不足」（69件）、「サービス向上」（40件）、「職員より安価」（29件）が多かった。また、地域との協働のため、業務が特殊なため、事業者の機材・特殊車両・インフラを利用するため、あるいはシステムのライセンスを事業者が持っているために委託しているものもある。「以前から委託だから」は13件あったが、そのみを理由としたものはなかった。

委託の分類別にみると、施設の運営では「サービス向上」、窓口サービス代行、封入・入力、清掃・その他では「職員の労力を省く」、イベント企画・運営、調査・コンサルタント、システム保守では「職員の専門性不足」が多かった。

【表6 補助を行う理由（複数回答）】

	以前から補助事業だから	都・国が補助しているから	区が直接できない事業だから	公益活動団体を助成できるから	地域の活動の担い手を育成できるから	区が望ましいと考える状況を実現できるから	区民の経済負担を軽減できるから	その他	わからない	計
特定団体への補助	9	12	8	3	1	23	0	1	1	58
一般団体への補助	2	4	1	0	2	5	1	0	0	15
特定個人への補助	0	0	1	0	0	1	2	0	0	4
一般個人への補助	2	2	3	0	1	6	9	0	0	23
計	13	18	13	3	4	35	12	1	1	100

「以前から補助事業だから」のみ選択した回答はなかった。

「以前から補助事業だから」と「都・国が補助しているから」のみ選択した回答は1件。

「都・国が補助しているから」のみ選択した回答は2件

事業を補助で行う理由としては、調査対象にした50件について「区が望ましいと考える状況を実現できるから」（35件）、「都・国が補助しているから」（18件）、「区が直接できない事業だから」（13件）、「以前から補助事業だから」（13件）、「区民の経済負担を軽減できるから」（12件）などが多かった。なお、「わからない」（1件）としたものや、「都・国が補助しているから」のみを理由としたもの（2件）、「都・国が補助しているから」かつ「以前から補助事業だから」（1件）があった。

## 視点2 仕様書・補助要綱の内容は的確か。

委託も補助も、相手方に区が期待する一定の行為を求め、それを条件に支出するので、求める内容を相手方に的確に伝える必要がある。委託の場合は仕様書、補助の場合は補助要綱がその役割を果たしている。

### 内容・表現について

委託の一部の仕様書において、内容・表現が十分とはいえないものが定期監査の際に見受けられた。たとえば、委託する内容や履行すべき必要項目を具体的に記載していないもの、文章が冗長で意味の理解しにくいもの、委託料支払に影響を与える事柄が予想できるのに、その場合の対応を明記していないものである。また、個人情報保護、環境配慮などを求める記載において、改正前の

区の規程等を引用しているものも見られた。

【図1 補助対象経費・対象外経費を要綱に明示していたか。】

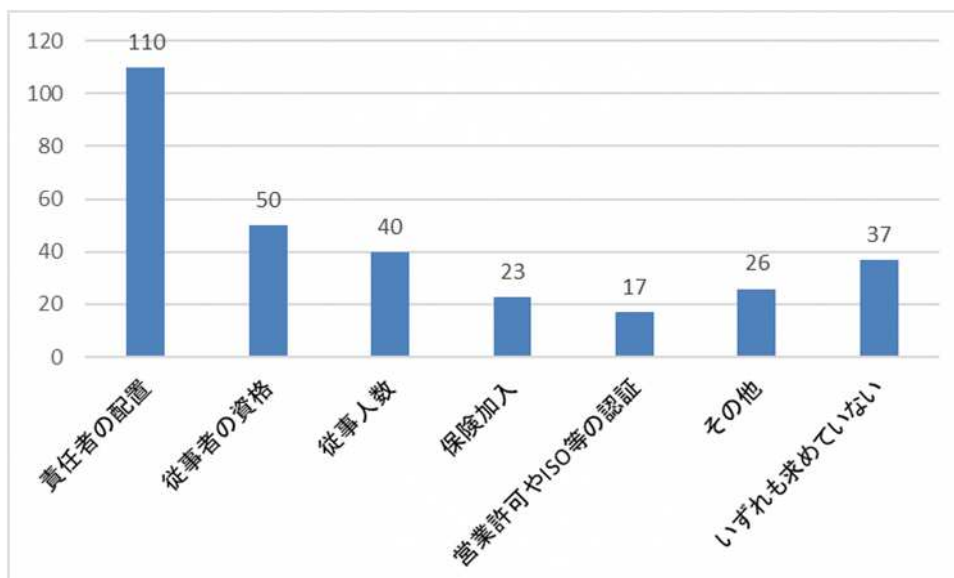


補助金について、要綱に補助対象経費を明示していたという回答は47件、明示していなかったは2件あった。その記載が「事務所賃借料」「給料」のように具体的な表現のもの32件、「運営費」「人件費」のように総括的な表現のもの15件であった。15件の中には「住みよい地域社会づくりに資する経費」「分団運営費」「教育訓練費」のような事例があった。

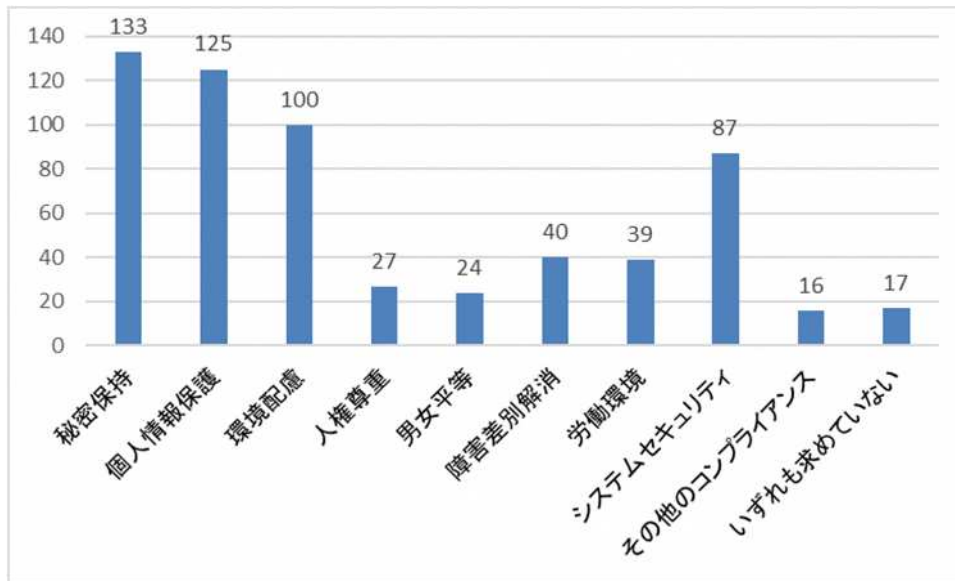
補助対象外経費については、要綱で明示する場合と、要綱には定めないが書類審査の際に除外する指導を行っている場合があった。

#### 資格等の条件・コンプライアンス

【図2 委託にあたり相手方に資格等の条件を求めたか。(複数回答)】



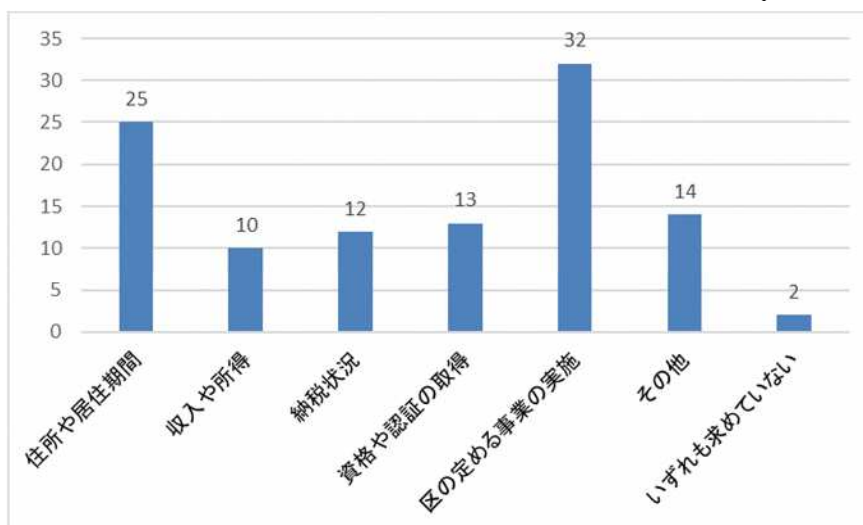
【図3 委託にあたり相手方にコンプライアンスを求めたか。（複数回答）】



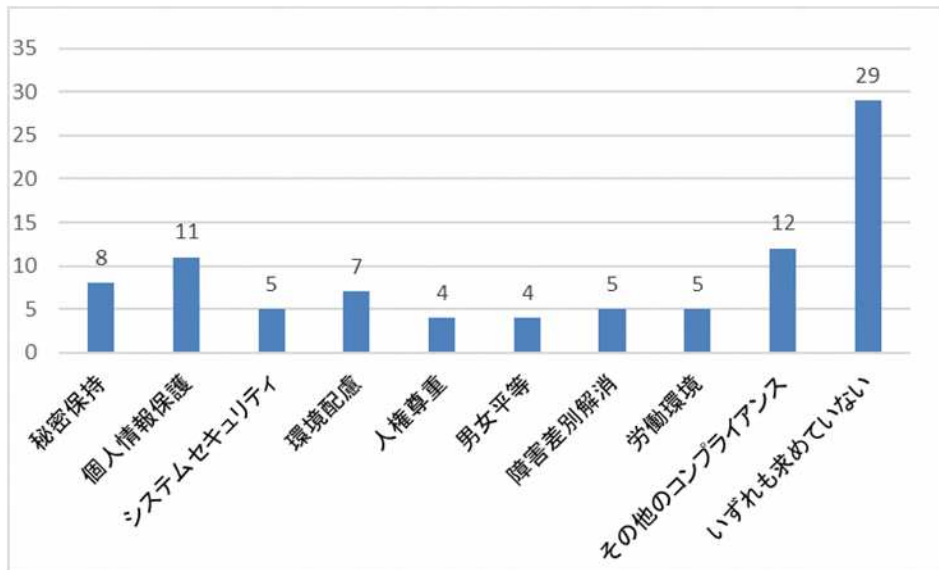
委託では、相手方につきのような条件を求めていた。責任の所在を明確にし業務を円滑化するため「責任者の配置」（110件）、専門的な業務または法令上資格を要する業務であるため「従事者の資格」（50件）、安全円滑な業務遂行または法令で人員基準のある業務であるため「従事人数」（40件）、賠償責任に対応するため「保険加入」（23件）などである。ほかにも、「実績ある事業者」など、よりよい事業者を選定するための条件を設けているものもある。

また、「秘密保持」（133件）、「個人情報保護」（125件）、「環境配慮」（100件）、「システムセキュリティ」（87件）、「障害差別解消」（40件）、「労働環境」（39件）などのコンプライアンス（法令遵守）を求めていた。それらのいずれも求めていないのは17件だった。

【図4 補助にあたり相手方に条件を求めたか。（複数回答）】



【図5 補助にあたり相手方にコンプライアンスを求めたか。(複数回答)】

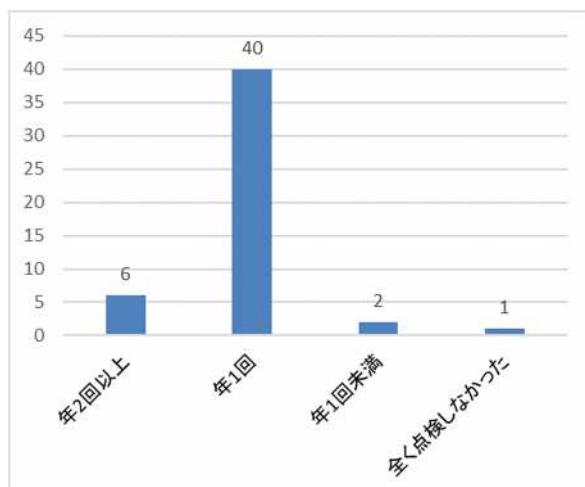
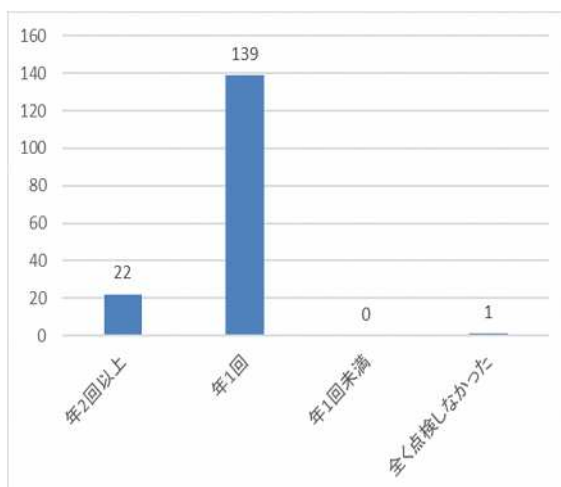


補助では、補助の公平性確保のための条件として「住所や居住期間」(25件)、「納税状況」(12件)、「収入や所得」(10件)や、補助事業を適切に履行させるための条件として「区の定める事業の実施」(32件)、「資格や認証の取得」(13件)などを付している。

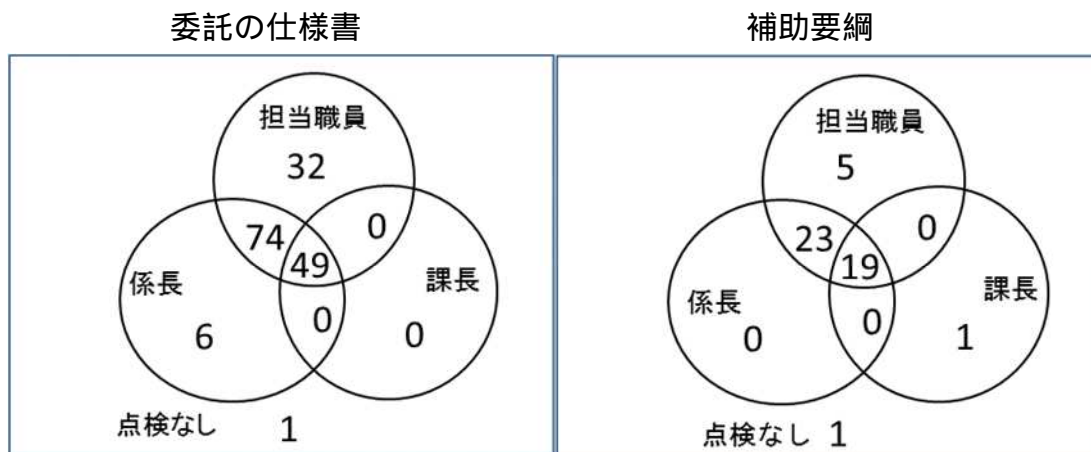
また、「個人情報保護」(11件)、「秘密保持」(8件)、「環境配慮」(7件)などのコンプライアンスを求めていた。それらのいずれも求めていないのは29件だった。

#### 定期的な点検・見直し

【図6 内容・表現が妥当か、定期的な点検・見直しの実施】  
委託の仕様書 補助要綱



【図7 点検・見直しを行った者（複数回答）】



委託仕様書の内容・表現が妥当であるかについて、162件のうち161件で年1回（139件）または年2回以上（22件）定期的な点検・見直しを行っていた。うち担当職員は155件を、係長は129件を、課長は49件を点検していた。

補助要綱については、49件のうち40件で年1回、6件で年2回以上、内容・表現が妥当であるか点検・見直しを行っていた。なお、要綱の所管が別の課であるとして、自課では見直しをしていないというものもあった。点検した48件のうち、担当職員は47件、係長は42件、課長は20件の点検を行っていた。

視点3 相手方選定の方法・結果は妥当か。

委託業者の指定理由

今回の調査対象には、入札や見積合わせ等の価格競争によらない「業者指定または特委契約」が69件ある。これらは契約の透明性のため、特定の相手方を指定する必要性・妥当性を明らかにしておく必要がある。業者指定している理由はさまざまであるが、「システム開発業者しか保守ができない」、「メーカーが保守点検業者を限定している」、「特別区共同事業であり、幹事区が選定した」等の理由がある。また、プロポーザル方式で選定し、更新のためのモニタリングが良以上の評価であったため再指定するものや、福祉的見地の随意契約で地方自治法施行令に定めるものもある。

特委契約にした理由としては、相手方が営利を目的としない団体で、かつ他に競争相手のない業務であることや、医学上または技術上専門的知識または資格を必要とする内容であって競争に付すことが不適当な業務であること、あるいは、区とあらかじめ協定を結んだ委託先であるからであった。

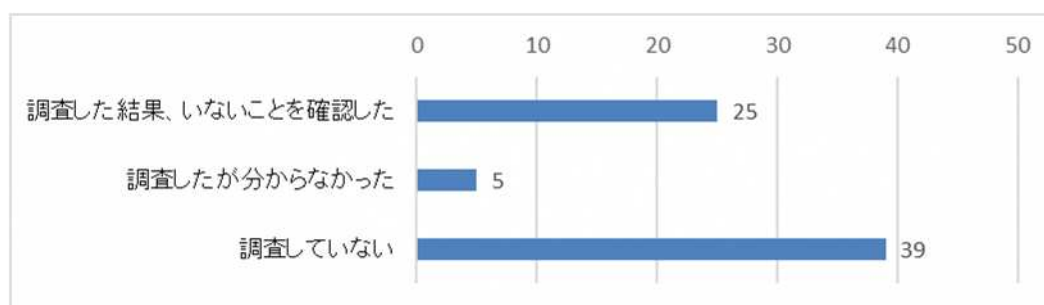
これらの理由は妥当とみられる。

現在受託している業者が良好であるとして、他の業者を候補に含めない理由が不明確なまま指定しているものや、他の見積価格と比較したとは思えないのに契約価格が妥当であるとして指定しているものもあった。また、45年間指定を続けているものなど、委託開始時から20年以上同一業者のものが4件、委託開始時から10年以上19年以下同一業者のものが21件があった。

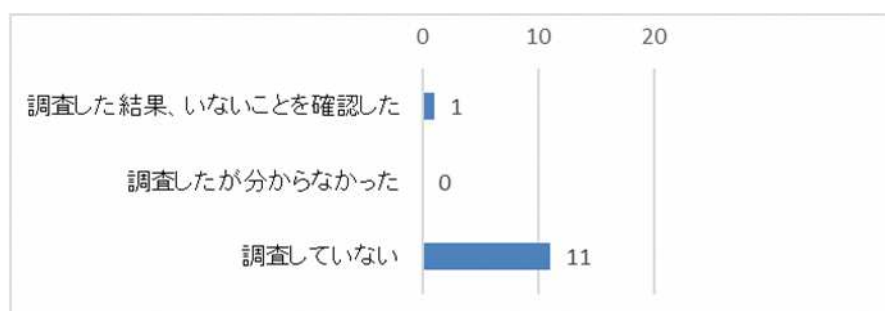
ヒアリングにおいて、区民と区の協働の観点から、地域住民で構成する団体に施設運営を委託（特委契約）している地区区民館・地域集会所について説明を受けた。いずれも、地域に根ざした運営を行い地域雇用の創出にも寄与している一方、雇用職員に関する給与関係等の事務処理が複雑であるとして運営委員会委員が負担を感じている現状もあった。

### 指定業者以外に履行できる業者がないか

【図8 指定業者以外に履行できる業者がないか調査したか。】



### （再掲 15年以上継続しているもの）



業者指定または特委契約69件のうち、指定業者以外に履行できる業者がないか「調査した結果、いないことを確認した」（25件）、「調査したが分からなかった」（5件）という一方、「調査していない」（39件）であった。

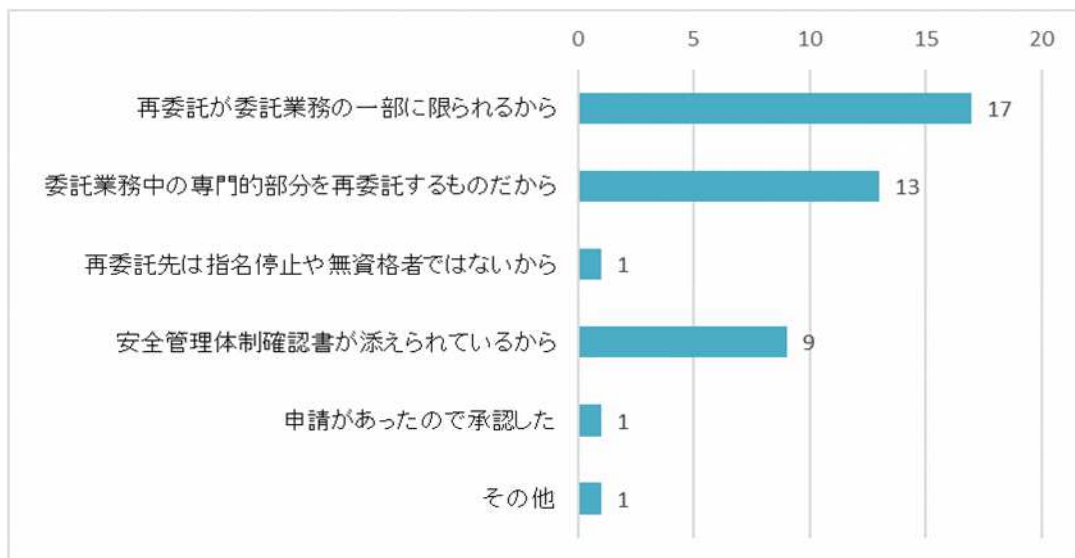
15年以上同一業者に指定または特委契約をしているものに絞ってみると、「調査していない」が11件、「調査した結果いないことを確認した」が1件という回答であった。



## 再委託

委託契約の相手方が、受託業務の一部または全部を第三者に行わせるのが再委託である。そのうち、受託業務の全てまたは主要部分を再委託する行為（一括再委託）は、業者選定の適正性を損なうことになり、禁止されている。業務の一部の再委託については区の承認を要する。

【図9 再委託を承認した理由（複数回答）】

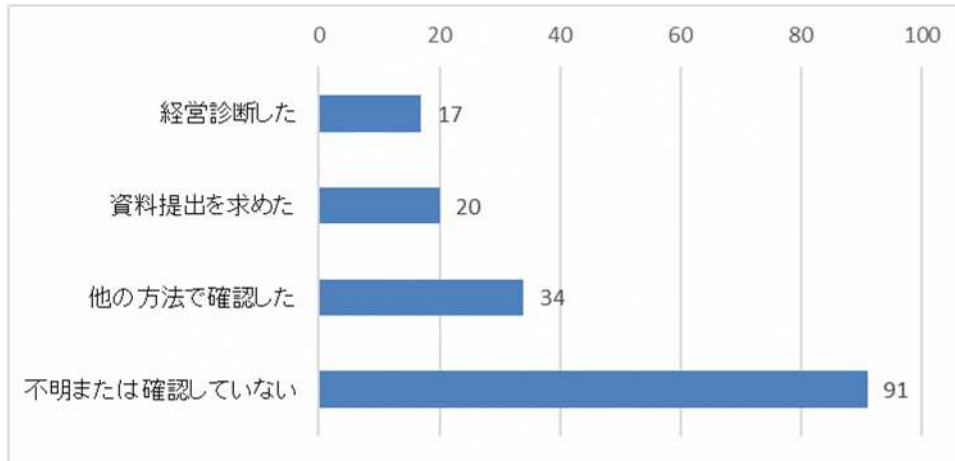


委託の162件中22件で再委託申請があり、その全てが承認されていた。承認した理由としては、「再委託が委託業務の一部に限られるから」（17件）、「委託業務中の専門的部分を再委託するものだから」（13件）、「安全管理体制確認書が添えられているから」（9件）などであった。

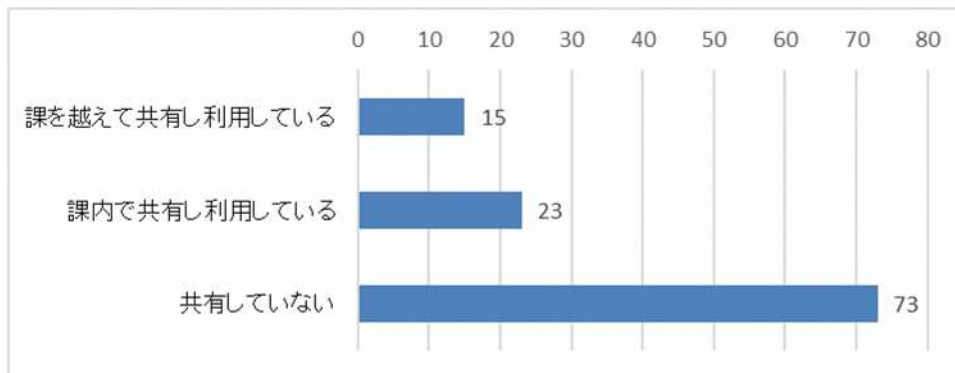
定期監査においては、再委託申請が提出されていたのに、承認手続きをしないまま再委託が行われていた事例や、仕様書には再委託を禁止する条項があるにもかかわらず再委託を承認していた事例があった。

## 不履行のリスク

【図10 相手方の経営の安定性、履行の安定性について確認したか。】



【図11 事業者に対しての評価結果を共有しているか。】



相手方の経営の安定性や履行の安定性については、162件中71件で何らかの確認をしているとのことであった。それは、「資料提出を求めた」（20件）、「経営診断した」（17件）のほか、「入札参加資格が有ること」や、「他自治体での契約実績」、「他部署での契約履行実績」などの確認である。

なお、業者の評価結果について「課を越えて共有し利用している」（15件）、「課内で共有し利用している」（23件）であったが、「共有していない」は73件である。著しく履行不良で指名停止となった業者名は公開されるが、そこまででない場合など、業者の評価の情報が十分に共有されていない状況にある。

## 補助対象者について

【表7 補助の募集要項や補助金の周知ツールは公開しているか。】

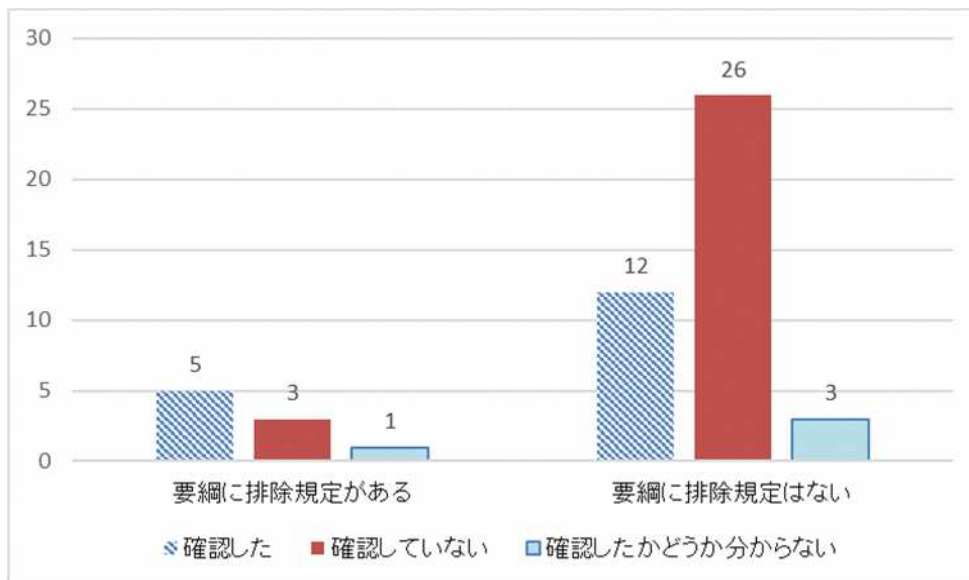
	特定団体 への補助	一般団体 への補助	特定個人 への補助	一般個人 への補助	計
一般公開している	5	5	2	10	22
特定の相手にのみ知らせている	27	0	1	0	28
計	32	5	3	10	50

補助金については、補助対象が不特定の一般個人・団体であるものと、あらかじめ特定されているものがある。今回の調査対象では、一般個人への補助が10件、一般団体への補助5件、特定個人への補助3件、特定団体への補助32件だった。

特定の個人・団体あてでは、補助の募集要項や補助金の周知ツールを公開しているもの（7件）もあるが、特定の相手のみ知らせているものが28件だった。

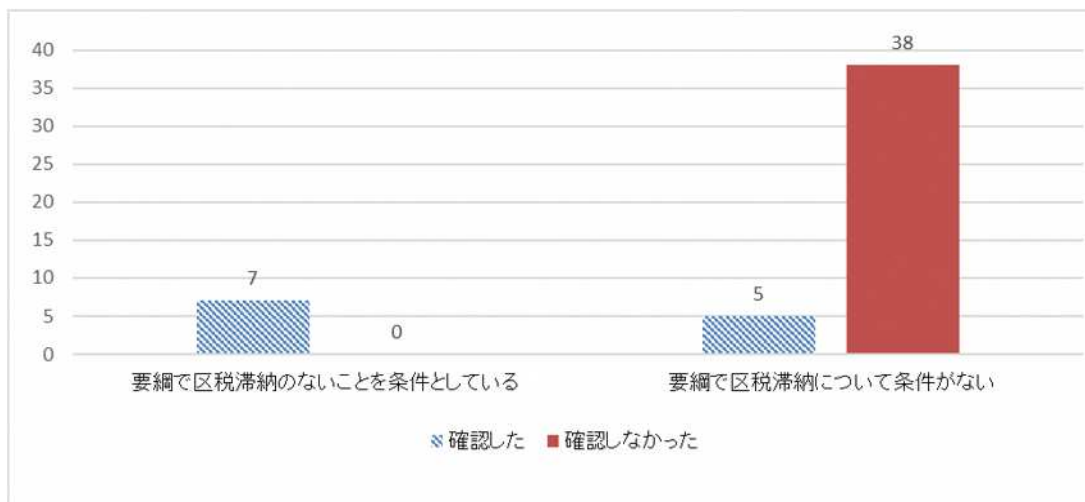
一方、一般の個人・団体あてでは、15件とも一般公開しており、特定の相手のみ知らせているものはなかった。

【図12 補助対象者が反社会的勢力と関係ないことを確認したか。】



補助対象者が反社会的勢力と関係ないことを確認したかという点では、補助要綱に暴力団等の排除規定のある9件では「確認した」（5件）、「確認しなかった」（3件）、「確認したかどうか分からない」（1件）だった。一方、要綱に排除規定のない41件のうちでも12件で「確認した」とのことであった。

【図13 補助対象者に区税等の滞納がないことを確認したか。】



補助対象者に区税等の滞納がないことを補助要綱に定めているものは7件あったが、その全てで条件を満たしていることを確認していた。

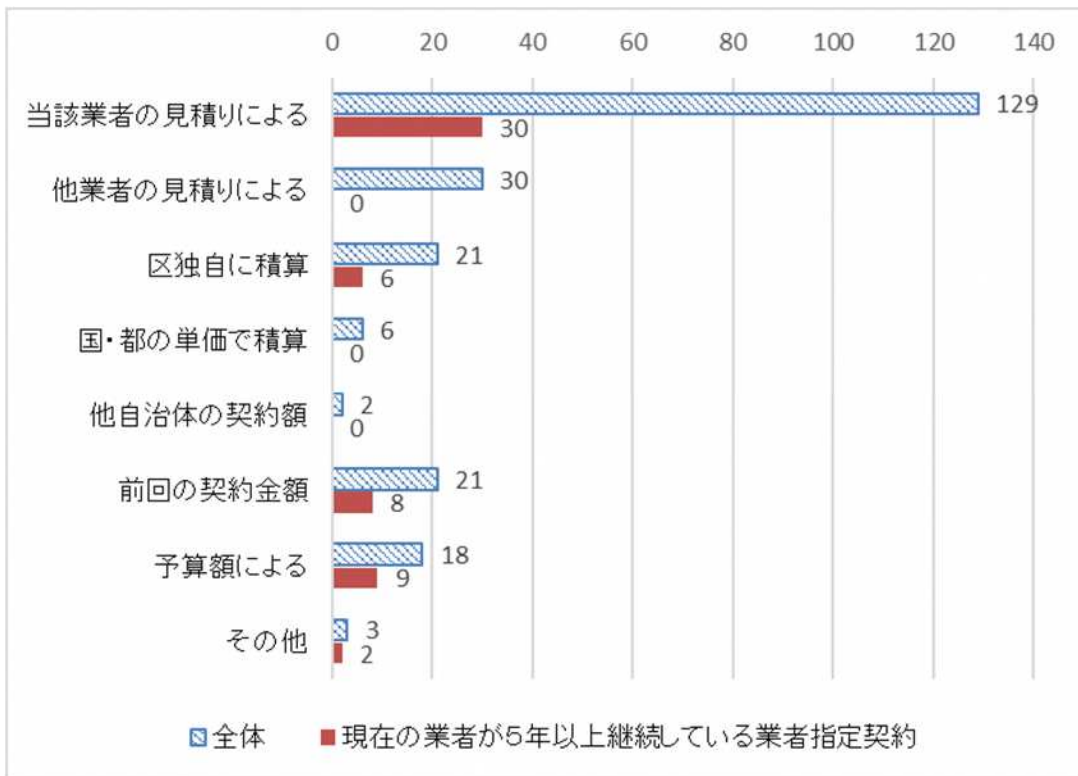
**視点4 経費の見積りは適切か。**

委託料等の金額決定にあたっては、経済の競争原理と客観的な方法による必要がある。これは、入札等に限らず、業者指定または特委契約も例外ではない。

委託の予定価格

【表8・図14 委託料等の予定価格の見積方法（複数回答）】

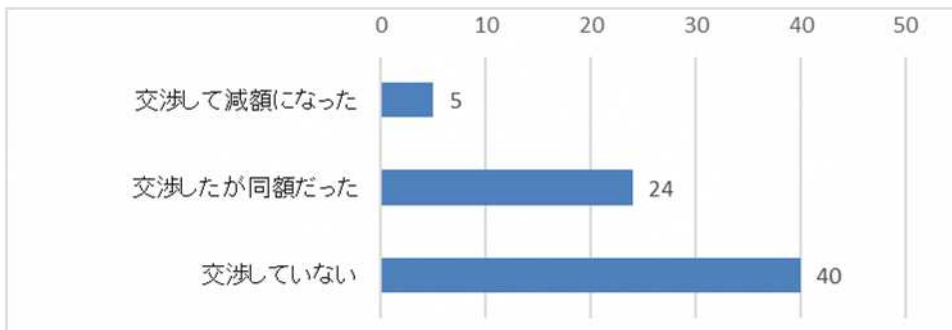
	入札	見積合わせ	プロポーザル	業者指定 または特 委契約	計
当該業者の見積りによる	24	18	33	54	129
他業者の見積りによる	13	10	6	1	30
区独自に積算	7	1	4	9	21
国・都の単価で積算	5	0	1	0	6
他自治体の契約額	0	0	1	1	2
前回の契約金額	5	0	6	10	21
予算額による	1	2	5	10	18
その他	0	0	0	3	3



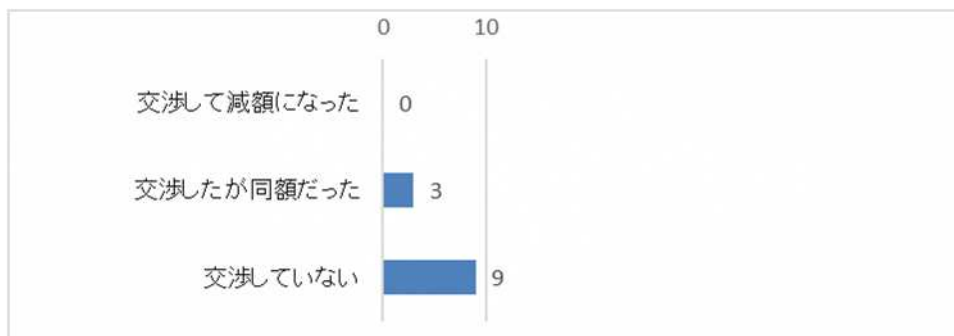
委託料等の予定価格の見積方法をみたところ、「当該業者の見積りによる」（129件）が最多だった。「前回の契約金額」は21件、「予算額による」は18件である。

当該業者の見積り以外の資料を用いて客観化を図っているかをみると、「他業者の見積りによる」は30件、「区独自に積算」は21件、「国・都の単価で積算」は6件、「他自治体の契約金額」は2件であった。特に、5年以上業者指定している契約41件に絞ってみると、「他業者の見積りによる」「国・都の単価で積算」「他自治体の契約金額」による事例はなかった。

【図15 業者指定または特委契約の場合、価格交渉したか。】



(再掲 15年以上継続しているもの)



業者指定または特委契約の場合に価格交渉しているか聞いたところ、「交渉して減額になった」が5件、「交渉したが同額だった」が24件、「交渉していない」が40件だった。15年以上業者指定または特委契約しているものに絞ってみると「交渉して減額になった」が0件、「交渉したが同額だった」が3件、「交渉していない」が9件だった。

#### 支払方法・時期

支払方法に、精算費と固定費の方式がある。精算費方式は、相手方の経費の大きな変動が見込まれる場合に使用される。あらかじめ契約単価を定めておき実績件数を掛けて支払う単価契約や、人件費・運営費などの実績額に応じて支払額を確定させるものがある。

一方、固定費方式は、相手方の経費の変動は考慮せず、仕様書どおり履行がされれば固定の額を支払うものである。

【表9 委託料の支払方法・時期】

	全て固定費	一部固定・一部精算費	全て精算費	計
当初払(前金払)で精算はない	4	2	0	6
当初払(概算払)で履行後に精算	0	3	5	8
中間払(月々、四半期など)	53	1	23	77
履行後に全額支払	58	0	13	71
計	115	6	41	162

【表10 補助金の支払方法・時期】

	全て固定費	一部固定・一部精算費	全て精算費	計
前金払で精算はない	2	0	0	2
概算交付し履行後に精算	2	2	20	24
履行後に全額支払	8	0	16	24
計	12	2	36	50

今回、委託では、全て固定費のもの115件、全て精算費のもの41件、一部固定・一部精算費のもの6件であった。補助では、全て固定費のもの12件、全て精算費のもの36件、一部固定・一部精算費のもの2件であった。

支払時期は、履行確認が必要であるため、委託・補助ともに、「履行後に全額支払」が多い。ただし、当初に概算金額を交付して、履行完了後に実績に応じた精算を行うものや、月々・四半期など、履行の済んだ段階で支払っていくものもあった。

なお、「当初払（前金払）で精算はない」を選んだものが、委託で6件、補助金で2件あった。前金は、相手方の履行が行われていない段階で支払うため、不履行や不完全履行のリスクを伴う場合がある。

#### 法人事務費

施設運営委託においては、施設職員の人件費や運営費のように施設運営に専属する経費（直接経費）以外に、受託した法人本部の人件費、賃借料、通信費、情報システムなどの間接経費が発生する場合がある。今回調査したところ、間接経費の配賦と利益に相当する額を「法人事務費」「本部管理費」等の名称で表示するなど、委託施設の一部において計上が行われている状況である。

#### 視点5 履行確認は適切か。

委託料・補助金の支払は、相手方の業務履行が前提となっているので、その履行を適切に確認する必要がある。また、相手方に種々の条件を付した場合は、それを満たしていたかの確認も必要である。

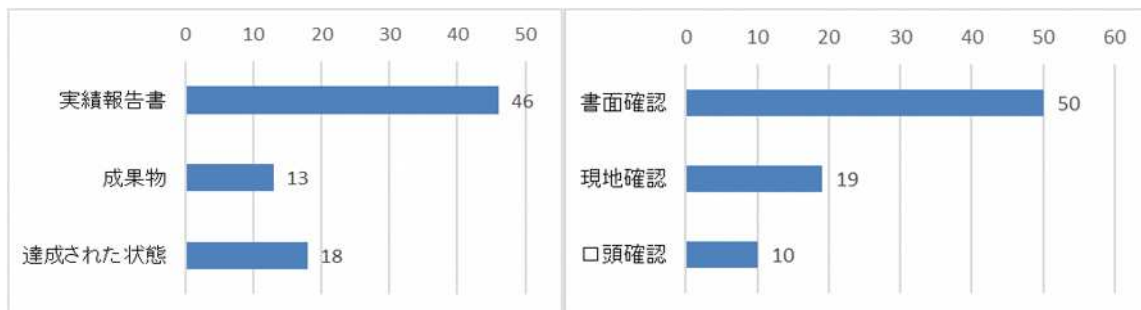
## 履行確認方法・時期

【図16 委託の履行確認の方法（複数回答）】



委託については、「履行報告書」（126件）、「成果物」（65件）、「達成された状態」（57件）を、「書面確認」（147件）、「現地確認」（61件）、「口頭確認」（29件）していた。なお、口頭確認のみで、書面確認、現地確認を伴わないものも2件あった。全てにおいて履行完了時に履行確認を行っているが、さらに履行途中でも業務日報・月報、例月報告ミーティング、メール等で履行確認しているというものが81件あった。また、履行確認のため、報告ミーティング（51件）、履行チェックリスト（27件）などの方法も採られていた。

【図17 補助事業の履行確認の方法（複数回答）】



補助事業については、「実績報告書」（46件）、「達成された状態」（18件）、「成果物」（13件）を、「書面確認」（50件）、「現地確認」（19件）、「口頭確認」（10件）していた。なお、口頭確認のみで履行確認している補助金はなかった。全てにおいて事業終了時に履行確認を行っているが、履行途中にも行っているものが17件あった。また、「履行チェックリスト」（13件）、「報告ミーティング」（9件）のほか、写真撮影、請求書・領収書・契約書などの提出の例もあった。



## 求めた条件の確認

【表11 委託の相手方に求めた条件の履行確認（条件は複数回答）】

		責任者の配置	従事者の資格	従事人数	保険加入	営業許可やISO等の認証	その他
条件を求めた総数		110	50	40	23	17	26
確認した	書面確認	81	32	25	12	14	22
	現地確認	4	5	3	2	1	2
	書面確認と現地確認の両方	20	9	11	4	0	0
	口頭のみで確認	4	3	1	2	1	1
確認しなかった		1	1	0	3	1	1

委託では、求めた条件が履行されたかについて、おおむね書面ないし現地確認によって確認は行われていた。ただし、「確認しなかった」が7件、責任者の配置や従事者の資格、保険加入などを口頭のみで確認していたものが12件あった。うち、口頭確認した記録を「残していなかった」が6件ある。

定期監査においても、書面確認しているという報告書を保管していない例や、害虫駆除の仕様書で使用薬剤に条件を付しているがその確認をしなかったもの、1級建築士の資格を求めているがその確認をしなかったもの等が見受けられた。

また、個人情報等の区の情報を受託者が取り扱う場合、契約書に受託情報にかかる特記事項を添付している。ところが、その特記事項で提出を求めている「受託情報の管理責任者選任届」「従事者の届」「セキュリティ教育実施報告書」「情報の返却・処分の証明書」が提出されておらず、所管課でも徴取していない例が見受けられた。

そのほか、個人番号（マイナンバー）を取り扱う委託契約では、特定個人情報にかかる特記事項に基づき、責任者等を届け出ることになっているが、業者が受託情報にかかる特記事項と報告様式を間違えた結果、総括責任者、監査責任者が届出されておらず、主管課でもそれに気が付いていないものがあった。

【表12 補助の相手方に求めた条件を満たすかの確認（条件は複数回答）】

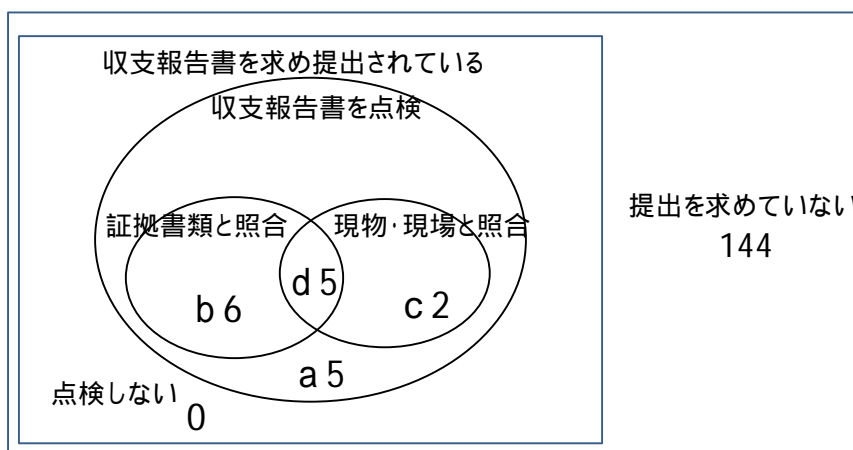
		住所や 居住期間	収入や 所得	納税状 況	資格や 認証の 取得	区の定 める事 業の実 施	その他
条件を求めた総数		25	10	12	13	32	14
確認した	書面確認	18	9	12	13	19	14
	現地確認	0	0	0	0	1	14
	書面確認と現地確認の両方	7	1	0	0	11	0
	口頭のみで確認	0	0	0	0	0	0
確認しなかった		0	0	0	0	1	0

補助では、相手方に求めた条件が満たされたかの確認は、1件を除く全てで行われていた。また、それは書面確認または現地確認により行われ、口頭のみで確認したものはなかった。

### 収支報告書

【表13・図18 委託料の収支報告書の点検】

		件数
仕様書では収支報告書を求めていない		144
仕様書で求めているが提出されていない		0
提出されているが特に点検はしない		0
点検 して いる	収支報告書のみで点検 (図のa)	5
	収支報告書と証拠書類を照合 (図のb)	6
	収支報告書と現物・現場の状況を照合 (図のc)	2
	収支報告書と証拠書類、現物・現場の状況を照合 (図のd)	5
計		162



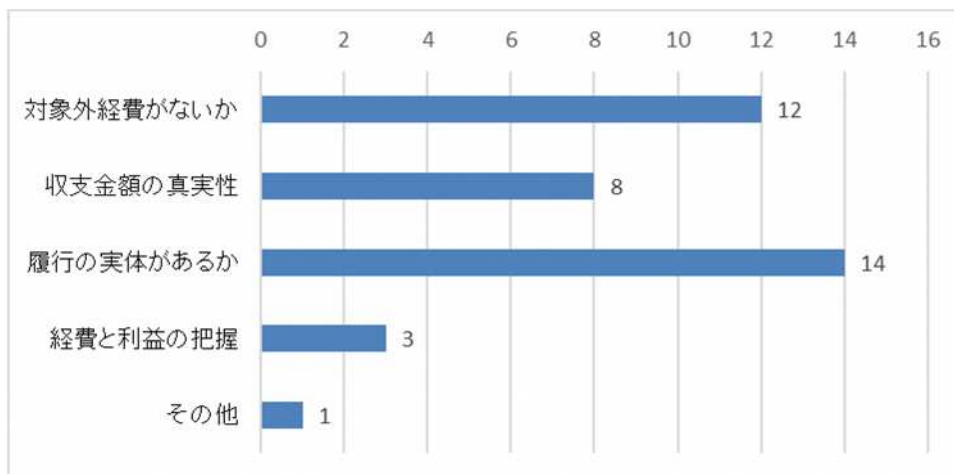
【表14 収支報告書と照合した証拠書類（複数回答）】

	件数
団体の財務諸表	6
団体の会計帳簿	8
領収書	9
出退勤記録	6
賃金台帳	7
その他	2
「照合している」の総数	11

「その他」の内容：

- ・検査成績書と照合（薬品検査委託）
- ・通帳（財務諸表、会計帳簿、領収書、出退勤記録、賃金台帳の照合のほかに）

【図19 点検を行う際の観点（複数回答）】



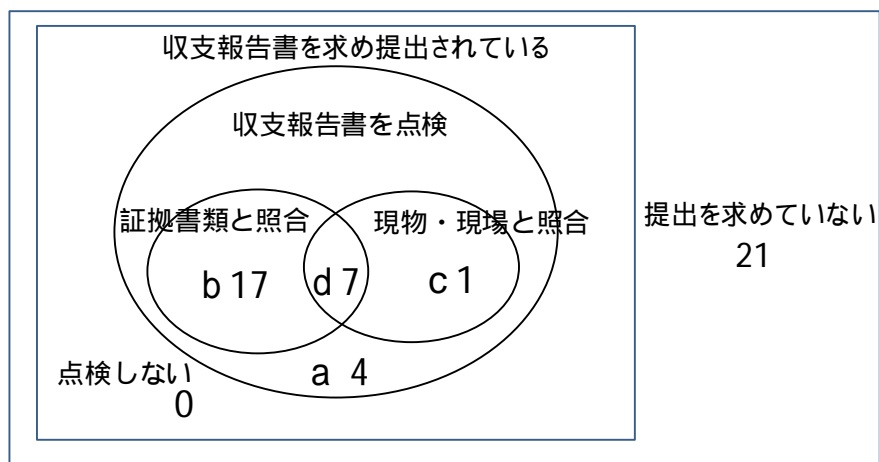
委託では、委託業務の収支報告書の提出を求めているものが144件であった。「求めているが提出されていない」「提出されているが特に点検しない」はなく、18件で点検が行われていた。

18件中11件は、収支報告書と証拠書類の照合を行っており、その証拠書類は「領収書」9件、「団体の会計帳簿」8件、「賃金台帳」7件、「団体の財務諸表」6件、「出退勤記録」6件などであった。また、18件中7件では収支報告書と現物・現場の状況の照合を行っている。一方、収支報告書のみ点検が5件あった。点検の際の観点は、「履行の実体があるか」（14件）、「対象外経費がないか」（12件）、「収支金額の真实性」（8件）、「経費と利益の把握」（3件）などであった。

定期監査においては、委託料の用途に飲食費、従事者への香典が含まれている例を会計帳簿・領収書の点検で確認している。その例では、所管課は収支報告書のみで点検し、会計帳簿・領収書を見ていなかった。仕様書でも、対象外経費として明示していなかった。

【表15・図20 補助金の収支報告書の点検】

		件数
補助要綱では収支報告書を求めている		21
補助要綱で求めているが提出されていない		0
提出されているが特に点検はしない		0
点検している	収支報告書のみで点検 (図のa)	4
	収支報告書と証拠書類を照合 (図のb)	17
	収支報告書と現物・現場の状況を照合 (図のc)	1
	収支報告書と証拠書類、現物・現場の状況を照合 (図のd)	7
計		50

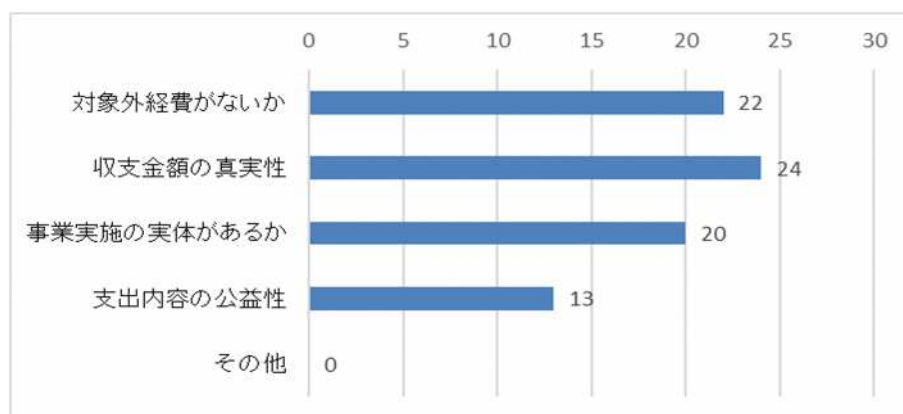


【表16 補助金の収支報告書と照合した証拠書類（複数回答）】

	件数
団体の財務諸表	6
団体の会計帳簿	11
領収書	20
出退勤記録	3
賃金台帳	4
その他	4
「照合している」の総数	24

「その他」の答え 契約書の写し、納品書の写し、施工の図面、別の補助金の交付実績数値

【図21 点検の際の観点（複数回答）】



補助事業では、収支報告書の提出を求めているものは21件だった。「求めているが提出されていない」「提出されているが特に点検はしない」はなく、29件で点検が行われていた。

29件中24件は、収支報告書と証拠書類の照合を行っており、その証拠書類は「領収書」20件、「団体の会計帳簿」11件、「団体の財務諸表」6件などであった。また、29件中8件では収支報告書と現物・現場の状況の照合を行っている。一方、収支報告書のみ点検が4件あった。点検の際の観点は、「収支金額の真実性」（24件）、「対象外経費がないか」（22件）、「事業実施の実体があるか」（20件）だった。

点検した結果、補助金の使途に対象外経費が含まれていた事例があり、所管課の審査で除外されていた。補助対象外経費については、要綱で明示する場合と、この例のように要綱には定めていないが書類審査の際に除外する指導を行っている場合がある。

#### 視点6 事業の成果について評価を実施しているか。

委託・補助等において、期待した成果が得られたか、また、支出した費用に見合う効果が得られたか、不十分であるとしたらどう改善すればよいのか等について、各所管が適宜評価を行う必要がある。その際、客観的な基準に基づいた評価を行い、評価結果を次回の事業内容や相手方選定に生かすことも必要である。

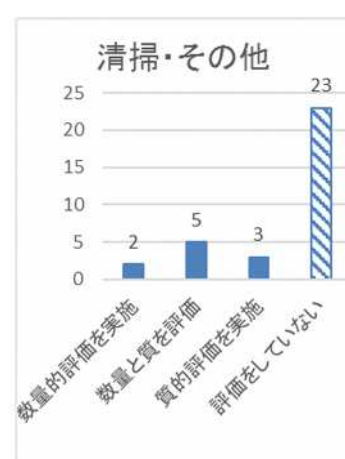
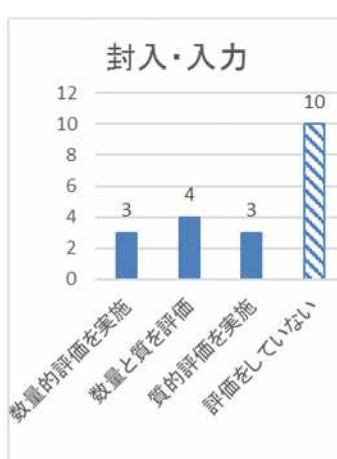
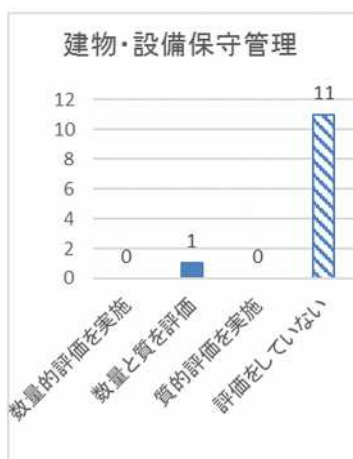
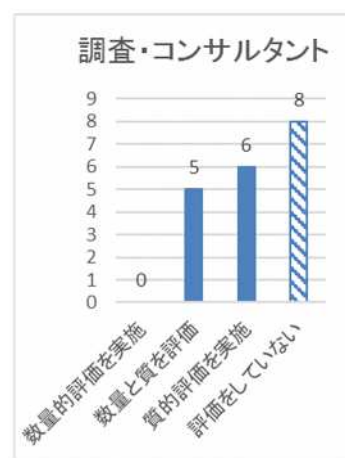
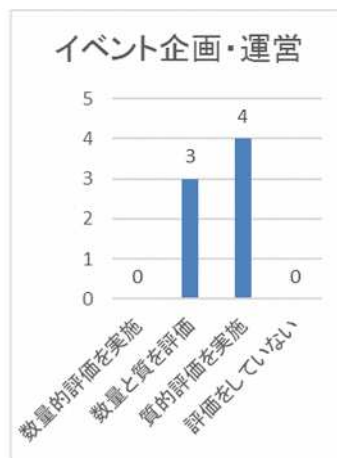
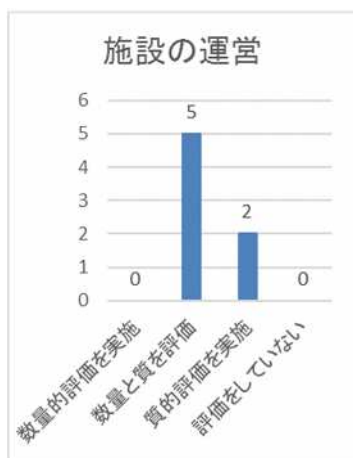
#### 成果の評価

委託の成果については、施設運営ではサービスの拡充や民間の創意工夫の反映、地域との協働など、イベント企画・運営では参加者の満足や練馬区の特徴のアピール、システム保守ではシステムが正常に稼働すること、清掃委託では

来所者が施設を快適に使用できることとしている。一方、システム開発では、成果の回答例がなかった。

【表17・図22 委託の成果について評価を実施したか。】

		施設の運営	窓口サービス代行	業務運営	イベント企画・運営	調査・コンサルタント	システム開発	システム保守	建物・設備保守管理	封入・入力	清掃・その他	計
している	数量的	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2	6
	質的	2	2	4	4	6	0	4	0	3	3	28
	数量と質の両方	5	4	16	3	5	0	0	1	4	5	43
評価はとくにしていない		0	4	12	0	8	4	13	11	10	23	85
計		7	10	32	7	19	4	18	12	20	33	162



成果の評価については、「数量的」（6件）、「質的」（28件）、「数量と質の両方」（43件）行うものに対し、「評価はとくにしていない」が85件あった。

委託の分類別にみると、施設運営では評価しているのが7件、していないのが0件、イベント企画・運営では評価しているのが7件、していないのが0件、調査・コンサルタントでは評価しているのが11件、していないのが8件あった。それに対し、清掃・その他では評価しているのが10件、していないのが23件、封入・入力では評価しているのが10件、していないのが10件、建物・設備保守管理では評価しているのが1件、していないのが11件あった。このように、イベント、施設運営、コンサルタントなど、品質・創意が求められるものでは評価が行われている反面、清掃、封入、保守管理など定型的、役務提供的な委託の場合にはあまり評価が行われていなかった。

【表18 補助の成果について評価を実施したか。】

		特定団体 への補助	一般団体 への補助	特定個人 への補助	一般個人 への補助	計
している	数量的	7	0	2	7	16
	質的	6	0	0	0	6
	数量と質の両方	7	4	0	1	12
評価はとくにしていない		11	1	1	2	15
計		31	5	3	10	49

補助金の成果については、補助を受けた団体の活動回数や活動人員、事業参加者数といった数量的成果、地域コミュニティの活性化のような質的成果としていた。

成果の評価については、「数量的」（16件）、「質的」（6件）、「数量と質の両方」（12件）を行うに対し、「評価はとくにしていない」が15件あった。

#### 評価を行っていない理由

【表19 委託の成果の評価を行っていない理由（複数回答）】

	施設 の運 営	窓 口 サ ー ビ ス 代 行	業 務 運 営	イ ベ ン ト 企 画 ・ 運 営	調 査 ・ コ ン サ ル タ ン ト	シ ス テ ム 開 発	シ ス テ ム 保 守	建 物 ・ 設 備 保 守 管 理	封 入 ・ 入 力	清 掃 ・ そ 他	計
以前から委託しているから	0	1	2	0	0	0	1	0	0	1	5
成果の測定が困難	0	2	10	0	3	1	6	5	4	10	41
必要を感じない	0	1	0	0	0	0	0	3	2	5	11
その他の理由	0	1	0	0	4	3	5	4	2	7	26
理由はない	0	0	1	0	1	0	1	1	2	0	6

【表20 評価を行っていない理由の「その他」（回答を一部紹介）】

窓口サービス代行	月毎の支払時に委託業務の履行状況を検査しているから
調査・コンサルタント	仕様書に求める成果品が納品されたため
	東京都で決定している文化財保護法に係る「民間調査組織一覧」より選定しているため
	仕様書に求める成果品の作成に向けて、打合せや確認等を十分に行ったため
	練馬区設計等委託成績評定要綱に点検業務が該当していないため
システム開発	システムが稼働するか否かの判断であるため、数量的および質的の評価は行っていない。
システム保守	正常なシステム動作をすることが成果であるため
	システムの保守とセキュリティ対策について定められた内容の履行を求めているのみであり、成果があるなしの内容でない。
建物・設備保守管理	委託の内容が法定点検であり、書式も決まっているため、委託の成果を評価する対象と考えていない。
	委託成果を評価する委託内容ではないため
	仕様に沿って業務は行われており、履行確認も行っているため
	本件は学校施設の巡回（学校利用状況の確認・火気の始末・窓、扉および門等の戸締りの確認等）、開放（施設の貸出し）、機械警備装置のセット等、業務が正常に履行されることを目的とする単純業務であるため
封入・入力	完全履行以外認められないため
	毎回着実に履行しているため
清掃・その他	委託作業は、純粹に文書の回収・廃棄のみであるため
	履行確認（現金の輸送）を現地で直接確認しているため
	毎回着実に委託業務を履行しているため
	通常の履行確認により成果を確認している。
	区が指定している産業廃棄物を処理施設までの運搬業のみであるため
	委託業務は、公文書の保管および電子化業務を行うことであり、報告書、成果物および現地視察により履行確認を実施しているから
利用頻度の高低にかかわらず、必要な時に通訳サービスを受けられる状態を整えておくことが重要であるため	

委託では、評価を行っていない理由として、「成果の測定が困難」としたものが41件で約半数を占め、次いで「その他の理由」26件である。「その他」とは、定型的業務では「仕様に沿って業務は行われており、履行確認も行っているため」、「成果を評価する委託内容ではない」などであった。「必要を感じない」11件、「以前から委託しているから」5件もある。



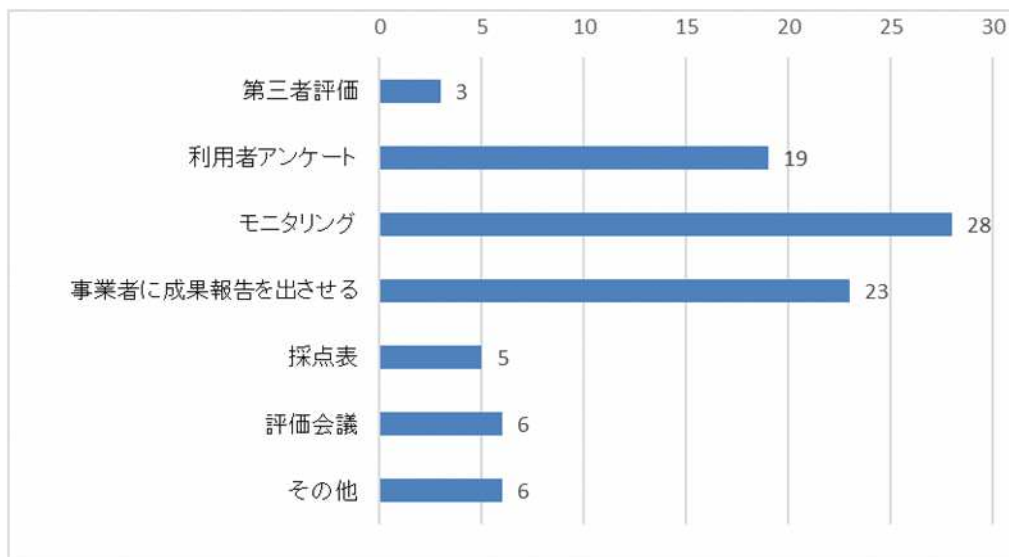
【表21 補助の成果の評価を行っていない理由（複数回答）】

	件数
以前から補助しているから	4
国・都が決めた補助だから	6
成果の測定が困難	10
必要を感じない	0
その他の理由	0
理由はない	1
「評価はとくにしていない」の総数	15

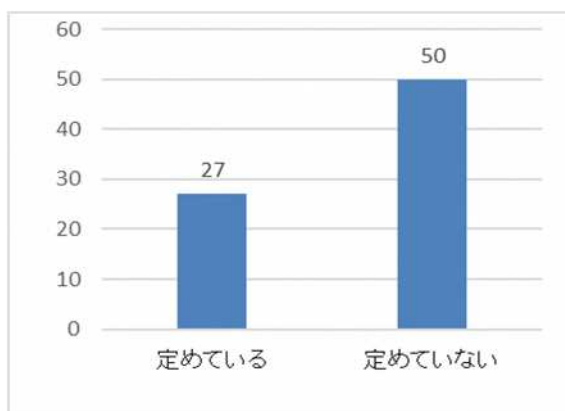
補助では、評価を行っていない理由は「成果の測定が困難」10件、「国・都が決めた補助だから」6件、「以前から補助しているから」4件などであった。

### 評価方法・基準

【図23 委託の評価にあたって採った方法（複数回答）】



【図24 委託について評価基準を定めているか。】

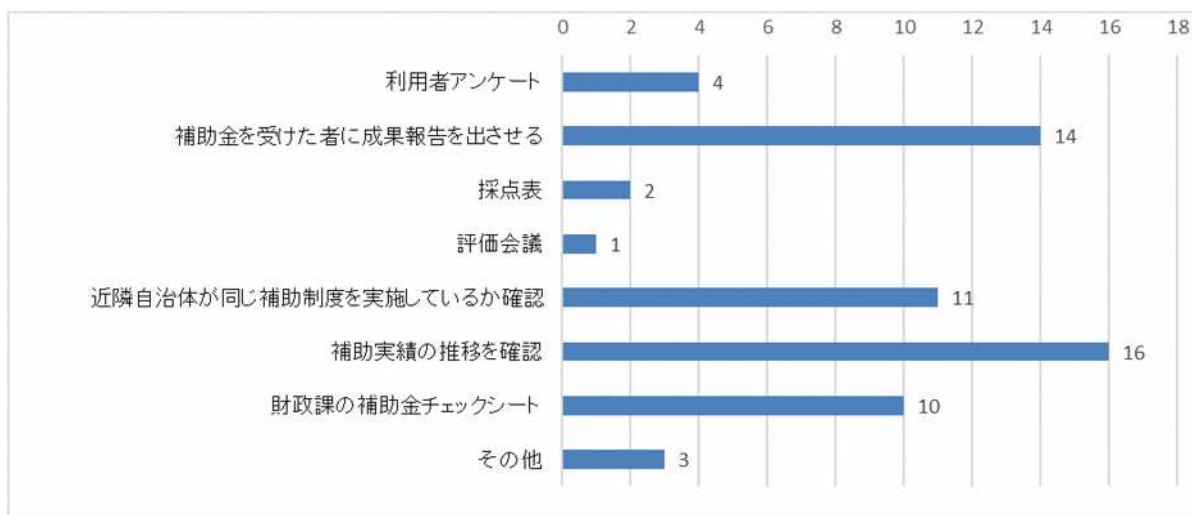


委託について成果の評価を行っていた77件では、評価の方法は「モニタリング」（28件）、「事業者に成果報告書を出させる」（23件）、「利用者アンケート」（19件）、「評価会議」（6件）、「採点表」（5件）、「第三者評価」（3件）などであった。

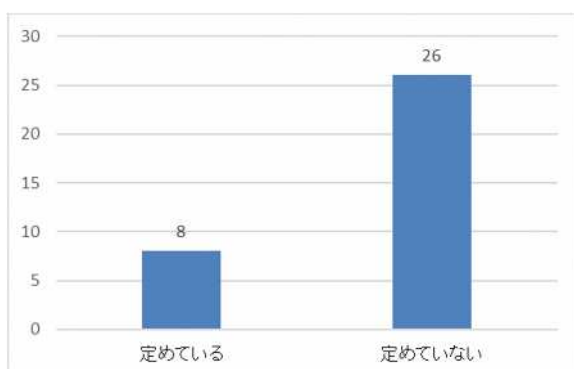
「評価基準を定めている」もの27件、「定めていない」もの50件であった。モニタリングを実施している28件には、モニタリングは実施しているが評価基準はないとするものがあった。

評価にあたり工夫している点としては、「事業者独自の事業内容や取組などを聞き取り成果物等で評価している」、「運営協議会を設置し、多方面からの意見を聴取する」、「現場での採点と本庁での採点を併せて行う」などがあつた。

【図25 補助の評価にあたり採った方法（複数回答）】



【図26 補助について評価基準を定めているか。】



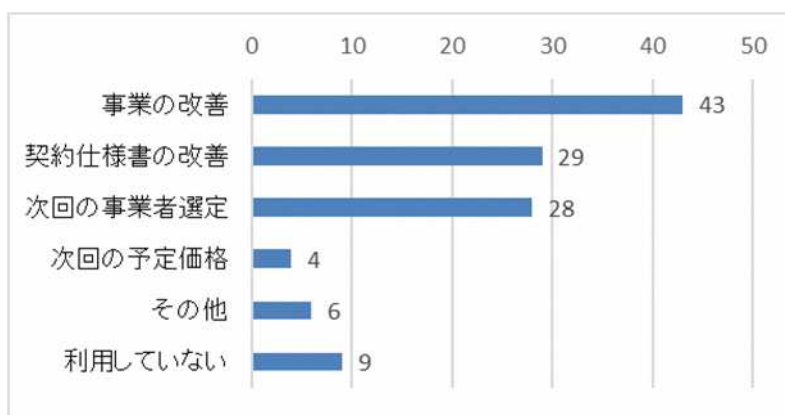
補助について評価を行っていた34件では、評価の方法は「補助実績の推移を確認」（16件）、「補助金を受けた者に成果報告を出させる」（14件）、「近隣自治体が同じ補助制度を実施しているか確認」（11件）、「財政課の補助金

チェックシート」(10件)、「利用者アンケート」(4件)などであった。

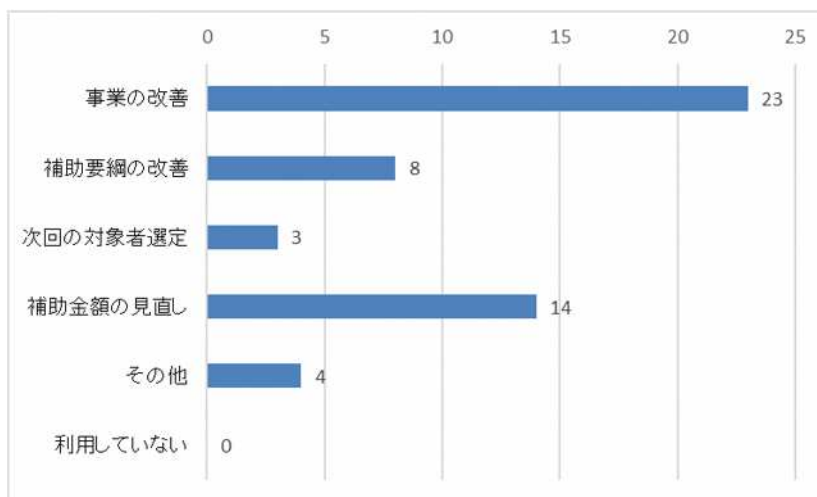
評価基準を定めているもの8件、定めていないもの26件であった。評価にあたり工夫している点としては、「補助金交付団体以外の団体も加わった協議会で事業の評価を実施している」「団体代表者以外の複数の構成員から団体運営・活動に対する意見・感想を聞き取る」「参加者数に応じて助成額を変更し、モチベーションを高めている」などがあった。

### 評価結果の利用

【図27 委託の評価結果の利用方法(複数回答)】



【図28 補助の評価結果の利用方法(複数回答)】



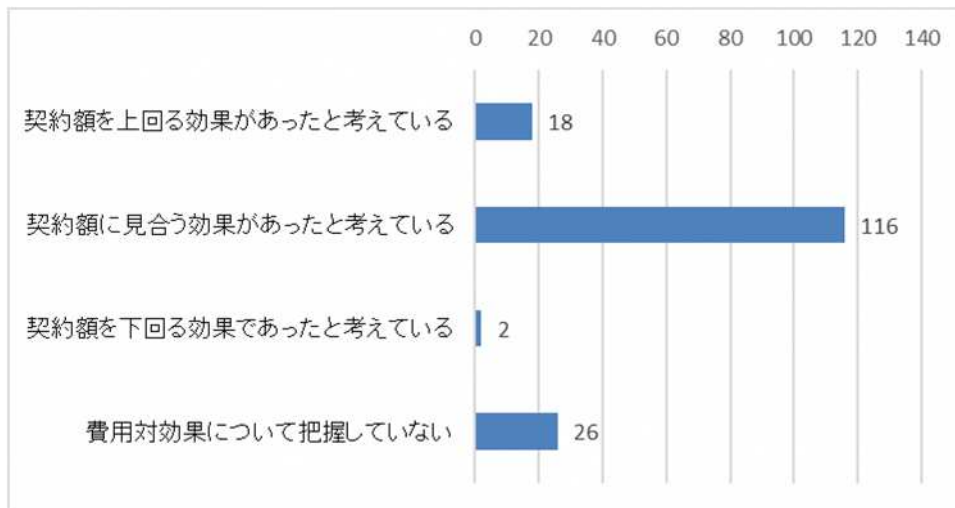
評価結果の利用方法は、委託では、「事業の改善」(43件)、「契約仕様書の改善」(29件)、「次回の事業者選定」(28件)、補助では、「事業の改善」(23件)、「補助金額の見直し」(14件)、「補助要綱の改善」(8件)などであった。

いずれも、評価の結果を次回以降の委託・補助等の改善に利用しようとする

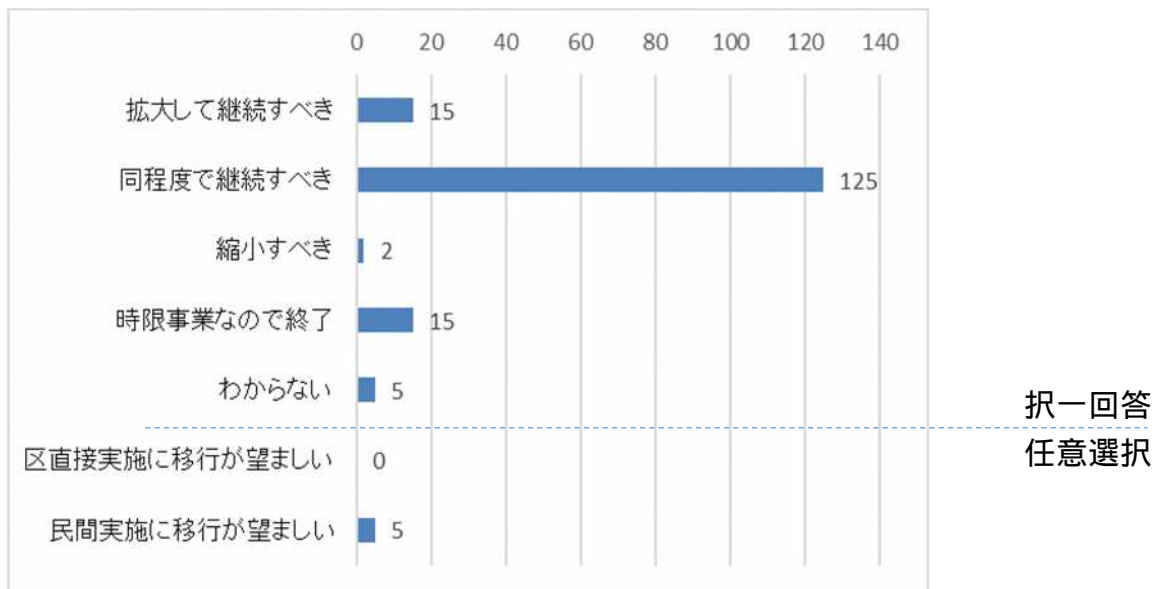
傾向がうかがえる。なお、委託では評価結果を「利用していない」という回答が9件あった。

この委託・補助等の今後

【図29 委託の費用対効果の把握】



【図30 この委託の今後についての考え】



委託の費用対効果の把握については、「契約額に見合う効果があったと考えている」(116件)、「契約額を上回る効果があったと考える」(18件)、「契約額を下回る効果であったと考える」(2件)の反面、「費用対効果について把握していない」が26件であった。

費用対効果について把握していない26件は、評価の実施についても「評価はとくにしていない」が21件であり、そのうち15件で「成果の測定が困難である」としている。

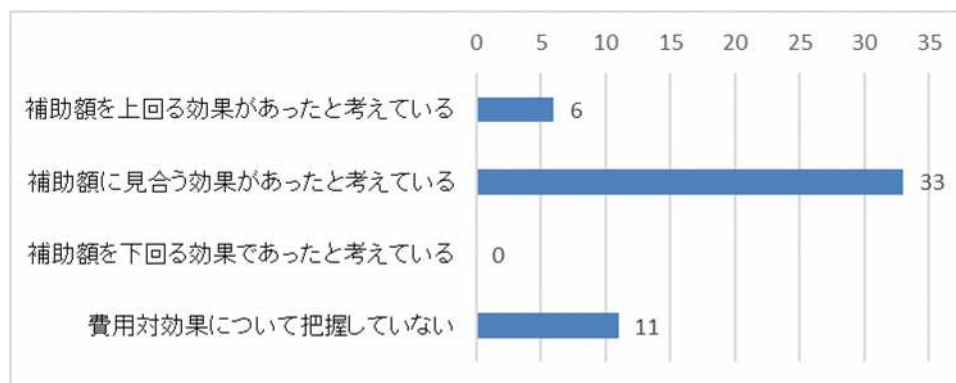
委託の今後についての考えは、「同程度で継続すべき」（125件）、「拡大して継続すべき」（15件）、「時限事業なので終了」（15件）、「わからない」（5件）、「縮小すべき」（2件）であった。なお、「区直接実施に移行が望ましい」0件、「民間実施に移行が望ましい」5件があった。

【表22 委託の費用対効果と今後についての考え】

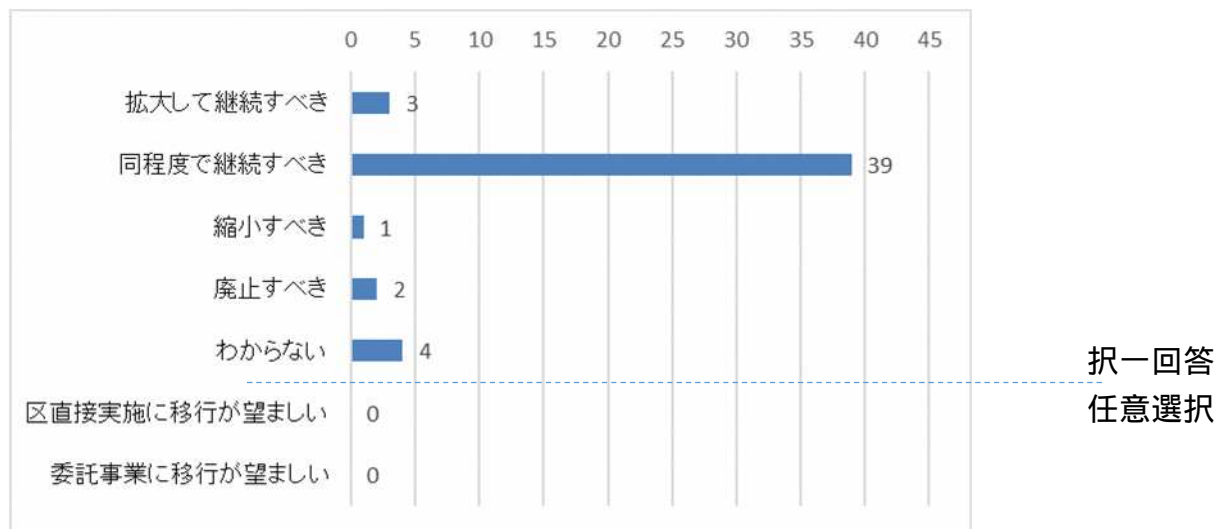
	契約額を上回る効果があったと考えている	契約額に見合う効果があったと考えている	契約額を下回る効果であったと考えている	費用対効果について把握していない
拡大して継続すべき	4	10	0	1
同程度で継続すべき	12	92	0	21
縮小すべき	0	0	1	1
時限事業なので終了	2	12	1	0
わからない	0	2	0	3

「契約額を上回る効果があったと考える」「契約額に見合う効果があったと考えている」134件のうち、104件が「同程度で継続すべき」、14件が「拡大して継続すべき」としている。「契約額を下回る効果であったと考えている」2件のうち1件は「縮小すべき」、1件は「時限事業なので終了」であった。また、「費用対効果について把握していない」26件のうち「拡大して継続すべき」「同程度で継続すべき」が22件あった。

【図31 補助の費用対効果の把握】



【図32 この補助金の今後についての考え】



補助の費用対効果については、「補助額に見合う効果があったと考えている」(33件)、「補助額を上回る効果があったと考えている」(6件)の反面、「費用対効果について把握していない」が11件であった。

費用対効果について把握していない11件は、評価の実施についても「評価はとくにしていない」が5件あり、その理由としては「国・都が決めた補助だから」(4件)、「成果の測定が困難」(3件)であった。

補助の今後についての考えは、「同程度で継続すべき」(39件)、「拡大して継続すべき」(3件)、「縮小すべき」(1件)、「廃止すべき」(2件)、「わからない」(4件)であった。なお、「区直接実施に移行が望ましい」、「民間実施に移行が望ましい」という回答はなかった。

「廃止すべき」とした補助は、「対象者が限定され、十分に公益性を保てない」ものや、「周辺自治体が補助を実施しておらず、補助実績が減少している」ものであった。

「わからない」と回答した補助は、「国の補助の動向を注視し、継続の有無を検討したい」ものや、「補助の効果に賛否両論がある」ものなどである。

【表23 補助の費用対効果と今後についての考え】

	補助額を上回る効果があったと考えている	補助額に見合う効果があったと考えている	補助額を下回る効果であったと考えている	費用対効果について把握していない
拡大して継続すべき	1	1	0	1
同程度で継続すべき	4	26	0	9
縮小すべき	0	1	0	0
廃止すべき	0	1	0	1
わからない	1	3	0	0

「補助額を上回る効果があったと考えている」「補助額に見合う効果があったと考えている」38件のうち、30件が「同程度で継続すべき」、2件が「拡大して継続すべき」、4件が「わからない」と回答している。また、「費用対効果について把握していない」11件のうち、「拡大して継続すべき」「同程度で継続すべき」が10件あった。

区では、3年ごとに全ての補助の見直しを実施しており、平成29年度の見直しの結果は、充実13件、継続190件、縮小7件、廃止14件であった。

## 第4 資料

### 1 委託調査票の調査結果

委託調査票の対象一覧は72ページ以降に掲載

表1 調査の標本とした委託の分類と年間契約高

	100万円以下	500万円以下	1000万円以下	1億円以下	1億円超	計
施設の運営	0	0	0	2	5	7
窓口サービス代行	1	0	5	3	1	10
業務運営	7	7	1	10	7	32
イベント企画・運営	3	2	0	2	0	7
調査・コンサルタント	5	5	5	4	0	19
システム開発	1	0	2	1	0	4
システム保守	5	7	2	4	0	18
建物・設備保守管理	6	2	0	3	1	12
封入・入力	12	1	3	4	0	20
清掃・その他	11	12	3	4	3	33
計	51	36	21	37	17	162

注) 標本に指定した委託について、年間に複数の同種契約がある場合、その合計を年間契約高としている。

表2 この委託の目的は何か。(回答を一部紹介)

〔施設運営委託〕
住民自治を進める観点から、地域住民からなる運営委員会(協議会)に運営を委ね、区は側面的支援を担いながら地域との協働を推進していく。
施設管理、利用者サービスの総合的なノウハウを持った業者に委託し、適切で経済的な施設運営を行い区民サービスの向上を図るため
限られた財源の中で多様化する保育ニーズに対応するため、民間事業者の柔軟な雇用形態や発想を導入し、より効率的・効果的な事業運営を行っていくため
〔窓口業務委託〕
軽微な問合せや納付書再発行等を委託事業者任せ、職員は財産調査～滞納処分(差押)までの徴税吏員としての業務に従事することで、総合的に収納額、収納率向上を目的とする。
窓口専門のスタッフを置くことで、受付時間の短縮と職員の窓口業務の負担を軽減するため
〔業務運営〕
これまで他の自治体の実現できなかった、広く区民が関心を示すような記念誌を作成するにあたり、魅力的な内容および誌面構成を実現する高度な企画力や技術力を求めたため
制度改正等により年々複雑化する業務に現状の職員数で対応するため。また、定型的な業務については、委託した方が、安価であり、職員が専門的な業務に専念できるため
授業実施にあたり、流れを把握している卒業生に授業の進行等補助を担っていただくことで、円滑な授業を行うことができるため。また、自身の地域活動の経験等を現役生に伝え、活動を促進するため



公正・公平な観点で専門的立場から住宅改修申請の内容確認を実施し、適切な内容審査および助言、判断を行うため
「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に委託化を積極的に推進するとともに、区の事務事業の民間開放により、雇用創出等、地域の活性化を目指す。
民間活力を活用し、区が持つ知識や経験を委託事業者と共有することで、サービスの維持・向上と効率化を図るため。また、職員人件費を削減することで区の財源の有効活用を図るため
「練馬区成人の日のつどい」の式典およびアトラクションを円滑に実施するため
〔イベント企画・運営委託〕
伝統工芸展という専門的な知識・経験が必要とされる事業の実施
アニメイベント企画という特定分野に係る委託であり、企画力・調整力・実績等の観点から総合的に委託するため
〔調査・コンサルタント〕
専門性の高い見地から助言・提案ができるコンサルタントを活用することにより、まちづくり業務を効率的かつ円滑に行うことを目的とする。
石綿含有調査
〔システム開発〕
国民健康保険法改正に伴い、都が国保の資格情報および給付情報を管理するために必要となるデータを国民健康保険サブシステムから抽出するため
〔システム保守〕
全庁に配備している事務用パソコン・プリンタ等の障害等に専門的な見地から迅速に対応し、業務の円滑化、効率化を図る。
システムの維持運用作業や障害対応を行うこと。
〔建物・設備保守管理〕
施設の円滑な運営のため
消防法に義務付けられた防火対象物の消防設備点検として実施委託をしている。消防設備の点検、整備および維持管理を目的とする。
〔封入・入力〕
発送業務の効率化、事業運営の円滑化
支給決定通知書の封入・発送のため
短期間で多岐にわたる項目を入力、集計する必要があるため
〔清掃・その他〕
施設の衛生環境を保持し、来所者の快適な利用を図るため
道路反射鏡および道路標識版の点検および清掃作業を行い、安全性および視認度を確保するため

表3 委託で行う理由（複数回答）

	以前から委託だから	職員の労力を省く	職員の専門性不足	職員より安価	サービス向上	担い手の育成	その他	わからない	計
施設の運営	1	1	2	2	5	0	2	0	13
窓口サービス代行	1	8	3	1	3	0	3	0	19
業務運営	5	9	16	9	15	1	9	0	64
イベント企画・運営	0	4	6	0	5	0	1	0	16
調査・コンサルタント	1	9	11	0	2	1	7	0	31
システム開発	0	1	1	0	1	0	3	0	6
システム保守	0	3	10	2	3	0	6	0	24
建物・設備保守管理	1	3	3	3	0	0	8	0	18
封入・入力	1	19	3	9	3	0	0	0	35
清掃・その他	3	18	14	3	3	1	16	0	58
計	13	75	69	29	40	3	55	0	

「以前から委託だから」のみを選択した回答はなかった。

「その他」の例 地域との協働、業務が特殊なため、業務に専門資格を要するため、事業者の機材・特殊車両・インフラを利用するため、システムのライセンスを事業者が持っているため、等

表4 委託にあたり相手方に資格等の条件を求めたか。（複数回答）

また、それらの条件を求めた理由（回答を一部紹介）

	件数	条件を求めた理由
責任者の配置	110	責任の所在を明確にする。緊急時連絡のため。業務の円滑化。現場統括のため
従事者の資格	50	専門的な業務のため。法令上資格を要する業務のため
従事人数	40	安全円滑な業務遂行。法令で人員基準のある業務
保険加入	23	賠償責任に対応するため
営業許可やISO等の認証	17	よりよい事業者を選定するため。専門的な業務のため
その他	26	実績のある事業者を選定するため

「その他」の例 入札参加資格、他自治体での受託実績、担当者の業務履歴、環境適合車両の使用、防火管理者の設置、コールセンターは国内に置くこと。

表5 委託にあたり相手方にコンプライアンスを求めたか。

	求めた	求めた		求めなかった
		仕様書などの文書で求めた	口頭のみで求めた	
秘密保持	133	129	4	29
個人情報保護	125	121	4	37
環境配慮	100	92	8	62
人権尊重	27	16	11	135
男女平等	24	11	13	138
障害差別解消	40	33	7	122
労働環境	39	30	9	123
システムセキュリティ	87	86	1	75
その他のコンプライアンス	16	16	0	146

「その他のコンプライアンス」の例 交通法規、利用者の安全確保、知的財産法令、成果品の無断転用禁止、野球審判員心得

表6 仕様書の内容・表現が妥当か、定期的な点検・見直しの実施

	点検頻度			全く点検しなかった	計
	年2回以上	年1回	年1回未満		
施設の運営	0	7	0	0	7
窓口サービス代行	1	9	0	0	10
業務運営	3	29	0	0	32
イベント企画・運営	0	7	0	0	7
調査・コンサルタント	7	11	0	1	19
システム開発	1	3	0	0	4
システム保守	1	17	0	0	18
建物・設備保守管理	1	11	0	0	12
封入・入力	4	16	0	0	20
清掃・その他	4	29	0	0	33
計	22	139	0	1	162

表7 仕様書の点検・見直しを行った者（複数回答）

	件数
点検を行った総数	161
担当職員	155
係長	129
課長	49

表8 点検を行わなかった理由（複数回答）

	件数
点検を行わなかった総数	1
以前から使用している仕様書だから	0
必要を感じないから	0
その他の理由	1
特に理由は無い	0

「その他の理由」の例

法人の財務状況等を経理用地課で定める統一様式に記入してもらうという業務であり、特段の見直しや点検は行っていない。（経営診断委託）

表9 契約方法

	件数
入札	35
見積合わせ	21
プロポーザル	37
業者指定または特委契約	69
計	162
（再掲）長期継続契約	5

表10 業者指定とした理由（一部要旨紹介）

システム開発業者しか保守ができないため
プロポーザル方式で選定し、更新のためのモニタリングが良以上の評価であったため
特別区共同事業で、幹事区等が選定したため
福祉的見地の随意契約で地方自治法施行令に定めるもの（シルバー人材センター、福祉作業所）
メーカーが保守点検業者を限定しているため

表11 特委契約とした理由

〔基準第1号〕契約の相手方が営利を目的としない団体または個人であると認められ、かつ、他に競争相手のない業務（今回の調査対象には6件）
〔基準第2号〕法令等の定めにより行う業務で、その価格および内容が法令等により定められ、かつ、他に競争相手のないものまたはこれに準ずる業務（今回の調査には該当なし）
〔基準第3号〕契約の内容が医学上または技術上専門的知識または資格を必要とし、かつ契約の性質上競争に付することが不相当と認められるもの（今回の調査には5件）
〔基準第4号〕契約の相手方が、区とあらかじめ協定を締結した団体または個人であり、かつ、当該協定に定められた金額をもって契約金額とする委託（今回の調査には2件）
〔基準第5号〕別に指定する契約を除き事業の執行に要する土地または建物の使用に関する契約（今回の調査には該当なし）

表12 現在の業者が何年間継続して受託しているか。

契約年数	総数	(再掲)	
		入札	業者指定または特委契約
1年	29	12	7
2年	18	5	5
3年	15	0	5
4年	11	4	1
5年	11	1	7
6年	5	1	2
7年	7	4	2
8年	5	0	3
9年	4	1	2
10年～14年	22	3	13
15年以上	13	1	12
不明	17	3	8
計	157	35	67

注： 長期継続契約を除く

契約期間が1年度に満たないものは1年度に切り上げた。

表13 委託の年数と現在の業者の継続年数

委託の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	26	27	30	32	33	40	45	46	総計 不明	30 不明	157 総計	
1	13	2	2	1		1	1	1	2	2																					1	3	29
2		12								2				1	1																2	2	18
3			10				1		1	1				1											1						3	1	15
4				5				1	1	1	1																				4	2	11
5					6						1	1	1																		5	1	11
6						4																									6	1	5
7							4		1	1			1																		7	1	7
8								4																							8	1	5
9									2																						9	2	4
10										5																					10		6
11											3																				11	1	6
12												3																			12		5
13													4																		13		3
14														2		1															14		2
15															1																15		3
16																	1														16		
17																		1													17	1	2
18																			1												18		1
19																				1											19		1
20																															20		
27																															27		2
32																															32		1
40																															40		1
43																															43	1	1
45																															45		1
現業者の年数																																	

は、委託開始以降継続受注を示す。  
 は、途中からの受注だが20年以上受注している例  
 長期継続契約を除く。

表14 指定業者以外に履行できる業者がないか調査したか。

	件数	(再掲) 継続年数	
		15年未満	15年以上
調査した結果、いないことを確認した	25	23	1
調査したが分からなかった	5	4	0
調査していない	39	22	11
計	69	49	12

注) 件数には、継続年数不明のものを含む。

「調査していない」の例 当該システムを開発した業者、協定で区が委託先を決めているもの、区が組織させた運営委員会、等

表15 業務の再委託の申請があったか。

	件数
申請があり承認した	22
申請があったが承認しなかった	0
申請はなかった	140
計	162

表16 再委託を承認した理由(複数回答)

	件数
再委託が委託業務の一部に限られるから	17
委託業務中の専門的部分を再委託するものだから	13
再委託先は指名停止や無資格者ではないから	1
安全管理体制確認書が添えられているから	9
申請があったので承認した	1
その他	1
「承認した」の総数	22

「申請があったので承認した」以外に理由のない回答はなかった。

表17 相手方の経営の安定性、履行の安定性について確認したか。

	件数	(再掲)		
		施設の 運営	封入・ 入力	清掃・ その他
経営診断した	17	3	2	0
資料提出を求めた	20	1	0	0
他の方法で確認した	34	0	5	6
不明または確認していない	91	3	13	27
計	162	7	20	33

「他の方法」 入札参加資格、他自治体の契約実績、他部署での契約履行実績、業界紙の情報

表18 事業者に対しての評価結果を共有しているか。

	件数
課を越えて共有し利用している	15
課内で共有し利用している	23
共有していない	73

表19 委託料等の予定価格の見積方法（複数回答）

	入札	見積合わせ	プロポーザル	業者指定 または特 委契約	計
当該業者の見積りによる	24	18	33	54	129
他業者の見積りによる	13	10	6	1	30
区独自に積算	7	1	4	9	21
国・都の単価で積算	5	0	1	0	6
他自治体の契約額	0	0	1	1	2
前回の契約金額	5	0	6	10	21
予算額による	1	2	5	10	18
その他	0	0	0	3	3

（再掲）現在の業者が5年以上継続している業者指定契約のみで集計

	件数
当該業者の見積りによる	30
他業者の見積りによる	0
区独自に積算	6
国・都の単価で積算	0
他自治体の契約額	0
前回の契約金額	8
予算額による	9
その他	2

表20 業者指定または特委契約の場合、価格交渉したか。

	件数	（再掲）継続年数	
		15年未満	15年以上
交渉していない	40	25	9
交渉して減額になった	5	5	0
交渉したが同額だった	24	19	3
計	69	49	12

件数には、継続年数不明のものを含む。

表21 委託料の支払方法・時期

	全て固定費	一部固定・一部精算費	全て精算費	計
当初払（前金払）で精算はない	4	2	0	6
当初払（概算払）で履行後に精算	0	3	5	8
中間払（月々、四半期など）	53	1	23	77
履行後に全額支払	58	0	13	71
計	115	6	41	162

表22 委託料の単価契約方式

	件数
単価契約	47
単価契約ではない	115
計	162

表23 履行確認の方法(複数回答)

	件数
履行報告書	126
成果物	65
達成された状態	57

書面確認	147
現地確認	61
口頭確認	29

表24 履行確認の時期

	件数
履行完了時のみ	76
完了時と中間	81
中間のみ	0
その他	5

「その他」の例 着手時・中間および完了時。履行中ずっと立ち会っている。等



表25 履行確認のために採った方法（複数回答）

	施設 の運 営	窓 口 サ ー ビ ス 代 行	業 務 運 営	イ ベ ン ト 企 画 ・ 運 営	調 査 ・ コ ン サ ル タ ン ト	シ ス テ ム 開 発	シ ス テ ム 保 守	建 物 ・ 設 備 保 守 管 理	封 入 ・ 入 力	清 掃 ・ そ の 他	計
履行チェックリスト	3	1	6	1	4	1	0	2	4	5	27
採点表	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	4
報告ミーティング	2	5	12	3	11	3	7	0	3	5	51
その他	3	3	5	3	5	1	8	3	4	8	43

「その他」の内容の例 履行報告書、業務日報、職員の現地立会い、成果品の完成前の仮提出

表26 同種の委託契約が何回もある場合、履行確認の方法は一定しているか。

	件数
毎回一定している	99
そのつど一定ではない	0
計	99

表27 相手方に求めた条件の履行確認（条件は複数回答）

		責 任 の 配 置	従 事 者 の 資 格	従 事 人 数	保 険 加 入	営 業 許 可 や ISO 等 の 認 証	そ の 他
条件を求めた総数		110	50	40	23	17	26
確 認 し た	書面確認	81	32	25	12	14	22
	現地確認	4	5	3	2	1	2
	書面確認と現地確認の両方	20	9	11	4	0	0
	口頭のみで確認	4	3	1	2	1	1
確認しなかった		1	1	0	3	1	1

表28 口頭確認の場合記録を残したか。

	件数
残していた	2
残すときと残さないときがあった	1
残していなかった	6

表29 相手方に求めたコンプライアンスは遵守されたか。

	件数
していた	134
一部していた	1
していなかった	0
不明または確認していない	10
計	145

表30 履行確認にあたり工夫したこと。(回答を一部紹介)

サンプルを抽出し、正しくパンチ入力されているか照合する。
職員も会議を録音し、反訳業者の提出した成果品(会議録)と照合する。
書面での報告に疑義があれば、そのつど確認する。
履行確認の際、専門知識、資格のある職員も立ち会わせた。
仕様書にある月例報告のほか、メール、電話で随時状況を確認した。

表31 委託料の収支報告書の点検

		件数
仕様書では収支報告書を求めている		144
仕様書で求めているが提出されていない		0
提出されているが特に点検はしない		0
点検 して いる	収支報告書のみで点検 (図のa)	5
	収支報告書と証拠書類を照合 (図のb)	6
	収支報告書と現物・現場の状況を照合 (図のc)	2
	収支報告書と証拠書類、現物・現場の状況を照合 (図のd)	5
計		162

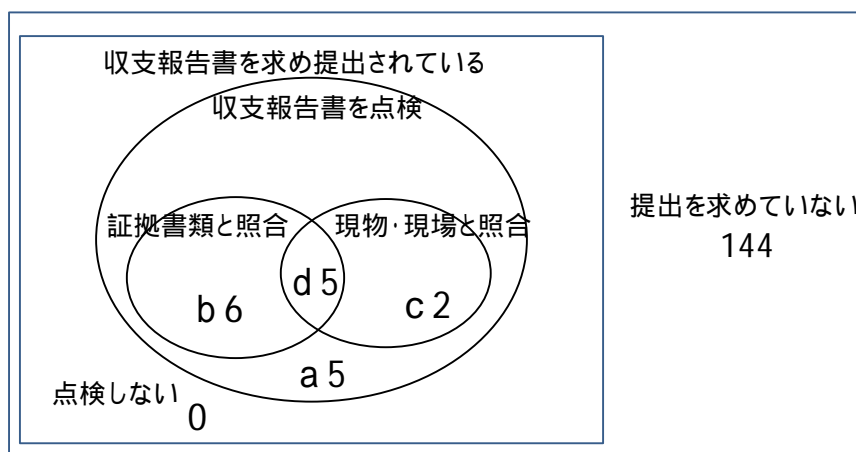


表32 収支報告書と照合した証拠書類（複数回答）

	件数
団体の財務諸表	6
団体の会計帳簿	8
領収書	9
出退勤記録	6
賃金台帳	7
その他	2
「照合している」の総数	11

「その他」の内容：

- ・検査成績書と照合（薬品検査委託）
- ・通帳（財務諸表、会計帳簿、領収書、出退勤記録、賃金台帳の照合のほかに）

表33 点検した結果、委託料の使途に対象外経費が含まれていた事例

該当なし
------

表34 点検を行う際の観点（複数回答）

	件数
対象外経費がないか	12
収支金額の真実性	8
履行の実体があるか	14
経費と利益の把握	3
その他	1
「点検している」の総数	18

「その他」の内容：

成果物である「経営診断の評価結果表」の記入内容を確認している。（経営診断委託）

表35 この委託において成果とは具体的に何か。（回答を一部紹介）

〔施設の運営〕
地域との協働
延長保育の実施によるサービス拡充と民間の創意工夫の反映
サービスの拡大、利用者の満足
〔窓口サービス代行〕
窓口受付事務等を滞りなく履行すること。
地域活動団体に対する税務相談に、適切なアドバイスがされ、団体の運営に改善が図れる。
練馬区空家地域貢献事業の対象となるマッチング成立件数のほか、当事業に関する調査研究・情報発信等に関すること。
〔業務運営〕
薪能の会場内での大型ビジョンを活用した中継の実施、区民コンサートの実施、薪能・コンサートのケーブルテレビ内での放送
円滑な授業を進めることおよび卒業生からの情報提供やアドバイスを受け、地域活動につなげること。
支援対象世帯の居宅移行（転居先確保）および居宅生活の安定化
学校開業日に用務業務を確実に実施しているとともに、環境整備業務、施設維持・修繕業務、校務・庶務的業務について、学校、児童・生徒・保護者をはじめとする来校者、教育総務課技能長の視点から満足いく程度の業務品質を備えていること。

学校給食衛生管理基準に沿った調理業務を行い、安全・安心な給食を提供できていること。美味しい給食を提供することで、残滓や残乳の量が減少すること。
延長保育の実施によるサービス拡充と民間の創意工夫の反映
〔イベント企画・運営〕
受講者(職員)のスキルが向上していること。
練馬区が「アニメ・イチバンのまち」であることを強く・広くアピールし、区民だけでなく区外からもアニメ関心層の来場を喚起する内容であったことを成果とする。
参加者が楽しいと感じていただく事業の実施。参加者からの満足との評価
〔調査・コンサルタント〕
専門性および経験にもとづく委託業務的確な履行
仕様書に記載した成果品である「資料の作成および記録の報告」、「納品成果物」、「電磁的記録媒体」
アスベスト含有の有無の判定および分析
〔システム開発〕
回答例なし
〔システム保守〕
システムが正常に稼働し積算が行えること。
機器が正常に稼働すること。
〔建物・設備保守管理〕
駐車場管理機器が適正に運用されるよう保守を行うとともに、修理等の対応を要する場合には迅速に処理されること。
〔封入・入力〕
発送書類を誤り無く分類・封入し、指定期日までに発送する。
会議音声データから会議録を作成すること。
〔清掃・その他〕
来所者が施設を快適に使用できること。
維持管理により美術の森緑地を良好な状態に確保する。
生活保護費(現金)が所定のところに適正に輸送されていること。
清掃・除草が適切に行われていること。
依頼した物品を正確に時間内に運搬すること。

表36 委託の成果について評価を実施したか。

		施設 の運 営	窓 口 サ ー ビ ス 代 行	業 務 運 営	イ ベ ン ト 企 画 ・ 運 営	調 査 ・ コ ン サ ル タ ン ト	シ ス テ ム 開 発	シ ス テ ム 保 守	建 物 ・ 設 備 保 守 管 理	封 入 ・ 入 力	清 掃 ・ そ 他	計
している	数量的	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2	6
	質的	2	2	4	4	6	0	4	0	3	3	28
	数量と質の両方	5	4	16	3	5	0	0	1	4	5	43
評価はとくにしていない		0	4	12	0	8	4	13	11	10	23	85
計		7	10	32	7	19	4	18	12	20	33	162

表37 評価を行っていない場合の理由（複数回答）

	施設 の運 営	窓 口 サ ー ビ ス 代 行	業 務 運 営	イ ベ ン ト 企 画 ・ 運 営	調 査 ・ コ ン サ ル タ ン ト	シ ス テ ム 開 発	シ ス テ ム 保 守	建 物 ・ 設 備 保 守 管 理	封 入 ・ 入 力	清 掃 ・ そ の 他	計
以前から委託しているから	0	1	2	0	0	0	1	0	0	1	5
成果の測定が困難	0	2	10	0	3	1	6	5	4	10	41
必要を感じない	0	1	0	0	0	0	0	3	2	5	11
その他の理由	0	1	0	0	4	3	5	4	2	7	26
理由はない	0	0	1	0	1	0	1	1	2	0	6

表38 評価を行っていない理由の「その他」（回答を一部紹介）

窓口サービス代行	月毎の支払時に委託業務の履行状況を検査しているから
調査・コンサルタント	仕様書に求める成果品が納品されたため
	東京都で決定している文化財保護法に係る「民間調査組織一覧」より選定しているため
	仕様書に求める成果品の作成に向けて、打合せや確認等を十分に行ったため
	練馬区設計等委託成績評定要綱に点検業務が該当していないため
システム開発	システムが稼働するか否かの判断であるため、数量的および質的の評価は行っていない。
システム保守	正常なシステム動作をすることが成果であるため
	システムの保守とセキュリティ対策について定められた内容の履行を求めているのみであり、成果があるなしの内容でない。
建物・設備保守管理	委託の内容が法定点検であり、書式も決まっているため、委託の成果を評価する対象と考えていない。
	委託成果を評価する委託内容ではないため
	仕様に沿って業務は行われており、履行確認も行っているため
	本件は学校施設の巡回（学校利用状況の確認・火気の始末・窓、扉および門等の戸締りの確認等）、開放（施設の貸出し）、機械警備装置のセット等、業務が正常に履行されることを目的とする単純業務であるため
封入・入力	完全履行以外認められないため
	毎回着実に履行しているため
清掃・その他	委託作業は、純粹に文書の回収・廃棄のみであるため
	履行確認（現金の輸送）を現地で直接確認しているため
	毎回着実に委託業務を履行しているため
	通常の履行確認により成果を確認している。
	区が指定している産業廃棄物を処理施設までの運搬業のみであるため
	委託業務は、公文書の保管および電子化業務を行うことであり、報告書、成果物および現地視察により履行確認を実施しているから
利用頻度の高低にかかわらず、必要な時に通訳サービスを受けられる状態を整えておくことが重要であるため	

表39 評価基準を定めているか。

	件数
定めている	27
定めていない	50

表40 評価にあたって採った方法（複数回答）

	件数
第三者評価	3
利用者アンケート	19
モニタリング	28
事業者成果報告を出させる	23
採点表	5
評価会議	6
その他	6

「その他」の内容 職員による現地確認、関係部署および会議参加者による評価

表41 評価にあたって工夫したこと。

参加者アンケートの項目の詳細化
成果報告書内の利用者アンケートにおける、来場者の状況や反応を基に、成果を果たしていたかどうかを客観的に判断した。
運営協議会を設置し、多方面からの意見を聴取する。
事業者独自の事業内容や取り組みなどを聞き取り成果物等で評価している。
次年度の事業の改善に活かすため、利用状況分析を基に評価を行った。
プログラム参加前後の体力測定を実施。利用者全員の個別結果と教室参加者全体の結果を委託事業者に報告し、プログラムの質の向上に活用してもらう。
採点表による評価を用務委託の当該校と、実地に赴いて業務確認を行う教育総務課技能長が実施することで、委託校からの視点と、複数の委託校の状況を把握している技能長からの視点による評価を総合して判定している。
現場である学校長の評価と、課の評価を併用して評価していること。

表42 評価結果の利用方法（複数回答）

	件数
事業の改善	43
契約仕様書の改善	29
次回の事業者選定	28
次回の予定価格	4
その他	6
利用していない	9

表43 評価結果の利用方法（回答を一部紹介）

今後の審査・確認仕様の検討および給付適正化のため基礎的な資料としている。
利用者状況やアンケートの結果を年度毎にまとめ、薬剤師会や禁煙支援薬局にフィードバックした。
貸出車の選考や貸出ローテーションの参考にしている。〔緊急用車いすの点検〕
業務日誌等の報告内容によって、窓口マニュアルの見直しに繋げている。
区の医療施策の方向性に関する参考意見として活用
次年度契約更新の際の判断材料としている。
業務一部不履行のため、達成度を評価し、不履行分の違約金の請求を行った。

表44 委託の費用対効果の把握

	件数
契約額を上回る効果があったと考えている	18
契約額に見合う効果があったと考えている	116
契約額を下回る効果であったと考えている	2
費用対効果について把握していない	26
計	162

表45 この委託の今後についての考え

	件数
拡大して継続すべき	15
同程度で継続すべき	125
縮小すべき	2
時限事業なので終了	15
わからない	5
区直接実施に移行が望ましい	0
民間実施に移行が望ましい	5
総数	162

表46 委託の費用対効果の把握と今後についての考え

	契約額を上回る効果があったと考えている	契約額に見合う効果があったと考えている	契約額を下回る効果であったと考えている	費用対効果について把握していない
拡大して継続すべき	4	10	0	1
同程度で継続すべき	12	92	0	21
縮小すべき	0	0	1	1
時限事業なので終了	2	12	1	0
わからない	0	2	0	3

## 2 補助金調査票の調査結果

補助金調査票の対象一覧は76ページ以降に掲載

表1 標本とした補助金の分類と年間補助対象件数

	1件	2～10件	11～50件	51～100件	100件超	計
特定団体への補助	17	5	6	1	3	32
一般団体への補助	0	2	3	0	0	5
特定個人への補助	0	0	2	1	0	3
一般個人への補助	0	0	2	2	6	10
計	17	7	13	4	9	50

表2 この補助の目的（回答を一部紹介）

練馬区区民防災組織が実施する防災訓練およびその他の防災活動に関して助成を行い、組織の育成に繋げることで、大地震等の災害に備える。
商店会等が提案する意欲的で工夫とアイデアが活かされた商店会の活性化に資する事業に対し支援することにより、活気がある魅力的な商店街づくりを促進することを目的とする。
練馬区社会福祉協議会が、地域福祉の中心的存在として、行政と地域をつなぎ、互助・共助の力を高めることを支援し、地域福祉の充実および発展を図ること。
保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取り組みに要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図る。
区内の建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちづくりを推進し、震災から区民の生命および財産を守ること。
参加費の補助
保護者の負担を軽減する。

表3 補助目的は要綱に記載しているか。

	件数
いた	46
いなかった	4

注) 「いた」には条例に記載しているという回答1件を含む。



表4 補助を行う理由（複数回答）

	以前から補助事業だから	都・国が補助しているから	区が直接できない事業だから	公益活動団体を助成できるから	地域の活動の担い手を育成できるから	区が望ましいと考える状況を実現できるから	区民の経済負担を軽減できるから	その他	わからない	計
特定団体への補助	9	12	8	3	1	23	0	1	1	58
一般団体への補助	2	4	1	0	2	5	1	0	0	15
特定個人への補助	0	0	1	0	0	1	2	0	0	4
一般個人への補助	2	2	3	0	1	6	9	0	0	23
計	13	18	13	3	4	35	12	1	1	100

「以前から補助事業だから」のみ選択した回答はなかった。

「以前から補助事業だから」と「都・国が補助しているから」のみ選択した回答は1件。

「都・国が補助しているから」のみ選択した回答は2件

表5 補助対象経費・対象外経費を要綱に明示していたか。

	件数
いた	47
いなかった	2
計	49

注) 無回答を除く。

表6 補助対象経費等の表現は具体的であるか。

	件数
「運営費」「人件費」のように総括的な表現	15
「事務所賃借料」「給料」のように具体的な表現	32
計	47

表7 補助にあたり相手方に条件を求めたか。（複数回答）

	件数
住所や居住期間	25
収入や所得	10
納税状況	12
資格や認証の取得	13
区の定める事業の実施	32
その他	14

「その他」の例 土地の占用許可を得ること、防犯カメラ運用規程を定めること、連帯保証人の存在、3か月以上区内で就労していること、保育料を納入していること、事業計画書の提出、等

表8 補助にあたり相手方にコンプライアンスを求めたか。

	求めた	求めた		求めなかった
		文書で求めた	口頭のみで求めた	
秘密保持	8	3	5	41
個人情報保護	11	5	6	38
システムセキュリティ	5	3	2	44
環境配慮	7	3	4	42
人権尊重	4	2	2	45
男女平等	4	1	3	45
障害差別解消	5	1	4	44
労働環境	5	2	3	44
その他のコンプライアンス	12	11	1	37

「その他のコンプライアンス」の例 公正で誠実な事業執行、偽りまたは不正な手段で補助金を受けないこと、事故防止、高齢者を不当に扱わないこと。

表9 補助要綱の内容・表現が妥当か、定期的な点検・見直しの実施

	件数
年2回以上	6
年1回	40
年1回未満	2
全く点検しなかった	1
計	49

注) 無回答を除く。

表10 補助要綱の点検・見直しを行った者(複数回答)

	件数
点検を行った総数	48
担当職員	47
係長	42
課長	20

表11 点検を行わなかった理由(複数回答)

	件数
点検を行わなかった総数	1
国・都が作成している内容だから	0
以前からの要綱だから	0
必要を感じないから	0
その他の理由	1
とくに理由は無い	0

「その他」の内容：要綱の所管課は別の課であるため

表12 補助の募集要項や補助金の周知ツールは公開しているか。

	特定団体 への補助	一般団体 への補助	特定個人 への補助	一般個人 への補助	計
一般公開している	5	5	2	10	22
特定の相手にのみ知らせている	27	0	1	0	28
計	32	5	3	10	50

表13 予定以上の申込みがあった場合の対応

	特定団体 への補助	一般団体 への補助	特定個人 への補助	一般個人 への補助	計
先着順で締め切る	1	1	0	3	5
抽選で絞る	0	0	1	1	2
選考で絞る	7	2	1	0	10
補助件数を増やす	10	1	1	6	18

注) 無回答を除く。

表14 補助対象者が反社会的勢力に関係ないことを確認したか。

	確認した	確認して いない	確認した かどうか 分からない	計
一般個人・団体への補助	3	10	2	15
要綱に排除規定がある	1	0	1	2
要綱に排除規定はない	2	10	1	13
特定個人・団体への補助	14	19	2	35
要綱に排除規定がある	4	3	0	7
要綱に排除規定はない	10	16	2	28
計	17	29	4	50
要綱に排除規定がある	5	3	1	9
要綱に排除規定はない	12	26	3	41

表15 補助対象者が区税等の滞納がないことを確認したか。

	納税状況 を確認し た	確認しな かった	計
要綱で区税滞納のないことを条件としている	7	0	7
要綱で区税滞納について条件がない	5	38	43
計	12	38	50

表16 補助金の支払方法・時期

	全て固定費	一部固定・一部精算費	全て精算費	計
前金払で精算はない	2	0	0	2
概算交付し履行後に精算	2	2	20	24
履行後に全額支払	8	0	16	24
計	12	2	36	50

表17 補助事業の履行確認の方法（複数回答）

	件数
実績報告書	46
成果物	13
達成された状態	18

書面確認	50
現地確認	19
口頭確認	10

「口頭確認」の回答はすべて、「実績報告書の書面確認」もあわせて選択している。

表18 履行確認の時期

	件数
事業終了時のみ	33
終了後と中間	16
中間のみ	0
その他	1
計	50

「その他」 着手時・中間・事業終了時

表19 履行確認のために採った方法（複数回答）

	件数
履行チェックリスト	13
採点表	1
報告ミーティング	9
その他	14

「その他」の例 職員の現地確認、写真撮影、請求書・領収書・契約書などの提出、詳細な報告書の提出

表20 同種の補助が何回もある場合、履行確認の方法は一定しているか。

	件数
毎回一定している	44
そのつど一定ではない	1
計	45

表21 相手方に求めた条件を満たすかの確認（条件は複数回答）

	住所や 居住期間	収入や 所得	納税状 況	資格や 認証の 取得	区の定 める事 業の実 施	その他
条件を求めた総数	25	10	12	13	32	14
確認した	書面確認	18	9	12	13	19
	現地確認	0	0	0	0	1
	書面確認と現地確認の両方	7	1	0	0	11
	口頭のみで確認	0	0	0	0	0
確認しなかった	0	0	0	0	1	0

表22 口頭確認の記録を残したか。

	件数
残っていた	0
残すときと残さないときがあった	0
残していなかった	0

表23 相手方に求めた条件を満たすかの確認は交付決定前にしたか。

	件数
全て交付決定前	35
一部は交付決定後	8
全て交付決定後	4
計	47

交付決定前に全てを確認しなかった理由 交付決定後に事業を行わせ、その実績報告書を提出させて補助額を確定させる仕組みだから

表24 相手方に求めたコンプライアンスは遵守されたか。

	件数
していた	15
一部していた	1
していなかった	0
不明または確認していない	4
計	20

表25 履行確認にあたって工夫したこと。（回答を一部紹介）

工事施工業者の証明書および請求書・領収書、工事前後の写真の提出などを求めている。
実績報告書に記載された経費を証明する書類と使用済み注射針の処分に係る処理委託契約書の写しを添付してもらうことで、当該事業が確実に履行されたことを確認している。
交付決定した機器、備品リストの写しを現地に持参し、納入検査を行っている。
「調査担当者」および「確認者」の日付記入欄・押印欄を設け、複数で確認するようにしている。

表26 補助金の収支報告書の点検

			件数
補助要綱では収支報告書を求めている			21
補助要綱で求めているが提出されていない			0
提出されているが特に点検はしない			0
点検している	収支報告書のみで点検	(図のa)	4
	収支報告書と証拠書類を照合	(図のb)	17
	収支報告書と現物・現場の状況を照合	(図のc)	1
	収支報告書と証拠書類、現物・現場の状況を照合	(図のd)	7
計			50

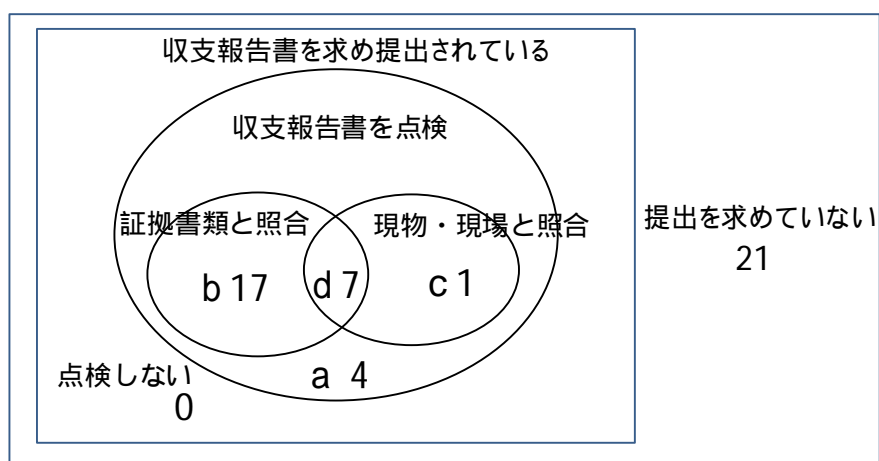


表27 収支報告書と照合した証拠書類（複数回答）

	件数
団体の財務諸表	6
団体の会計帳簿	11
領収書	20
出退勤記録	3
賃金台帳	4
その他	4
「照合している」の総数	24

「その他」の答え 契約書の写し、納品書の写し、施工の図面、別の補助金の交付実績数値

表28 点検を行う際の観点（複数回答）

	件数
対象外経費がないか	22
収支金額の真実性	24
事業実施の実体があるか	20
支出内容の公益性	13
その他	0
「点検している」の総数	29

表29 点検した結果、補助金の使途に対象外経費が含まれていた事例

振込先を誤ったことによる振り込み手数料。(平成29年度)
クリスマス会における菓子、飲料等17,041円。実績報告書の審査時に対象外と判断し除外した。(平成28年度)

表30 この補助において、成果とは具体的に何か。(回答を一部紹介)

「数量的」成果の例

補助を受けた団体の活動回数や活動人員、事業参加者数
整備が終了した施設数、病床数
減量された生ごみ量の推計値
補助を受けて認可保育所に移行した施設数

「質的」成果の例

地域の災害対応力の向上
快適な商環境の実現
地域コミュニティの活性化
互助・共助の力の高まりによる地域福祉の充実

表31 補助の成果について評価を実施したか。

		特定団体 への補助	一般団体 への補助	特定個人 への補助	一般個人 への補助	計
している	数量的	7	0	2	7	16
	質的	6	0	0	0	6
	数量と質の両方	7	4	0	1	12
評価はとくにしていない		11	1	1	2	15
計		31	5	3	10	49

注) 無回答を除く。

表32 評価を行っていない場合の理由(複数回答)

	件数
以前から補助しているから	4
国・都が決めた補助だから	6
成果の測定が困難	10
必要を感じない	0
その他の理由	0
理由はない	1
「評価はとくにしていない」の総数	15

表33 評価基準は定めているか

	件数
定めている	8
定めていない	26
計	34

表34 評価にあたって採った方法（複数回答）

	件数
利用者アンケート（補助金を受けた者が行う事業に対するもの）	4
補助金を受けた者に成果報告を出させる	14
採点表	2
評価会議	1
近隣自治体が同じ補助制度を実施しているか確認	11
補助実績の推移を確認	16
財政課の補助金チェックシート	10
その他	3

「その他」 団体との情報交換、年間相談件数の推移を確認、区・都・団体の参加する会議で課題確認と評価を行う。

表35 評価結果の利用方法（複数回答）

	件数
事業の改善	23
補助要綱の改善	8
次回の対象者選定	3
補助金額の見直し	14
その他	4
利用していない	0

「その他」 事業の継続や予算見積りに利用

表36 評価にあたって工夫したこと。（回答を一部紹介）

参加者数に応じて、助成額を変更し、モチベーションを高めている。
団体代表者以外の複数の構成員から団体運営・活動に対する意見・感想を聞き取る。
補助金交付団体以外の団体も加わった協議会で事業の評価を実施している。



表37 補助の費用対効果の把握

	件数
補助額を上回る効果があったと考えている	6
補助額に見合う効果があったと考えている	33
補助額を下回る効果であったと考えている	0
費用対効果について把握していない	11
計	50

表38 この補助金の今後についての考え

	件数
拡大して継続すべき	3
同程度で継続すべき	39
縮小すべき	1
廃止すべき	2
わからない	4
区直接実施に移行が望ましい	0
委託事業に移行が望ましい	0
総数	49

注) 無回答を除く。

表39 補助の費用対効果の把握と今後についての考え

	補助額を上回る効果があったと考えている	補助額に見合う効果があったと考えている	補助額を下回る効果であったと考えている	費用対効果について把握していない
拡大して継続すべき	1	1	0	1
同程度で継続すべき	4	26	0	9
縮小すべき	0	1	0	0
廃止すべき	0	1	0	1
わからない	1	3	0	0

注) 無回答を除く。

### 3 定期監査における事例

定期監査において確認した事例（口頭指導の対象）を例示する。

#### 【監査の視点別の事例数】

	委託	補助	計
委託・補助等の目的は明確か。			
仕様書・補助要綱の内容は的確か。	15	1	16
相手方選定の方法・結果は妥当か。	7		7
経費の見積りは適切か。	2		2
履行確認は適切か。	20	4	24
事業の成果について評価を実施しているか。			
計	44	5	49

委託・補助等の目的は明確か。  
特になし

仕様書・補助要綱の内容は的確か。

施設運営委託において、福利厚生費・会議費・雑費において飲食費が委託料の対象外経費であることを示さなかったため、これらが含まれていた事例があった。
研修委託において、委託する研修内容、必要条件を仕様書に具体的に記載していないものがあった。
委託業務のなかに、第三者への経費の支払を含めているが、その金額について何も記載がないため、経費が受託者の負担なのかさえ不明なものがあった。
郵送物封入委託において、業者が作業に失敗し区職員がフォローした場合の件数を支払から除外するかどうか仕様書に記載がないものがあった。
行事の設営委託において、中止になった場合の支払金額を契約書に添付していなかったものがあった。
請負契約においては、人員の指定はできないが、仕様書に作業人員を指定しているものが見受けられた。
施設運営委託で、仕様書に事業者が備品を購入することや事前相談すること、所有帰属などの規定を設けていなかったため、区が把握しないまま購入している事例があった。

<p>仕様書において、委託業務の実施の順番と仕様書における記載の順番が逆であるものや、類似した注意事項を複数個所に重複して記載してあるものがあった。</p>
<p>仕様書には、「業務内容 別紙駐車場図 のとおり協議を行う。」と記載されていて、意味が不明であった。</p>
<p>テープ反訳委託において、端数15分の場合0.25時間分を支払う認識でいたが、仕様書には「15分未満は0.25時間、15分以上30分未満は0.5時間とする」と記載があり、認識と異なっている例があった。</p>
<p>車いす点検委託において、受託情報の保護および管理に関する特記事項を付けると明記しているが所管課はその理由を理解していなかった。</p>
<p>「受託者は利用者負担金を徴収する」という表現があり、公金の収納委託と紛らわしいものがあった。</p>
<p>区では平成23年度以降ISO14001の認証を離脱しているが、29年度契約において、依然として区のISO14001へ協力を求める内容が記載されている例があった。</p>
<p>全庁的に特記事項等が改定された後に、古い個人情報保護特記事項、情報システム特記事項、環境方針を添付して契約しているものがあった。</p>
<p>起案・決定した仕様書と異なる仕様書を契約書に綴じて契約したため、結果として点検者の資格要件の記載が脱けている事例があった。</p>
<p>補助対象経費が補助金交付額を下回った場合に、不用額を戻入すべき規定がないものがあった。</p>

#### 相手方選定の方法・結果は妥当か。

<p>業者指定理由として、現在受託している業者が良好であり、利用者にとって利便であるからとあるが、他の業者を候補に含めない理由が不明確なものがあった。</p>
<p>同一課の複数の委託において、業者指定理由として、研修内容が研修目的と合致しており、研修実績が豊富であり、契約金額が妥当である、のようにほぼ同文であり、個々の委託に対応した理由になっていなかった。また、指定したい業者以外の者では履行できないのか説明がなかった。</p>
<p>受託者から、再委託承認申請が提出されたのに、審査・承認を失念し、実態として再委託が行われていた事例があった。</p>
<p>物品搬送契約において、受託者がピアノ調律の再委託手続を取っていないものがあった。</p>
<p>施設運営委託において、仕様書で再委託を禁止しているが、実態として清掃を再委託していた。</p>

委託契約の内容が、個人に対する記者会見の取材協力依頼であり、委託契約の方法になじみにくいものであった。

産業廃棄物収集運搬委託において、業者の資格要件である許可書の写しを徴取確認していないものがあった。

経費の見積りは適切か。

固定費前払い方式で、60人分の利用を見込んで支出したが、利用実績は35人だった例があった。

施設運営委託において、経費の区分を超えて執行する場合は事前に区に予算流用を協議することを定めていたが、区に協議していなかった例があった。

履行確認は適切か。

個人情報等の区の情報を受託者が取り扱う場合、契約書に受託情報特記仕様書を添付している。ところが、その特記事項で提出を求めている「受託情報の管理責任者選任届」「従事者の届」「セキュリティ教育実施報告書」「情報の返却・処分の証明書」が提出されておらず、所管課でも徴取していない例があった。

個人番号（マイナンバー）を取り扱う委託契約においては、特定個人情報にかかる特記事項に基づき、責任者等を届け出ることになっているが、業者が受託情報にかかる特記事項と報告様式を間違えた結果、総括責任者、監査責任者が届出されておらず、主管課でもそれに気が付いていない例があった。

履行にあたり保険加入の条件を設けているがその確認をしていないものがあった。

「盗難防止付き車両」と指定して契約しているが、どういう装置が実装されているか確認していなかった。

外国語版資料作成委託において、翻訳にネイティブチェックを行うこととあるが、とくに確認を行っていなかった例があった。

害虫駆除において、使用薬剤に条件を付しているが、使用薬剤を確認していなかった。

受託者に資格要件（1級建築士、福祉住環境コーディネーター1級または2級）を求めているが、その確認をしていなかった。

配食委託において「1食当たり600円かけること」と指定しているがその履行確認をしていなかった。

品質確保の特記事項を添付しているので、履行体制チェックシートにより、受託業者の労務体制等を年2回確認しなければならないところ、その認識を欠き、確認がされていないものがあった。

<p>履行確認書にあたる、協議会から送られたモニタリング報告を支出命令書に添付して送り込んでいるため、所管課で保管していない例があった。</p>
<p>電子複写機の保守委託において、仕様書に定める完了報告書を保管していなかった例があった。</p>
<p>完了報告書の提出はなく、電話で履行済み報告を受けていたが、それを記録に残していない契約があった。</p>
<p>石綿含有調査委託について、検体採取の場所を特定できる写真の添付がないものがあった。</p>
<p>リース契約において求めているリース終了時の機器内データ消去の完了報告書が、契約先からではなく、実際に作業した会社からのものであった。</p>
<p>提出物の日付が消せるペンで記入されていた。</p>
<p>運営委託において、委託料の用途（福利厚生費・会議費・雑費）に飲食費が含まれていたもの、従業員への香典が含まれていたもの、利用者の茶菓代が支出されている例があった。いずれも、所管課における収支報告書の点検では発見できていなかった。</p>
<p>運営委託において、仕様書で収支決算報告の提出を定めていたが、これまで徴取していなかった例があった。</p>
<p>私人に公金の収納を委託する際には、受託者は「収納役 何某」の例により領収証を発行すべきことが定められているが、所管課の指導監督が不十分で、「金銭出納員 何某」という誤った表示をしている例があった。</p>
<p>受託業者に区の資料を貸与した際、借用書を取っていない例があった。</p>
<p>課長契約であるので、請書のあて先は課長であるべきところ、区長あての請書を受理していた。</p>
<p>設備整備費補助金において、実績報告に添えて提出された領収書と見積書の業者名が相違しており、領収金額の内訳説明になっていないものがあった。</p>
<p>補助金申請書記載の児童年齢のチェックが不十分で交付金額を誤り、追加交付した例があった。</p>
<p>補助要綱の様式で押印欄を設けておらず、補助金の申請書に申請者（団体）の押印がないものがあった。</p>
<p>補助金の未使用残額を翌年度に繰り越す内容の収支報告書を一旦は了承し、その後に指摘を受けて返還させていた例があった。</p>

事業の成果について評価を実施しているか。

特になし

#### 4 調査票調査の対象一覧

委託		
番号	件名	所管部
1	練馬区公式ホームページ再構築委託	区長室
2	ねりまちレポーターシステム利用料	区長室
3	アクションプラン点字版作成委託	企画部
4	国保集約システム対応にかかる国保サブシステムの改修委託	企画部
5	番号制度対応にかかる団体内統合宛名システム改修委託	企画部
6	練馬区ヘルプデスクの運用および庁内情報系ネットワーク管理業務委託	企画部
7	LGWAN-ASPサービスの構築および利用	企画部
8	軽可搬ポンプ保守点検整備	危機管理室
9	医療救護所流通備蓄医薬品保守管理	危機管理室
10	駐車場システム保守委託(石神井庁舎)	総務部
11	公文書保管および電子化委託	総務部
12	保存年限満了廃棄文書溶解処理委託	総務部
13	旧光が丘第七小学校総合管理業務委託	総務部
14	電子自治体共同運営電子サービス提供委託	総務部
15	公共施設用地測量委託	総務部
16	練馬区独立70周年記念誌編纂委託	総務部
17	男女共同参画にかかる相談業務委託	総務部
18	職員給与および福利厚生事務の一部業務委託	人事戦略担当部
19	人事給与システムに係る運用支援委託	人事戦略担当部
20	福祉採用選考択一試験問題作成委託	人事戦略担当部
21	職員定期健康診断(消化器系)委託	人事戦略担当部
22	職員定期研修(15年目)委託	人事戦略担当部
23	練馬区IT研修委託	人事戦略担当部
24	施設定期点検業務委託	施設管理担当部
25	早宮区民事務所定期清掃業務委託	区民部
26	早宮区民事務所日常清掃用務委託	区民部
27	大泉区民事務所ほかの清掃業務委託	区民部
28	通訳コールセンター業務委託	区民部
29	電子複写機(ファクシミリ機能付き)保守委託	区民部
30	早宮区民事務所増圧給水ポンプ保守点検委託	区民部
31	特別区民税都民税等の納付案内業務	区民部
32	特別徴収督促状等の封入委託	区民部

番号	件名	所管部
33	国民健康保険窓口受付事務等業務委託	区民部
34	国民健康保険保険料納入通知書等封入作業委託	区民部
35	平成29年度国民健康保険高額療養費支給申請書の封入等委託（単価契約）	区民部
36	国民健康保険外国語版ガイドブック作成委託	区民部
37	練馬区伝統工芸展の企画運営委託	産業経済部
38	区民プラザ予約システム保守委託	産業経済部
39	練馬アニメカーニバル企画運営委託	産業経済部
40	花火フェスタ企画運営委託	産業経済部
41	ねり丸着ぐるみ運用管理等委託	産業経済部
42	大泉学園駅北口ARアプリ運営委託	産業経済部
43	農の学校事業運営委託	都市農業担当部
44	「練馬果樹あるファーム事業」の支援業務委託	都市農業担当部
45	地区区民館管理運営委託	地域文化部
46	地域集会所管理運営業務委託	地域文化部
47	公共施設予約システム保守委託	地域文化部
48	NPO等の会計税務相談委託	地域文化部
49	遺跡試掘調査手掘り等作業委託	地域文化部
50	練馬薪能中継設備設置・運営委託	地域文化部
51	美術の森緑地清掃作業委託	地域文化部
52	少年少女スポーツ大会運営委託	地域文化部
53	区民歩行会事業の運営委託	地域文化部
54	スポーツ教室指導委託	地域文化部
55	総合体育館維持管理委託	地域文化部
56	福祉情報システム保守委託	福祉部
57	高齢者実態調査票の入力作業委託	福祉部
58	バリアフリーマップ公開ホームページ運用委託	福祉部
59	アドバイザー契約	福祉部
60	引き取り手のいない死亡者の葬儀	福祉部
61	地域福祉パワーアップカレッジねりま運営補助および卒業生企画授業の委託	福祉部
62	しらゆり荘における収納委託	福祉部
63	こども発達支援センター送迎バス運行委託（単価契約）	福祉部
64	こども発達支援センター通所訓練事業委託	福祉部
65	障害者福祉人材センター運営委託	福祉部
66	ホームレス等に対する居宅生活支援事業の業務委託	福祉部
67	生活保護費警送委託	福祉部
68	高齢者福祉施設整備法人の選定に係る経営診断	高齢施策担当部

番号	件名	所管部
69	区立敬老館運営業務委託	高齢施策担当部
70	高齢者筋力トレーニング事業委託	高齢施策担当部
71	緊急用車いす点検委託	高齢施策担当部
72	介護保険認定等業務委託	高齢施策担当部
73	高額介護サービス費支給決定通知の封入委託	高齢施策担当部
74	特別徴収開始通知の圧着委託	高齢施策担当部
75	介護保険窓口業務委託	高齢施策担当部
76	住宅改修審査事務委託	高齢施策担当部
77	指定事業者等管理システムの保守委託	高齢施策担当部
78	介護保険ご利用状況のお知らせの封入委託	高齢施策担当部
79	介護サービス事業者情報システム運用等委託	高齢施策担当部
80	禁煙支援薬局委託	健康部
81	自動車運送委託	健康部
82	母子手帳交付資料封入委託	健康部
83	狂犬病予防注射会場設営および物品運搬委託	健康部
84	輸入冷凍農産物残留農薬検査委託	健康部
85	予防接種票の印刷および封入封緘業務委託	健康部
86	感染症検体等搬送業務委託	健康部
87	自立支援医療費・精神保健手帳等にかかる窓口受付業務委託	健康部
88	防火設備の保守委託	健康部
89	豊玉すこやかセンター管理業務委託	健康部
90	休日夜間急患診療事業（医科）実施に伴う委託	地域医療担当部
91	笑気吸入鎮静器の保守委託	地域医療担当部
92	医療環境現況調査および検討委託	地域医療担当部
93	再生可能エネルギー・省エネルギー機器等導入補助事業窓口業務	環境部
94	空家活用専門窓口補助業務	環境部
95	天然ガス自動車等の運行管理委託（単価契約）	環境部
96	地球温暖化対策地域協議会事務局運営委託	環境部
97	うめのき憩いの森管理運営委託	環境部
98	牧野記念庭園記念館運営委託	環境部
99	公共施設樹木精密診断委託	環境部
100	ガーデニングコンテスト協働運営委託	環境部
101	緑化委員会テープ反訳	環境部
102	古紙等回収運搬作業および再資源化に伴う中間処理委託	環境部
103	資源の回収場所管理運営委託（地区区民館ほか）	環境部
104	循環型社会推進会議録作成委託	環境部



番号	件名	所管部
105	都市のグランドデザイン策定支援業務	都市整備部
106	震災復興マニュアル改定支援業務	都市整備部
107	まちづくりにおける専門家派遣委託	都市整備部
108	保谷駅周辺地区まちづくり推進業務支援委託	都市整備部
109	武蔵関駅周辺まちづくり業務支援委託	都市整備部
110	大泉学園地区まちづくり推進業務委託	都市整備部
111	公営住宅募集案内の配送業務委託	都市整備部
112	住宅統合管理システムソフトウェア保守委託	都市整備部
113	区営住宅窓口案内事務等に関する業務委託	都市整備部
114	練馬区建築総合情報システムデータ入力委託	都市整備部
115	練馬区建築総合情報システムの運用保守委託	都市整備部
116	民間建築物耐震化支援事業にかかる事務処理委託	都市整備部
117	不法投棄産業廃棄物の収集運搬委託	土木部
118	路面清掃委託	土木部
119	道路標識等維持管理委託	土木部
120	公園建設資材価格調査委託	土木部
121	道路冠水災害時緊急用排水施設保守点検委託	土木部
122	練馬高野台いきいき歩道橋エレベータ保守委託	土木部
123	公園清掃管理作業委託	土木部
124	街路樹木管理作業委託	土木部
125	無電柱化推進計画策定支援業務	土木部
126	土木積算システム保守	土木部
127	橋梁定期点検業務委託	土木部
128	駐輪場整備計画検討委託	土木部
129	自転車シミュレータの保守点検委託	土木部
130	スケアード・ストレイト方式による交通安全教室委託	土木部
131	放置自転車対策業務委託	土木部
132	学校施設管理委託	教育振興部
133	学校用務業務委託	教育振興部
134	学校施設管理計画策定支援委託	教育振興部
135	学校選択希望票の入力委託	教育振興部
136	石綿含有調査委託	教育振興部
137	仮設校舎への校具移転作業委託	教育振興部
138	ベルデ予約システム保守委託	教育振興部
139	旅行サービスコーナー業務委託	教育振興部
140	区立学校給食調理委託	教育振興部

番号	件名	所管部
141	区立小学校・幼稚園における動物飼育に関する支援委託について	教育振興部
142	学校教育支援センター他3施設のシステム保守等委託	教育振興部
143	図書館窓口等業務委託	教育振興部
144	図書館情報システム機器運用保守委託	教育振興部
145	学童クラブ運営委託	こども家庭部
146	学校応援団サポート講座ねりまチャージ企画プログラム実施委託	こども家庭部
147	安全管理事業における児童安全誘導擁護委託	こども家庭部
148	こどもまつりで使用する物品の運送委託	こども家庭部
149	児童館、保育所における害虫駆除委託	こども家庭部
150	こども医療費助成および児童手当支給事務の一部業務委託	こども家庭部
151	ねりっこクラブ運営業務委託	こども家庭部
152	保育システム保守委託	こども家庭部
153	保育園採用時健診委託	こども家庭部
154	子育てひろば事業委託	こども家庭部
155	保育給付支給認定通知書封入封緘委託	こども家庭部
156	区立保育園運営業務委託	こども家庭部
157	子育て支援事業の業務委託(子ども家庭支援センター)	こども家庭部
158	青少年館総合管理業務委託	こども家庭部
159	成人の日つどい会場設営委託	こども家庭部
160	選挙公報の各戸配布委託	選挙管理委員会事務局
161	定期監査(9)建築工事に伴う事前調査業務委託	監査事務局
162	区議会本会議録作成およびデータベース化委託	区議会事務局

#### 補助金

番号	件名	所管部
1	消防団補助金	危機管理室
2	防犯設備等補助金	危機管理室
3	地域防犯防火連携組織運営費補助金	危機管理室
4	区民防災組織訓練等経費助成金	危機管理室
5	公衆浴場設備改善事業補助金	産業経済部
6	練馬漬物物産展事業補助金	産業経済部
7	練馬区商店街連合会補助金	産業経済部
8	いきいき商店街支援事業補助金	産業経済部
9	活力ある商店街づくり補助金	産業経済部
10	練馬まつり事業補助金	産業経済部

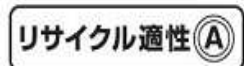
番号	件名	所管部
11	練馬区金子ゴールデンビール麦ブランド化推進事業助成金	都市農業担当部
12	ねりマルシェ事業費補助金	都市農業担当部
13	自治活動推進協力費補助金	地域文化部
14	指定保養施設利用補助金	地域文化部
15	地区祭補助金	地域文化部
16	練馬区釣魚連合会に対する交付金	地域文化部
17	ねりまこぶしマラソン実行委員会補助金	地域文化部
18	社会福祉協議会補助金(管理部門人件費、ボランティア・地域福祉推進事業費、施設管理費、在宅サービス事業費)	福祉部
19	成年後見人等謝礼補助金	福祉部
20	練馬区非営利地域福祉活動補助金	福祉部
21	障害者グループホーム運営費補助金	福祉部
22	ひとり親福祉連合会事業補助金	福祉部
23	児童発達支援センター助成費	福祉部
24	介護人材育成・研修センター運営費補助金	高齢施策担当部
25	高齢者優良居室提供家賃等補助金	高齢施策担当部
26	老人クラブ連合会補助金	高齢施策担当部
27	シルバー人材センター補助金	高齢施策担当部
28	民設特別養護老人ホーム等に係る施設整備費補助金	高齢施策担当部
29	介護職員初任者研修受講料補助金	高齢施策担当部
30	飼い猫の去勢・不妊手術費助成金	健康部
31	ねずみ防除工事費補助金	健康部
32	在宅医療連携コーディネート事業等補助金	地域医療担当部
33	医療施設設備整備費補助金	地域医療担当部
34	再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助金	環境部
35	吹付けアスベスト等除去工事助成金	環境部
36	環境まちづくり公社補助金	環境部
37	生ごみ処理機等助成金	環境部
38	使用済注射針回収補助金	環境部
39	耐震化促進事業助成金	都市整備部
40	私道整備補助金	土木部
41	小学校教育会補助金	教育振興部
42	小学校連合音楽鑑賞教室等補助金	教育振興部
43	私立幼稚園等就園奨励費補助金	教育振興部
44	保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金(認定こども園)	教育振興部
45	放課後児童等の広場(民間学童保育)事業運営費補助金	こども家庭部

番号	件名	所管部
46	保育士等キャリアアップ補助金	こども家庭部
47	保育力強化事業補助金	こども家庭部
48	認証保育所運営費等補助金	こども家庭部
49	保護者保育料負担軽減補助金（認証保育所）	こども家庭部
50	練馬区認可外保育施設運営支援事業補助金	こども家庭部

平成 30 年度 ( 2018 年度 )  
練馬区監査結果報告集

令和元年 7 月発行

編集・発行 練馬区監査事務局  
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6 - 12 - 1  
電話 03 ( 5984 ) 4729



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。